

す。然るに何ぞ思はん、遣韓大使論の決定は全く一場の夢ならんとは。

大久保は、十月十七日を以て、其の進退を決すべく、左の書を三條首相に贈りて、斷然其の決意のある所を示した。

小臣事、無量の天恩を蒙り、殊に殿下の懇命に預ること亦不淺。實に感佩する所に候。然るに、今日に至り、恐縮の至りに不堪候得共、奉職の目的難相立、辭表差出候。漫に汗重任候儀、今更報顔至極に御座候間、今日之事、何様の御沙汰を拜承仕ても、斷然決心候に付、速に御放免被下候様萬祈仕候。乍去、國事之事、度外に置候心事、毛頭無御座候間、若し禍端相開候はゞ、兵卒とも相成一死を以て萬分の一を報じ度微衷に付、其節に臨み候はゞ、御垂憐を賜り候様、今より奉願置候。必ず進で御依頼可奉申上候。誠惶誠惶。

十月十七日

利 通

實美公閣下

尙々過日被下候御書付、乍憚返上仕候に付、御落手可被仰付候。

辭 表

不肖の小臣、不顧分、漫汗重任罷在候處、奉職之目的難相立候に付、當務被免、位階返上被仰付様奉願候間、速に御許可相成様御執奏被下度奉懇願候。誠惶頓首。

其の追伸に所謂る書付とは、大久保が參議就任の際、三條より遣使延期の保證を與へたる書柬を指したるもの。寥々たる短章の裡に、如何にも大久保の毅然たる態度如何を想見するに足るものがある。

大久保の辭表に踵いて、木戸、大隈、大木も亦袂を聯ねて辭表を提出した。木戸の辭表は左の如くである。

臣孝允誠惶誠恐謹て白す。臣初め舊主故從一位毛利敬親夙に國事を憂ひ、孤忠を朝廷に效すを念と爲すを見る。自ら其不肖を揣らす、竊に其意を體し其事を賛け以て國家に報ずる所あらんと欲す。豈計らんや、一朝勅命を蒙り擢て朝班に列せられ、猥りに樞密に參す、荏苒茲に六年、謀議一も効なくして慚羞常に餘あり。上は聖明涵海の恩に酬る能はず。下は衆庶望霓の屬に充つる能はず。自ら省るに、尸素の罪逃避する所なし。雖然、換號の

際、天下の勢、安危内外を關し、隆廢旦夕に係る。苟も忠慨を懷くもの、草野に在りと雖ども、誰か敢て傍觀坐視するを甘する者あらんや、況や不世の眷顧を辱する臣が如き者、固より宜しく其の驚鈍を盡し以て萬一の裨補に供す可き秋なり。獨り悲む頃日俄に脚疾に嬰り、困悶累日自ら起臥する能はず、衽席の間殆ど棄廢の身となれり。衆醫皆言ふ、病囚の來る所必數月の能く治する所に非ずと。今若し徒に職事を曠くせば、是れ自ら罪を累ぬるなり。伏て願くは、臣の志を憫み、速に其職事を解き、安便に就て病を養ふことを得せしめば、庶幾は再び人間に視息するを得ん。是れ聖明臣に既廢の身を賜ふなり。願に臣職に在り、爲す有る能はずと雖ども、退て天下の事を思ふに、猶未だ默止するを得ざる者あり。是以て曩には海外より歸る。略ぼ其見聞する所を陳して之を三條太政大臣に呈す。若し少く聖顧を賜はゞ、嘗に臣の微衷聊伸る所あるのみならず、亦以て故從一位の念とする所を償ふに足らん。伏て惟るに、聖明上に在り、希くは維新の規模を失はず、百事明かに其順序を正し、民を撫し、力を養ひ、強を畏れず、弱を侮らず、務めて獨立の基を他日に鞏固ならしめんことを。臣孝尤恩を荷ふ極りなし。表に臨て感激の至りに堪へず。謹て陳

謝以て言す。

言辭惻々、忠悃愛國の至情、自ら筆墨の外に溢るゝものがある。大久保の辭表と對照して之を讀めば、兩政治家が如何に其の性格を異にしてゐる乎を知ることが出来る。而かも其の忠誠國に許す精神に至りては兩者自ら其揆を一にすることを知らねばならぬ。

二 岩倉右府の辭表提出

十七日三條を首とし、征韓黨の參議は皆登閣したが、非征韓黨の大久保大隈大木等は皆辭表を提出し、一人も出頭するものが無かつた。三條は岩倉の登閣を待ちつゝあつたが、岩倉も亦左の書を三條に贈りて、倉忽の罪を謝し、進退を決するの已むべからざるに至つた所以を述べ、病と稱して參閣しなかつた。

昨日、別後御評議事件、百方愚考致候處、實不容易國家之重事、反覆思慮候而も、御旨趣之通に而は、天下之事は、相去り可申と存候間、吳々厚く御配慮の程、分而懇願仕候。又、過日來、御示談之廉も彼是齟齬不少。全く小生演舌粗忽、貫徹難致事と深く恐懼仕

候。此上は、決心進退を致すの外、無之と存候。何分今日は持病困苦、令不參候。仍而早々如此候也。

十月十七日

具 視

條 公 閣 下

岩倉は、公卿中の傑出物と云はるゝけれども、國家の大事に鑑み、昨日は是とし、今日は非とし、徒に責任を逃るゝこと、此の如くなるに徴すれば、彼も亦た矢張長袖的政治家たるに過ぎない。併し彼は平生大久保を背景として勢力を有した政治家であつた。故に大久保にして進退を決する以上、彼が辭職を決するに至つたことは、必至の勢である。

三 南洲と出使始末書の提出

併しながら、南洲の決意は金鐵よりも堅固であつた。彼は非征韓黨の參議が聯袂辭表を提出したるに拘らず、飽までも三條を擁し、身を挺して其の抱負を展べんことを期した。此日南洲は三條に告ぐるに、其の囊に決したる閣議の結果を奏上し、速に親裁を得んことを以て

した。

然るに、三條は、岩倉の前議を變じて辭表提出の意あることを知り、豫期に反して大に驚き、遽に親裁を得るの難きを憂ふるものゝ如く、南洲に謂て曰く『使命の事たる、國家の大事である。宜しく岩倉の參朝を待て之を決せん』。南洲之を遮つて曰く『連日の閣議に由りて、事既に決してゐる。何ぞ必ずしも岩倉參朝の日を待つ必要あらんや』と。三條に逼るの色があつた。

三條は、猶且つ躊躇逡巡、之を斷すること能はず、但だ曰く『此の如き重大問題を奏上し、其の親裁を仰ぐには、太政大臣、左右大臣、參議の三職相會して、之を確定せねばならぬ。請ふ一日を猶豫せられたい。若し明日に至り、岩倉以下參朝せざれば、予一人其の責任を負ふて之を決行せん』と。而かも南洲は、一日の猶豫、或は國家百年の大計を誤らんことを慮かりたるにや、之を肯んじなかつた。時に後藤は傍にあり、南洲に謂て曰く『一日の猶豫のみ。之を諾するも亦不可無からう』と。南洲は已むを得ず、枉げて之を諾し、終に空しく退散した。然るに豈に圖らん、此の最終一日の猶豫、三條首相の優柔不斷が、國家百年の

大計を誤るに至らんとは。

南洲は退閣の後、更に出使建議の理由を明にせんが爲め『出使始末書』を草して、之を三條首相に提出した。

朝鮮御交際の儀、御一新の際より、及數度、使節被差立、百方御手を被盡候得共、悉水泡と相成候のみならず。數ば無禮を働き候儀有之。近來は人民互に商道も相塞、倭館詰居之者も甚困難の場合に立至り候故、無御據、護兵一大隊可被差出、御評議の趣、承知いたし候に付、護兵之儀は、決而不宜。是よりして、鬭争に及候而者、最初之御趣意に相反し候間、此節は、公然と使節被差立、相當之事に可有之、若、彼より交際を破り、戰を以て拒絶可致哉。其意衷、慥に相顯候迄は、不被爲盡候而は、人事に於ても、殘る處可有之。自然暴舉も不被計忤との御疑念を以て、非常之備を設け、被差遣候而者、又禮を失せられ候得者、是非交誼を厚く被成候御趣意貫徹致し候様有之度。其上、暴舉の時機に至候而、初て彼之曲事分明に天下に鳴し、其罪を可問譯に御座候。いまだ、十分盡さざるものを以て、彼の非をのみ責候而は、其罪を眞に知る所無之。彼我共疑惑致し候

故。討人も怒らず、討るゝものも服せず候に付、是非曲直判然と相定候儀肝要之事と見据、建言いたし候處、御採用相成、御伺之上、使節私へ被仰付候筋御内定相成居候次第に御座候。此段行申上候以上。

十月十七日

西郷 隆 盛

南洲の議論は正に堂々である。此の議論に對して、何人が正面より反對し得るであらう。非征韓黨參議が擧げて辭表を提出したるは、固より怪むに足らない。

四 三條首相の急病と征韓黨の致命傷 (上)

此時に當り、征韓黨に取て唯一の特としたのは、三條であつたが、非征韓黨は岩倉を擁して之に抗してゐたのであつた。然るに、三條は、岩倉を首とし、非征韓黨參議が聯袂辭表を提出したので、自ら進んで陸海軍の總帥たらんとすの勇氣が素然として俄に挫け、南洲の意見を容れて閣議の結果を奏上し、遣使問題の勅裁を仰ぐの斷に出づることが出来なかつた。

十七日の夜、三條は南洲の提出したる『出使始末書』を携へて、岩倉を其の私邸に訪ひ、之を示して、遣使問題の最早翻すべからざることを説き、彼の意志を動さんとしたが、此時岩倉の態度は既に豹變し、之を動すことが出来なかつた。三條と岩倉との間には、互に其の激論を闘はしたが、終に其の要領を得ざるに終つた。

三條は痛く其の責任を感じたるものと見え、私邸に歸るや否や、時既に深更に及んでゐるにも拘らず、南洲を招き、岩倉の意志俄に豹變したることを告げ、其の意見を叩きたるに、南洲は、固く執りて動かず、議論曉に徹したと云ふ。『國憲編纂起原』に『十七日には、三條殿、岩倉家へ被參、餘程激論。夜半西郷參議を御招にて、天明迄御評議』とあるは、此の事實を指したのである。

當時三條の心中にては、假令へ大久保を失ふとも、南洲を失ふてはならぬと信じ、南洲の議を容るゝに決したるが如し。併し岩倉は之に反し、假令へ南洲を失ふとも、大久保を失ふことには賛成せず。大久保にして遣使論に反對し、其の進退を決する以上は、己れも亦朝に留まるべからざることを覺悟した。是に於て岩倉は三條辭去の後、辭表を上らんとし、更に

左の書を大隈に贈り、其職に留まりて三條輔佐の任に當らんことを以てした。

昨日來、段々御苦慮、爲天下、欣然此事に存候。只今條公入來、斷然決意、不可動次第に而、對話反對如何にも無致方。小生退職之事に決し、相別れ申候。就而者、足下には一昨年來、彼之公を御助力之續も有之候儀、決而卒爾之進退無之。此上可成御輔け可被申上候事、偏に企望致候。併可有如何哉と掛念候御口氣も有之候に付、臣去ると雖、爲天下竊令懇禱候。不取敢、内々一筆申入候。早々以上。

十月十七日

具 視

大隈參議殿

五 三條首相の急病と征韓黨の致命傷 (下)

三條は岩倉の異議あるに拘らず、南洲の一大決意に餘儀なくされ、愈々明十八日を以て閣議の親裁を仰がんとすることゝ爲つてゐたが、豈に圖らんや、三條は十八日の曉天に及んで深憂の極、其の精神に一大打撃を與へた結果、遂に激症を發し、人事不省、參朝すること能

はざるに至らんとは。十八日、大久保より黒田清隆に贈りたる書中には、三條の病狀を報じて、左の如く云ふてゐる。

今曉より太政大臣殿、大病相發り、人事も御不通の由。凡之御様子承候得ば、精神御錯亂の趣に御座候。實に驚駭に堪ず。貴兄も過日來御心配之末に候間、承候形行、早々爲御知申上候。敬白。

十月十八日

清隆様

利通

六 木戸參議と岩倉推戴運動

十八日、木戸は尾崎三良の來訪に際し、始めて三條の急病を聞き大に驚いたが、尋で伊藤も亦來りて廟議紛紜の事情を告げたので、彼は痛歎之を久うし、直に書を裁して之を大久保に贈り、岩倉を輔佐せんことを囑した。彼は其の日記中、十月十八日の條下に左の如く云ふてゐる。

戸田三郎後の男爵尾崎三良 從英昨夜歸朝來訪。依て三條公の昨夜來不快のよしを傳承せり。三條公篤行至誠十年前より爲國家に艱難をなめ、大政一新後は、朝廷の重きを任じ、倦色なく、喜怒不見色。而して近來臺灣、朝鮮征伐等無謀の暴論起于朝廷内、内閣の參議も逃己讓難の徒不少。困憂終にこゝに至れる歎と想像し。實に不堪悲歎なり。伊藤春畝來て朝廷上に紛紜の事を告ぐ。不堪慨歎。一書を大久保に投ず。

同時に彼が大久保に贈りたる書を掲ぐれば、左の如しだ。

于時先達而來、伊藤も隔日位に來訪いたし、只何となく朝廷上近日之御模様もほのかに傳承仕、甚以不安奉存。老臺始不二形御苦慮と恐察仕候處、尙過刻承り候へば、條公も御難病に被爲在候よし、昨今之御内情不堪血泣悲歎。乍去幸に岩公確乎前途を御思慮被爲成候よし承、爲國家不堪欣然。拙弟も且つ一身自由に相成候得ば、乍不及屬驥尾かかる折こそ微力之あらん限り御奉公申上度奉存候へ共、如何共難成、實に殘慨至極に御座候。御憐察可被下候。噫違之患有之候而は、實に不容易次第に而、已往を回顧し、將來を想像仕思候へば、今日にして如此紛紜之生じ候も、不堪浩歎痛哭。仰願はくは、老

臺岩公を乍此上御輔佐、患害之蔓延を可成丈不長之間、御料理被爲在度、奉千祈萬禱候。

木戸が大久保に頼りて、局面を挽回せんことを期待する精神が言外に溢れてゐる。

木戸は自ら此書を以て足れりとせず、翌日伊藤を大久保邸に遣はし、更に其意の在る所を告げ、國家の爲に奮闘されんことを以てした。

七 三條首相の辭表提出

大久保は木戸の書に接するや、之に同感を表し、左の返東を草して、自己の心事を披瀝し深思熟慮、其間に善處せんことを述べてゐる。

扱は過日來廟堂之形勢、且つ三條公御大病等之大變に付、懇々御示諭之趣敬承仕候。實は僕輩重任に列し候而、如此に立至り候事誠に無申譯仕合。只々當惑之外無御座候。固より僕において、國家大難之際に當り、敢而傍觀之心底毫頭無之、微力之所及一身之所堪丈は、鞠躬可仕候格護に候處。過日來之形行に而は、一死以而天恩に報ゆる外な

しと。其機を期し辭表をも差出候次第に御座候。然るに、今朝來一層之大變を生じ、益困却仕、折柄、伊藤君も入來、種々示諭も蒙り候得共、決答も申上兼候事に御座候付、猶又御忠告を蒙り候、付而は、乍此上深重熟思仕可申候付、何卒左様御了得被下候様、奉拜願候。

十九日、三條は書を岩倉に贈りて辭表を執奏せんことを以てした。其の書束と辭表とを掲ぐれば左の如しだ。

實美、不肖の身を以て、夙に殊遇を蒙り、叨に大任を負荷し、日夜戰兢、唯委託の重きに背かんことを是懼れ、其職を辭せんと欲するもの、幾回。然れども、聖上宵旰、國家多事の秋、庶くは鴛鴦を竭し、鴻恩に酬ひ奉らんと。愚勉奉職、以て今日に至れり。而て不幸、俄に病を發し、殆ど國事を誤らんとするに至る。是れ他なし、才短にして力微、其任に堪へざるの致す所なり。苟如此、其職を盡すこと能はざるは、上は聖明の徳を累はし、下は萬民の望に背く。其罪死して尙餘あり。實に恐懼慙愧の至りに勝へず。因て速に職を解かんことを乞ふ。伏して望むらくは、閣下、實美が衷情を憐み察し、以て叡聞に達し玉

はゞ、何の幸か之に加へん。頓首。

明治六年十月

太政大臣 三條實美

右大臣 岩倉具視殿

辭表

臣實美、不肖の身を以て、叨に大任を負荷し、日夜戰兢罷在候處、短才微力其任に堪へざるを以て、苦慮の餘、俄に病を發し、殆ど大事を誤り、國辱を招くに至る、苟も如此其職を盡すこと能はざれば、上は聖明の徳を累はし、下は萬民の望に背く。其罪、死して尙餘りあり。實に恐懼慚愧の至に勝へず。伏て冀くは速に臣が職を解き、臣が罪を正し給はんことを。謹て奏す。

明治六年十月

太政大臣 三條實美

三條は平和的宰相としては、忠誠無二の良臣であつたが、非常時局に處するに於ては其器にあらず。快刀亂麻を截つが如き、大手腕と果斷とを欠いてゐた。熟ら朝鮮問題に對する三

條の態度を察するに、優柔不斷、跼蹐逡巡、一として意志の極めて薄弱なることを示さざるは無かつた。遣使論の可否は、彼が首相として開きたる八月十七日の閣議に於て、業に既に決定したるのみならず、其の結果、彼が箱根の行在所に伺候して、閣議の經過を奏上し、其の親裁を得たる既決の事項に關し、岩倉大使の歸朝するや、遣使延期の議に共鳴して、岩倉と共に大久保を起し、之をして閣議に列せしめ、征韓黨を牽制せんとしたるが如きは、所謂自繩自縛、自ら好んで内閣不統一の禍根を招いたものである。

十月十五日、岩倉歸朝後の閣議に於て、三條は、遣使延期の行ふべからざることを知り、假令へ大久保の意見に反するとも、南洲の議を容るゝに決し、閣議は再び全權大使として南洲を朝鮮に派遣することゝ爲つたのである。三條たるものは、宜しく即日閣議の經過を奏上して、其の親裁を仰がざるべからざるに拘らず、彼が岩倉の缺席を理由として、躊躇逡巡、斷すべくして斷ずる能はず、決すべくして決すること能はず、之を終るに進退維れ谷まりて急病の爲に百載一會の機を逸し去りたるが如き、彼が如何に其の薄志弱行であつて、天下の大局を擔當するの人物にあらざることを知るに餘りあるでは無い乎。

併しながら、吾人は征韓黨の參議に於ても、亦言ふべきものがある。三條急病の際に於て南洲にして進んで參議を代表し、閣議の經過を奏上して、其の親裁を仰ぎ、遣使論に反對したる岩倉、大久保等の辭職を聽許し、若し之に反對するものあらば、猶豫なく「クーデター」を斷行するの策に出でしめば、遣使論の如き、之を解決するのは一舉手一投足の勞のみであつたらう。當時若し南洲に代るに、ムツソリニー、若くはヒットラーの如き政治家を以てせしめば、必ず此の霹靂的手段に出たのであつたらう。南洲が此の霹靂的手段を利用するに最も適任の人物であり、又た最も適當の位置を占めてゐたに拘らず、終に此に出でなかつたのは、吾人は南洲の爲に、惜まざらんとするも能はざるものである。否吾人は、國家の大事に臨み、征韓黨の諸參議が天下大有爲の機會を失したことを重ねて惜まざるを得ざるものである。

八 岩倉右府と太政大臣代理の拜命

三條首相の病に罹るや、天皇深く宸襟を惱まさせ給ひ、十月二十日、三條邸に幸して、親

しく其病を問はせ給ふた。車駕更に岩倉邸に臨み、之に命するに、三條太政大臣に代りて、大政を署理すべきことを以てし左の勅語を賜つた。

國家多事ノ折柄、太政大臣不慮ノ病患ニ罹リ、朕深ク憂苦ス。汝具視太政大臣ニ代リ、朕カ天職ヲ輔ケ、國家ノ義務ヲ舉ケ、衆庶安堵候様胆勉努力セヨ。

此の如くにして、岩倉は謹て太政大臣代理の大命を拜した。

三條首相の疾病は、征韓黨に取りて確かに醫すべからざる致命傷であつた。三條急病の結果、其の既に閣議に於て敵すべからざるを知りて、辭表を提出したる非征韓黨をして俄然其の頽勢を挽回し、一大打撃を征韓黨に與ふるの機會を與へしめた。

非征韓黨の參議は、閣議に於て一敗し、最早正々堂々の議論を以て、征韓黨と争ふこと能はざるを知つてゐたが。岩倉及び木戸、大久保の左右を繞る大小の策士は、三條急病の機會に乗じ、各其の智勇辯力を揮つて、暗中飛躍を試むるに至り、遣韓大使問題が劇甚なる政争問題と化し去つた。而して伊藤博文、黒田清隆、大隈重信、松方正義等の如きは、此等策士中の錚々たるものであつた。此等策士暗躍の様子は、十月十八・九兩日の大久保の日記に徴

すれば一目瞭然たるが如く看取せらるゝ。

十八日。三條公今曉來就大病。伊藤子、大隈子、入來。伊藤子は、岩公へ參上、形行通じくれとのことに付、參り候とのことに候。尤、大隈は、伊藤誘引いたし候とのことなり。儲、條公、御大病に付ては、今日にて、岩公へ御憤發無之候ては、國家の事去るとの趣を以て御進め申上候通、此に至りては、不得止、斷然可振起との御事故、小子へ是非憤發いたし候様、切に忠告有之候。小子勘考の次第有之、同意いたさず、先に見合候旨相答置候。

十九日。十二字後、條公御病氣御見舞として參上。詳細、御様子承り候。全、精神錯亂の御容子に候。しかし、今日は昨日より少しく御くつろぎの御容體なるよし。松方子、小西郷子。岩倉子入來。黒田子入來。同人、此の困難を憂ふること實に親切なり。予も此上の處、他に挽回の策なしといへども、只一の祕策あり。依て之を談ず。同人之を可とす。則ち同人考を以て吉井子へ示談有之候様申入置候。

九 大久保利通の祕策

大久保の書中に「他に挽回の策なしと雖も、只一の祕策あり」と云ふてゐるのは、蓋し黒田を以て吉井友實に説き、吉井をして之を宮内卿徳大寺實則に説かしめ、徳大寺より之を上奏し、岩倉をして三條に代りて首相署理たらしむべきことを計畫したることであつた。十九日の夜大久保が黒田に贈つた書中に、

今晚吉井氏と談合之模様、具に御聞取被下、萬々一見留め相付兼候はゞ、止むるに若かず。其節に臨み、始終之順序を失ひ候得ば、瓦解之外無御座候間、猶此上御熟考御盡力被下度。甚恐入候得共、明朝是非御氣張被下度。

とあるは、黒田をして吉井に説服せしむることを囑したるものである。

又た大久保の日記中、十月二十一日の條下には、吉井が大久保を訪問したること。大久保が賣茶亭に於て、伊藤と會合したることを載せてある。即ち左の如くである。

二十一日。今日得能子、吉井子、小西郷子、入來。一字賣茶亭に於て伊藤子出會。政府上

の事を示談す。

亦以て賣茶亭會議の内容如何を推測することが出来るでは無い乎。

十 木戸孝允の病中運動

病中の木戸は、岩倉が首相署理として起つことを聞き、伊藤をして岩倉及び大久保を輔佐せしむるに恰好の人物たることを認め、十月二十日附にて、書を岩倉に贈り、伊藤を評して『其力亦孝允同朋稀有のもの』と云ひ、之を推舉してゐる。

謹呈、先以御壯榮被爲渡奉恐賀候。さては過日愚意をも建言仕候以來、ほのかに朝廷上の御様子を奉親、不安寝食痛案罷在候處、近日益御艱難之趣傳承仕。殊に三條公は、御大病に被爲臥、不可言皇國之御大不幸。苦心煩悶仕居候處、難有も大臣公益御遠慮を被爲盡、確乎として危急を被爲成御維持之段、竊に相親、爲天下不堪欣躍奉存候。且又大久保參議は、沈重謹慎之性質に而、不拔之志は多年御熟知も被爲在候通に付、何卒篤と御懇議、此上にも乍恐機會大切に御盡誠奉仰候。孝允不省微力申上候も、奉恐

縮候得共、斯る時こそ死力之限り御奉公申上度、平生之素志に御座候得共、變病に罹り、起座も獨り自由ならず、慚慨遺憾之至に御座候。依而過日辭表も進呈仕候仕合、泣血之至に候。然る處、伊藤博文儀は、孝允十有餘年之知己に而、兼而御承知も被爲在候通、剛凌強直之性質に御座候處、近來専ら、意を沈實に用ひ、細案精思、其力亦孝允同朋稀有之者に付、此際登用玉はり候はゞ、必御一臂之御用も相勤可申と奉存、全虚心を以、言上仕候間、此段御採用奉願候。恐惶頓首敬白。

十月二十日

木戸孝允

岩倉公閣下

木戸の日記中、十月二十日の條下に左の如く載せてある。

今夕岩倉へ一書を寄せ、大久保と懇談熟話、今日の危急を維持あらんことを請ひ、且つ予如此際において、死力の限り盡して以て報萬一と欲す。平生の素志にして然して此病にかゝり、起臥獨り自由ならず、實に残慨なり。依て伊藤博文を薦めて參議となさんと欲す、岩倉承諾の答書あり。

此日、岩倉は、左の返束を木戸に贈りて、其の厚意を謝し、今後の事を依頼した。

御懇書一見、御來諭之條々、凡而敬承。今更申も愚之事に候得共、國事に當ては、敢て御病苦も顧られず、詳細に御厚慮、偏に多年之御忠誠益御貫通之事に而、感泣之外無之候。恐らくは起居自由を得ざるの御病症、如何とも不能爲、遺憾之極に候。然れども、前途諸事可及御懇談候條、乍此上深御依頼申候。大久保伊藤云々尤御同意候。不日出仕之上、取計可申と存候。一々細敷御請可申入之處、來人中、乍失禮、一筆如此候也。

十月二十日

具 祝

木戸 參議 殿

十一 副島參議と閣議案再議運動

非征韓黨の伊藤や、黒田や、其の他大小策士の策動、暗躍は、叙上の如く、全能全力を傾注して、遺韓大使問題を中止せしめんとした。之に反して征韓黨には江藤の如き精悍無比なる政治家もあつたが、南洲の聲望に信頼してゐた爲めか、何等の對抗運動に出でず、唯だ彼

等の態度如何を傍觀したるに過ぎなかつた。

當時副島は、岩倉が三條に代りて、太政大臣の職務を攝理することを聞き、深く前途を憂ひ、此上は更に閣議を開き、改めて遣使問題を再決定するに若かざるべしとて、密に岩倉に謁して之が意見を徴し、岩倉をして之に同意せしめた。

然るに、二十一日、伊藤は岩倉より再閣議提出の議あることを聞き、馳せて之を木戸に告げた。木戸以爲らく『此際遣使問題に關し、再び閣議を開くに至らば、議論紛糾、終に底止する所を知らず、國家の爲に寒心に堪へざるものがある』と。浩歎之を久うした。伊藤も悲憤數刻にして辭し去つた。木戸は十月二十一日の日記中に左の如く云ふてゐる。

伊藤博文來話、過日來の朝議紛糾の末、副島參議、西郷、後藤、板垣、江藤諸參議の同論にて、此度の議論を改めて起さんことを岩倉大臣に請ひ、大臣これを許せしと。依て、又再議論の艱難に赴かんことを憂ひ、爲天下不堪悲慨、博文亦號泣數刻、今夜憂鬱痛按不能眠。

十二 伊藤博文と暗中飛躍

伊藤博文は木戸邸を辭した後、山田顯義と相會し、是より岩倉を訪問して、木戸の意を傳へ、再閣議を開くことの不可なる所以を詳陳した。岩倉は之を聞き、大に覺る所あり、翌二十一日、書を伊藤に贈り、遣使問題は、天下安危の關する所。予は飽くまでも至誠を以て一貫せんとする決心であることを述べてゐる。伊藤は又た之を木戸に報じたるに、木戸は猶ほ其の前途を慮かり、書を伊藤に贈りて、國家の爲に、一層盡力せんことを囑した。

木戸の日記中に、再閣議論は、西郷、板垣、後藤、江藤等の諸參議も之に同意したるもの如く記してあるが、是れ單に副島一箇の意見に止まりて、南洲は勿論、板垣、後藤、江藤も亦皆與り知らざるが如し。遣使問題は、十月十五日の閣議に於て、既に確定議と爲つたのであるに拘らず、又た復た之を再議に付せんとするが如きは、南洲の同意せざるべきは言ふを俟たず、非征韓黨の木戸に於ても、紛議の再燃せんことを慮かり、之を希望せざることは叙上の如く事實であつた。

南洲は如何なる反對運動が起るとも、正々堂々、閣議の結果を奏上して勅裁を得んとするに熱心であつたが、大久保は之に反して、木戸と提携し、岩倉を擁して、遣使論を打破するに百方奔走し、兩々對峙するに至つたので、其間一毫も妥協の餘地が無かつた。是れ實に副島の再閣議論が兩派の容るゝ所と爲らなかつた所以であつたのである。

此際に當り、岩倉が驟然起て、三條首相に代り、終に征韓黨の議を排し、朝鮮遣使の問題を解決せんとするに決意するに至りたるは、内は宮廷の力を藉り、外は木戸、大久保の後援を恃としたる結果であることを知らねばならぬ。

十三 征韓黨參議の態度

十月二十一日、南洲は副島種臣の來訪に接し、三條首相急病の爲め、右大臣岩倉具視が之に代りて太政大臣の職務を攝行し、明二十二日、遣韓大使問題に關する會議を開くに決したることを知り、書を裁して之を桐野利秋、別府晉介に贈り、之に告ぐるに其の問題の解決如何に由りて、其の進退を決せざる可からざる旨を以てした。其の書東は左の如しだ。

今朝副島氏入來にて、岩倉卿太政大臣代理被相勤候筋相決し、明日は更に使節一條の儀も御評議相成候間、出仕いたし候様との事に御座候間、別て大幸の譯に候故、罷出候様可致、其上如何御決定相成候哉。御決著の處を以て進退も可相決との事に御座候間何分の儀、明日は相分可申、少しは跡戻いたし候心持に御座候へ共、副島杯も是迄の御評議相變り候はゞ退き可申との事に御座候故、いづれ共御決定可相成事と相考居申候。副島の咄に、條公は前晚迄は岩倉卿え向ひ、海陸軍を率ゐ、自ら討征可致旨、御返答相成候位に御座候由、可憐御小膽故か、終に、病を發せられ、残念の仕合に御座候。此旨形行迄爲御知申上置候。頓首。

西郷 拜

桐野 様

別府 様
要詞

是より先に、十月十八日征韓黨の參議は、南洲を始めとし、板垣、副島、後藤、江藤等亦

皆登閣したが、非征韓黨の大臣參議は一人も出席せざるのみならず、剩さへ三條の大患に罹り、人事不省に陥りたることを聞き、板垣、後藤等は相謀り、已むを得ず、參議一同の議決を以て遣使問題の親裁を仰がんとしたが、終に決すること能はず、此日は何等爲すこと無くして退散した。板垣の實話筆記中に左の如く載せてある。

其翌日^{十八}余は副島、後藤、江藤と共に參朝せしに、太政大臣は病氣に罹り、人事を辨ぜずとの事にて、他の反對論者は、皆參朝せず。是に於て、相議して曰く『此の如く、右大臣を始め辭職するに於ては、上奏して之を處分し、我々同志に於て、使節事件を決議すべし』など、種々の評議に其日を過せしと覺ゆ。是れ後藤氏と余との記憶なり。

十四 非征韓黨に大久保を中心としての 反對運動

然るに、非征韓黨の策士は、三條急病の機に乗じて、征韓黨の議を翻さんとするに苦心し暗中飛躍の一大運動を開始した。大久保の如きは、二十一日の夜、岩倉を訪問して、窺に遣

使問題に關する協議を遂げ、斷然反對の主張を貫徹するに決し、翌朝左の書を岩倉に贈りて其の決意を促がした。

昨夜御訪奉申上候。其節御願申上候二冊返上仕候に付、御收手可被成下候。別に意存無御座候。纔に氣付候處、爲御見合乍失敬、加筆仕候。御參考可被下候。伊藤子は文才に富み候故、御圖被成可然奉存候。扱も明日の處、國家安危に係る御大事、只々御一身に基する一舉と奉存候。乍去不拔之御忠誠、必ず御貫徹あらせられ候事と、毫も不容疑候。熟往事を回憶すれば、丁卯之冬、御憤發、一臂之御力を以、其本を開かせられ、終に今日に立至り候處、豈圖如此大難を生じ、偶然御責任に歸し候も、畢竟天賦といふべし。是閣下をして始終を全ふせしむるの謂乎と、愚考仕候。實に乍御大儀、御負擔被下候様千祈萬禱仕候。誠惶頓首。

十月二十二日

利通

具視公閣下

大久保が此書中に於て『丁卯之冬、御憤發、一臂の御力を以て其本を開かせられ、終に今日に

立至り候處、豈圖如此大難を生じ、偶然御責任に歸し候も畢竟天賦と云ふべし。是閣下をして始終を全うせしむるの謂乎と愚考仕候』と云へるが如き、其の見當違も太甚しからずや。全權大使を派遣して、朝鮮の無禮を責め、朝鮮をして我が皇化に霑しめ、東亞の平和を確保するの策に出でてこそ、皇政維新の大業を完成し、大臣輔弼の責任を全うするものと謂ふべきでは無い乎。彼の遣使問題を中止し、苟且偷安、一時の小康を保つを以て、得たりとするもの、何の大計に輔する所ぞ。南洲と大久保との所見は此點に於て根本的に氷炭相容れない。一方は積極的經綸策であり、他方は消極的經綸策である。一方は大乘的主義であり、他方は小乘的主義である。一方は進取的外交であり、他方は退嬰的外交である。

岩倉は大久保の書柬に接し、直に左の返束を贈りて、其の決意を示した。

來翰一見、昨夜御苦勞候。其砌二冊御返、正に落手候。明日云々之事、敬承。不肖實に恐怖之至存候得共、不拔之一心、必貫徹之覺悟、決而御懸念被下間敷候。御請迄一筆如此候也。

十月二十二日

具視

此の如く岩倉の決意は、木戸、大久保の支持を得て、其の決意は業に既に確乎不拔であつた而かも征韓黨の參議は未だ這裡の消息を知らなかつた。

十五 岩倉首相代理と征韓黨參議との 正面衝突

十月二十二日、南洲は、板垣、江藤、後藤、副島等と共に岩倉邸に至り、正面より岩倉に逼りて全權大使發令の親裁を得んことを要請した。彼等は岩倉に對して曰く『朝鮮遣使の議は、閣議に於て既に決定し、三條首相は、將に十八日を待て、上奏親裁を仰がんとしたるに三條首相不幸にして急病を發し、參朝する能はざるに至つた。併し、此の如き國家の大事を放擲し、空しく時日を遷延せしむることは、策の得たるものではあるまい。請ふ閣下明日を以て、速に全權大使發令の順序を決定されんことを。萬一閣下にして疾病の爲に、奏上すること能はざれば、宜しく參議をして代りて奏上せしめよ』。岩倉曰く『斯る國家の大事は、參

議をして大臣に代りて、之を奏上せしむべきものではない。且つ予が三條と其の意見を異にすることは、諸君の既に知る所。今や予にして首相署理の任に當る以上は、予の意見も亦た具奏せねばならぬ。故に予は明日疾を力めて參内し、彼此の兩説を奏聞し、以て宸斷を仰がんと思ふ。諸君之を諒せよ』。

江藤は岩倉の説を駁して曰く『閣下は今首相の事を行ふと雖も、是れ臨時署理のみ。署理者の務は、原任者の意を遵行するにあり。何ぞ原任者の意志を枉げ、署理者の説を併せて之を奏聞するの理あらんや。且つ陛下天資英明にましますも、内外の事、未だ熟知し給はざるものがある。故に政務は事大小となく内閣の議決を以て之を奏聞し、一々之が親裁を仰ぎつつあるものではない乎。然るに、此の如き國家の大事に對し、獨り兩説を具して其の可否を宸衷に決せられんことを奏請するが如きは、是れ取りも直さず責任を陛下に歸し奉るもの。不忠是より太甚しきは無い。是れ斷じて輔弼の責任を負ふ大臣の爲すべきことではない』と敢言直議、舌鋒峻烈を極めた。

岩倉は之を聞いて佛然として曰く『大臣參議各其の意見を異にする以上は、宸斷を仰ぐに

あらざれば、恐くは之を決定すること能はぬであらう。今日の事、尋常の例を以て之を律することは出来ぬ』と。強辯屈せず、衆議を排し、且つ曰く『予の眼睛にして黒き間は、諸君其志を行はんと欲するも能はぬ』と。南洲之を聞き曰く『暴言此に至る以上は、予は亦閣下と其辭を交ゆることを欲せず』と。斷然袂を拂ふて辭し去り、其將に座を起ち、門を出でんとするや、副島等を顧みて『右府は善くも踏張つた』と云ふた。

十六 岩倉邸に於ける最後の會議と 桐野利秋談

十月二十二日、岩倉邸に於ける會議の内容は、諸説紛々、各多少の相違がある。桐野利秋の實話筆記に云ふ所は、事實少しく誇張に過ぐる所なきにあらざれども、参考の爲に之を掲ぐる。

二十二日、西郷以下諸氏、併に野生等、右府の邸に往き、使命の事を促す。右府曰く『余固より三條と意見を異にす、今や、代理の命を蒙るも余が説の在る所、又た陳せざる可

からず。故に、三條の決する所と、余が見る所と兩擧奏聞し、宸斷以て決を取らんと欲す』副島曰く『代理は長官の意を體認遵奉するに在り。何ぞ長官の既決する所に於て、更に異論を副へ、兩擧奏聞するの理あらんや。且つ夫れ、主上聖齡未だ壯に至り玉はず。聰明英智におはしますと雖も、内外の事、熟知し玉はざるもの多し。故に事大小となく、皆大臣參議の決定を以て奏聞するに非ずや。未だ會て主上の獨斷專決に出づるものあらず。而して、只、此の一事を以て、是非を三職に決せずして、一に之を宸斷に因らんと欲するは、何ぞ此れ難を主上に歸するものにして、不臣甚しと言はざる可けんや』右府曰く『然りと雖も、事、兩端に涉り、是非決し難きもの、之を宸斷に取るに非ざれば、之を定むるの道なし』と。西郷以下、討論辯駁、頗る極むと雖も、右府語辭錯亂、勉めて私意を張り終に西郷等の言を納れず。兩議並に奏聞するに決す。西郷以下、一同憤懣、突起退出す。皆大息して曰く『長袖者、大事を誤る。古今同じ』と。

叙上の記事に據れば、桐野が南洲等と共に岩倉邸の會議に臨みたるが如くなれども、是れ恐くは事實を誤るものであらう。宮島誠一郎の『國憲編纂起原』に於ても、桐野が南洲等と同

行し、而も談論中『利秋臂を攘け劍を撫すること兩三回なり』と記してあるが、誤聞であらうと思はれる。

十七 岩倉邸會議と板垣退助談

板垣退助の直話筆記に據れば、岩倉邸の會議には全然桐野が南洲等と同行したると云ふ説を否認して左の如く云ふてゐる。

岩倉右大臣が太政大臣の代理を命ぜられたりとの事を聞くや、余等同志の各參議は、右大臣の邸に至り、復た大議論に及びたり。此時、西郷氏は、欠席の如く記憶するものありと雖も、江藤氏の直話筆記に據れば、西郷、副島、後藤、板垣の姓名あり。余も亦此時西郷氏等にも通知して、相會し、以て右大臣の邸に至りしものなりと覺ゆるなり。

勿論、桐野は征韓論の主張者にして、全權副使たることを以て自ら任じてゐた程なれば、薩派軍部の征韓黨を代表して、南洲の後援と爲り、屢ば岩倉邸に至りて、其の議論を闘はしたことは、掩ふべからざる事實である。併しながら、彼は一軍人のみ。内閣員にあらず。彼

が征韓黨の參議と同行して、遣使論最終の會議に臨むべき筈が無い。板垣の説は蓋し事實に相違無からう。

又、桐野の實話筆記に於て、當日の會議中、副島が岩倉に對して『首相署理者の務は、原任者の意を遵行するにあり云々』と論じたるが如く記してあるも、是れ副島にあらずして、江藤であることが事實である。

十八 岩倉邸會議と岩倉具視公實記

『岩倉公實記』の記事は、比較的事實の真相を得てゐるが、桐野同行説を信じてゐるのは同一誤謬である。

二十二日、隆盛、正形^垣、種臣、新平、利秋等具視の邸に至り之に謁す、隆盛曰く『遣使の議、太政大臣既に之を決し、將さに十八日を以て上奏宸裁を仰がんとす。不幸にして太政大臣俄然と大患に罹り、朝參すること能はず。然るに、此の如き大事の施行をして、徒らに、時日を遷延せしむるは、國家の爲めの長計に非ず、敢て請ふ閣下明日を以て發令の

順序を決定せんことを。若し閣下も亦疾病の故を以て、之を爲すこと能はざるときは、宜く參議をして之を攝行せしむべし』具視曰く『此の如き大事は、參議をして大臣に代り以て攝行せしむべからず、且つ予が三條氏と其意見を異にせしは、卿等既に識る所なり、今や予は旨を奉じ、太政大臣の事を攝行す。予の意見も亦具奏せざるを得ず。故に以て明日病を扶けて朝參し、彼此の兩説を奏陳し、以て宸斷を仰がんと欲す。卿等姑く勅答の下るを待つべし』新平曰く『攝理者の務は、原任者の意を遵行するに在り、何ぞ原任者の意を枉げ、攝理者の説を併せて、之を奏聞するの理あらんや。且つ聖上聰明と雖も、春秋漸く二句有餘なり。故を以て國務は大小となく、内閣の議定を以て奏聞し、宸裁を仰ぐに非ずや。然るに、此の如き大事に對し、兩説を具へて、以て可否を宸衷に決せられんことを奏請するは、抑も責を聖上に歸し奉るなり。大臣の爲す可きことに非ず』具視曰く『予不敏と雖も、三條氏其人に代りて職事を理むるに非ず、旨を奉じて太政大臣の事を攝行するなり、予が意見を併せて之を具奏するも何の不可か之れ有らん。況や今ま大臣參議、各皆其意見を異にす。宸斷を仰がざれば則ち之を決定すること能はず。尋常の事例を以て之を論

す可からざるなり』隆盛等辭色激昂、抗論已む無し、利秋臂を攘け、劍を撫すること再三回なり。具視衆論を排して曰く『予が眼睛の黒き間は、卿等の欲する所を行はんと欲するも得んや』隆盛曰く『閣下の意既に決す、某等如何ともする無し』衆皆座を起ち辭して去る。隆盛他を顧て曰く『右大臣克く踏ん張つた』と。蓋し具視の動かざるを嗟嘆するなり。此の記事中、南洲が『右大臣克く踏ん張つた』とて、岩倉の態度を評したとあるのは、事實であらう。併し是れ岩倉の勇にあらず、彼は、唯だ大久保、木戸等背後の力を恃として踏張つたに過ぎない。固より彼が自主的識見ありて然るにあらざることは、十月十四日の閣議に於て、彼が一旦南洲の主張を容るゝに決し、大久保の反對に由りて豹變したる事實に徴して之を立證することが出来る。

十九 岩倉邸會議と副島板垣兩參議の意見衝突

此日、副島は、岩倉に對して、遣韓大使論を再議に附することの極めて妥當であることを

主張したが、板垣が之に反対したる爲め、此議も亦議題と爲るに及ばずして止んだと云ふ。木戸の日記中、十月二十三日の條下に、伊藤の來話として、副島の再議説に關し、左の如く云ふてゐる。

伊藤博文兩度來訪。天哉昨日西郷、板垣、後藤、江藤、副島五參議、岩倉大臣へ迫り、朝鮮一條を欲決。然るに、其前副島の改て再論する云々。他の參議皆不知。依て副島と板垣と却て議論を生ず。板垣等は朝鮮論已に決す只其の方略を論ずる而已と云と云。而して別に江藤又大臣へ迫り、大臣同意すべからざるを答へ、且つかゝる重大事件不仄奏聞、元より不能答と、依て西郷參議事の察不成。起而去直に辭表を出すと云。

又大久保の日記中、十月二十二日の條下には、再議説のことなきも、岩倉の主張確乎として動搖せざることを述べて左の如く云ふてゐる。

十月廿二日。今朝小西郷子入來、大原(大原重實)を訪、一封書相托候。今日參議四名岩公え參上。云々議論有之。同公前議御貫徹、動搖無之。一同致方なしとの事に而引取候由。今晚黒田子、小西郷子入來。

此の記事中『參議四名』とあるも、南洲及び板垣、後藤、江藤、副島の五參議が列席したることは事實である。

道を踏むものは狼狽せず

南洲曰く「平生、道を踏まざる人は、事に臨みて狼狽し、處分に苦しむものである。例せば平生出火の時、處分あるものは、動搖せずして取仕末も能く出来るべしと雖も、平日、處分なきものは、唯狼狽して措く所を知らざるに至る。左れば、平生、道を踏み居るものにあらざれば、事に臨みて策略は出でざるものである」と。嘗て戊辰出陣の際南洲が兵士に向て「我備の整不整をば、唯味方の目を以て見ず、敵の心となり、一つ衝いて見るべし。是れ我が第一の備である」と。云ふてゐるのも、此の理を説明したるものである。

第九章

岩倉大久保兩雄の提携

一 三條岩倉兩卿の政治的立場

若し當時三條首相にして急病に罹らず、依然として太政大臣の任にあらしめば、木戸、大久保が如何に遣韓大使論に反對するとも、三條は勢ひ閣議の結果を奏上し、裁可を得るに至らざれば已まざるであらう。隨て或は南洲の遣使論は其の目的を達するに至りたらんも知るべからざるものがあつたらう。

然るに、岩倉右府が起て三條に代り、太政大臣代理と爲つた以上は、征韓黨が南洲を擁して『クーデター』を斷行するにあらざるよりは、遣使論の實現は到底、期待することが出来ない。否々、征韓黨は嘗に其の目的を達すること能はざるのみならず、非征韓黨の爲に、反撃せらるゝことが必然の運命であらねばならぬ立場に置かれてあつたのである。

果して然り岩倉は忽ち非征韓黨の擁する所と爲つた。彼の背後には、木戸、大久保の兩雄あり、之を翼くるに伊藤、黒田、大隈、松方等の俊進政治家を以てし、之に加ふるに、宮廷の勢力が其の手足と爲り、征韓黨を打破すべき作戰準備は、一糸紊れず、些かの遺算も無かつた。勢此に至りては、假令へ南洲の勢力を以てするも、最後の霹靂手段を執るより以外には、百の說法も、千の論戰も無用であつた。而して征韓黨は何等の用意も、何等の策略も無かつた。三條の征韓黨に對する關係と立場とより云へば、將た閣議の再決議に對する責任より云ふも、假令へ大久保を喪ふとも西郷を喪ふことが出來ない。之に反して、岩倉の非征韓黨に對する關係と立場とより云へば、假令へ南洲を失ふとも大久保を喪ふことが出來なかつたのであつた。

大久保なきの岩倉は、長袖者流の政治家たるに過ぎぬ。南洲を排斥するが如きは、思も寄らぬことであつたらう。併し大久保あつての岩倉は、所謂虎に翼を生じたるが如く、南洲を排斥する許りでなく、閣議を翻へし『クーデター』を實行し得る武斷政治家となつた。三條は南洲の勢力を利用し得ざる政治家であつたが、岩倉は確かに木戸と大久保との勢力を利用

し得る政治家であつた。

十月二十二日、岩倉邸の最後會議に於て、岩倉が、征韓黨に對し、遣韓大使論に關する兩説奏聞の意見を公然主張し、閣議否認の意思を表示し、征韓黨の議を打破するに餘力を遺さなかつたのは他にあらず、大久保の後援を恃としたるのみ。否大久保、木戸兩派の勢力を代表したるに過ぎなかつたのである。

二 岩倉具視と宮廷運動の祕策

非征韓黨の征韓黨に對する最後の運動準備は、宮廷の勢力を利用する最後の一策であつた。後來、官僚若くは藩閥政治家が反對黨を彈壓する武器と爲つたものは、宮廷勢の利用にして、岩倉、大久保は始めて其の俑を作つたものである。

十月二十二日、岩倉は書を大久保に贈りて、南洲と折衝して遣韓大使論を排斥した模様を詳細報道したる中に左の如く云ふてゐる。

只今三木中入來西、副板、江、出會候處、一件論談少く彼是有之候得共、小生前議貫徹、此上

は、宸斷御決定可然。尤拙意見何處迄も國家之御爲と存候一條、其旨言上可致之旨及演舌候處、夫に而は無致方との事に而相分れ申候。併、彼より進退之咄も無之引取候。其様子、恐らくは赤坂出頭も難計萬中の一存候。別紙徳卿御返事御一覽置可給候。附而は、是非進退を致すの人々有之、世上物議も不少と存候に付、速に政體改革有無何とか演舌可然と相心得。爲相認候得共、不出來。尙別紙御一覽御考慮可給候。亦人選御登用之事も迅速之方、人心大に定り候而可然存候。別紙に書取置候。此外段々御談申度次第も有之候得共、不取敢要用而已。如此候也。

十月二十二日

具 視

大久保殿

尙々更に評議と申事は、副氏専ら主張候得共、相止申候。條公の意を繼ぐ云々、大分議論も候得共、是も江藤答辯なく相濟申候。

此の書に由りて、岩倉、大久保の二人が相結託して、宮廷運動を試み、宮内卿徳大寺實則との默契を遂げ、萬一南洲等が參内奏上して、閣議の親裁を仰ぐの舉に出でんとするが如き

あらば、豫じめ其の方策を運らして置いた方が可なりと云ふ事に一致したことは明白である。大久保が岩倉に對する返事に據れば、征韓黨排斥に對する準備が遺算なかつたのみならず、内閣改造の善後策までも十分に用意してゐたことが、明かに述べてある。

尊墨敬讀仕候、然者、今日參議四名出頭、御評議之形行、早速御示諭被下委曲拜承仕候。赤坂之方も、徳公御紙面之趣に候得ば、必氣遣は有之間敷、先々右之御都合に候得者、格別之事も有御座間敷。乍去明朝迄之内に、拜謁を願、御迫り申上候輩も可有之、拜察に付、申上も恐入候得共、益々御貫徹被下候處希望仕候。兎角明日御參朝相成候處に而、彌模様相分り可申候。就而は、世上人心動搖も有之。速に夫々人選、御登用云々、御尤奉存候。別紙一覽仕候人選の儀者、實に容易に無之。昨夜も申上候通、諸省卿參議兼帯に而候得者、子細も無御座候得共、從前之通、參議、三四名御拔擢之事候得者、公平至當。諸省も安心いたし候様無之而は、亦々物議を起候ては、實に相濟不申候。依て愚考には、寧ろ諸省卿、參議兼帯に爲して仕舞方可然歟の旨趣に御座候。固り事を急ぎ候而は、誠に不宣。此節は是非輕擧無之様と之氣遣は、小生も持論に御座候得共、決而急なるを好む

には非ず。今日、實務上よりして、不得已、此内より内處仕候。乍去強而難申上候に付、猶又此一條は、篤と御熟慮被爲在度、千祈萬禱仕候。且又變革云々御布告案は、一時人心を治るの御旨趣に而可然と奉存候得共、御變革は是非無之では相濟間敷候。勿論、今般の形勢にては、御變革を疑惑するは、抑十中二三に落ち、是又格別の事も無之。過日來、朝鮮事件、大臣殿御急忙に而、人心動搖致し候に付、何れへなり片附候へば、凡、安堵も付可申候に付、變革云々、別段御布告なくとも宜敷は無之哉。諸省長官へ程克御含相成候位之事歟と奉存候。兎も角、此度人心之疑惑は致し方無之と奉存候。先尊酬迄如此御座候。明朝迄之内、一應拜接旁可奉申上件も有之。今晚七時後參上之心得に御座候。頓首百拜。

十月二十二日

利通

具視公閣下

亦以て大久保の用意が如何に周密にして、些かの遺算なきかを想見するに足るべきであらう。

岩倉は伊藤に對しても、亦、二十二日、左の書を贈りて征韓黨參議と談判の結果を報道し、併せて明二十三日は參朝宸斷を仰ぐべき旨を附言してゐる。

今日三木入來^{西、副、}板、江。四名出會候處、朝鮮事件、各參議彼是議論有之候得共、答ふるに、小生意見、何處迄も國家御爲と存候旨擔當主張し、如何様議論にても一步も不動段、及演舌候處、終に右之通に御決し之上は、無致方との事にて、右被引取候。過日來格別御配慮に付、此段不取敢内々申入候也。

十月二十二日

具視

伊藤工部大輔殿

尙々三木は、議論全く相濟候に付、明二十三日は、朝九時迄に、皇居參入、意見巨細言上、宸斷を仰ぎ候後、太政官へ參入可致と存候。此段申添候也。

三 岩倉具視と歐米視察の奏聞

明治六年十月二十二日は、是れ如何なる日ぞ。太政大臣代理岩倉具視が、一旦閣議に於

て、業に既に決定した閣議案を翻へし、遣韓大使中止の議を奏上したる日である。

此の日、岩倉は宮城に参内し、拜謁仰付られたが、彼は先づ歐米回覧の結果、其の見聞したる形勢を述べ、是より内治經營の方針を説明したる意見書を捧呈し、之を天覽に供し奉つた。

臣具視、謹て天皇陛下に白す。抑も、各國締交の始め、幕政弛衰の時に際し、條約對等の例を得ず。國權を奪はれ、國威を失するを以て、人心乖戾し、國政整はず、或は金鷄一欠あらんことを恐る。是以、海内一致、同心協力、國權を復し、國基を固くし、保安の道を盡さんとす。此れ先帝の遺旨にして、陛下も亦神明に誓ひ期し給ふ所の聖旨なり。故に大政維新の初より、忠藩義國の士、及び草莽の輩に至る迄、國事に死するもの、其數、幾千なるを知らず。竟に今日の鴻業を致すを得たり。夫れ身命を抛ち、國事に殉ずるもの、皆聖旨を奉戴する誠意に出でざるはなし。而て干戈既に戢り、名分既に正く、條理彌々明に、各藩封土人民を奉還し、全國始て一致の治體に歸し、尋で廢藩置縣に至り、大權是れ立ち、大綱是れ舉り、郡縣の治、全く成る。是に於て乎、國權を復し、萬國並立の基礎を

建てんとするの聖旨に従事せざる可からず。乃ち辛未の冬、臣陛下の目的希望する旨趣を以て、特命を奉じ、歐米各國に使し、各國帝王及び政府の考案を諮詢し、臣が目撃視察する所とを参酌し、條約改正の議に及ばんとす。抑も、此舉たるや、國權の復すると復せざると、聖旨の達すると達せざるとに關係し、至重至難なるは、固より言ふを待たず。然るに、臣、其の實地に就き、其の形勢を察するに、其の改正を議するに難き、更に意料の外に出で、功を一朝夕に奏すべきに非ず。實効實力を著はすに至らずんば、竟に國權を復する亦難し。國權を復せずんば、聖旨に報ゆる能はず。此れ實に臣が焦心苦慮、眠食を安ぜざる所なり。夫れ實効實力を著す、勉て政理を整へ、民力をして厚きに至らしむるに在るのみ。而て其之を爲す、亦容易の事に非ず。故に臣歸朝復命の始、伏て望む、陛下能く聖慮を此に留め、成功を永遠に期し、驟進速成を求むるなく、大に之が目的を定め、不動不撓、政治是れ理し、民力是れ厚からしめ、以て其の實効を立て、以て其の實力を用ひ、以て國權を復せんことを。然るに、今、臣奉使の復命、未だ其委曲を盡すに暇あらずして、内閣遣朝鮮使の議あるに會す。臣、竊に之を考ふるに、維新以來、纔に四五年のみ。國基

堅とするに非ざるなり。政理整ふとするに非ざるなり。治具備ふるに似たりと雖も、警虞難測。今の時に方りて、未だ軽く外事を圖るべからざるなり。雖然、朝鮮國、我と隣好を修する、茲に數百年。彼の非禮を我に加ふれば、我安ぞ受て止むべけんや。且つ、遣使の議既に略ぼ定る。臣亦之を然りとす。然れども、之を發遣するに至ては、之が緩急順序を審にせずんばある可からず。何となれば彼れ冥頑固結、若し禮を我れの朝使に加へざれば、我、乃ち之に應ずるの處置なかる可からず。我之に應ずるの處置なくんば、是れ、我が國權を損するなり。而て彼已に端緒を顯はす。故に使を發するの日、乃ち戰を決するなり。是れ即ち軍國の大事、宜しく熟ら慮り深く謀らすんばあるべからず。凡そ是等の事、先づ其情を審にして、而て朝鮮連興の意を絶たしめ、萬全を保つを爲して、而て之が目的を定め、之が方略廟算を明かにし、其他、船艦の設け、兵食の具、錢貨の備へ、及び内政百般の調理等に至る迄、豫め其の順序目的を定め、而る後に朝使を發遣するも亦未だ晚とせざるなり。若し之が備を爲さず、今、頓に一使節を發し、萬一の事ありて後事續かず、而て他の患害にかゝるあらば、悔と雖も、追ふ可からざるなり。今、頓に使節を發する、

臣其不可を信ず。而て萬已むを得ざるの義あるも、戰に従事するが如きに至りては、基を堅くし、備をなすに非ざれば、臣、實に其不可を知る。其議の顛末は、之を口陳上奏す。伏して冀くは、陛下、事の本末、勢の緩急を深察し、聖斷あらんことを。臣具視、激切屏營の至に勝へず。昧死上言、誠惶頓首。

當時日本帝國の現状に於て、内治經營、國力培養の急務であることは、岩倉の辨明を俟たずして、天下の齊しく認むる所であるが、其の奏聞中に『今、頓に使節を發する、臣不可を信ず。而して萬已むを得ざるの義あるも、戰に従事するが如きに至りては、基を堅く備を爲すにあらざれば、臣實に其の不可を知る』と云ふてゐるが如き、是れ如何なる代價を拂ふとも、平和を買はざる可からずと云ふ結論に到着せねばならぬ。是れ所謂幕末政治家の退嬰的外交を踏襲するものでは無い乎。

明治六年以來、歴代の内閣が、退嬰外交の方針を踏襲し、英米兩國に追隨して、絶對的平和主義に叩頭し、以て今日に至つたのは、吾人は岩倉の奏聞したる退嬰的外交の方針に其の端を發したることを知らねばならぬ。

四 岩倉具視と閣議分裂に關する奏聞

岩倉は、更に進んで遣韓大使論に對する閣議分裂の顛末に關し、奏上する所あつた。今日口演の主旨を著したる筆記を掲ぐれば、左の如くである。

辛未の冬、特命大使の命を辱ふし、使を歐米各國に奉じ、今般歸朝復命するを得たり。抑も、奉使の事、實に國家重大の事件に係るを以て、焦心苦慮、勉めて、聖旨の貫徹せんことを期し、歐米各國を歴聘し、其の帝王に謁し、聖旨を口陳し、其の大臣に接し、我が政府の希望する所を論辯し、條約改正の目的を謀るに、之を改正する事、一大至難の業にして、理論口舌の能く致す所に非ず。到底實効實力に非ざれば、我が希望する所を達する能はず。而て其の實行實力を著す、徒に彼の皮相を學び、其體面を修飾するの能く致す處に非ず。必ず國政の整備を勉め、民力の富贍を謀り、文明進歩の道を盡すに非ざれば、之を著はすこと能はず。今、我が國、文明に進歩するの名有て、富強の實、未だ備らず。之をして充備に至らしむる、亦功を且暮に期すべきに非ず。實踐の經歷に依り、歐米各國、形

勢の大要を案するに、國勢、民力、政教、治務、其由る處のもの、根抵深ければ、枝葉自ら茂れるの理に出でざるはなし。故に我が政治の急務とする所、専ら力を此に致し、意を此に留め、奮勵從事せざる可からざるの旨趣を上奏せり。然るに、本月十四日、内閣に於て、朝鮮遣使の議に會す。三條太政大臣及び具視は、事の先後、勢の寬急を慮り、宜く順序を追ふて以て可とすべし。今俄に使臣を發遣すべからずと論ず。衆參議皆之に同意す。然るに、西郷參議、獨り速に使を遣ふことを主張す。大久保參議、大隈、大木參議を除くの外は、議論稍々動き、其事決せず。十五日、又其事を議す。大久保、大隈、大木三名、前議を執て動かす、衆參議は、西郷の論に同意するを以て、太政大臣も竟に其議を可とす。是に於て、具視が説全く行はれず、或は國事を誤らんことを憂懼し、病に依り朝せず。十七日夜、太政大臣は具視の第に來り、情由委曲を告げ、大に前議を悔ゆるの語ありき。十八日拂曉、同氏病の將に發せんとするに際し、使を具視の第に送り、國の大事に任じ、意見一ならず、惶悚に堪へざるの旨を謝し、再び事を執る能はざるを告ぐ。此際に於て、辱くも、車駕親臨聖諭を奉ず。感激の至に堪へず。具視、議論の合せざるの故を以

て、家居すること能はず。具視が意見と議事の顛末を奏聞し、謹で聖斷に仰ぎ、勅命に依り、太政大臣の職務を代理し、各官と與に聖旨を奉承し、職を盡し、以て宸襟を安んじ奉らんと欲す。

其の書中に於て『本月十四日、内閣に於て、朝鮮遣使の議に會す。三條太政大臣、及び具視は事の先後、勢の寛急を慮かり、宜しく順序を追ふて以て可とすべし。今俄に使臣を發遣すべからずと論す。衆參議皆之に同意す。然るに、西郷參議獨り速に使を遣ることを主張す。大久保參議、大隈、大木參議を除くの外は、議論稍々動き、其事決せず』とあるも、朝鮮遣使の議は、岩倉大使歸朝前、八月十七日、正式の閣議に於て既に決定し、三條首相、奏上して使命の内勅あり、唯だ岩倉大使の歸朝を待て發令すべき旨發表されたものである。されば、岩倉歸朝後、十月十四日の閣議に於て、唯だ大隈、大木の兩參議と、内治經營の急務を主張したる岩倉、大久保の二人とを除き、他の閣員が、皆朝鮮遣使の議に賛成してゐたことは、事實であるに拘らず、岩倉が、奏上口演書に於て『衆參議皆之に同意す。然るに、西郷參議獨り使を遣ることを主張す』と云ふが如きは、彼が事實を枉げて奏上し、聖斷を仰ぎ奉

りたるの責を辭することが出来ないであらう。

五 遣韓大使問題の中止

首相代理岩倉具視が遣韓大使中止の奏聞を終へて、宮城より退出するや、越えて二十四日、天皇は岩倉を召させられ、其の奏議を嘉納させ給ふ旨仰出され、左の如き優渥なる勅語を賜はつた。

朕繼統ノ始メヨリ先帝ノ遺旨ヲ體シ、誓テ保國安民ノ責ヲ盡サントス。賴ニ衆庶同心協力、漸ク全國一致ノ治體ニ至ル。是ニ於テ、國政ヲ整へ、民力ヲ養ヒ、勉メテ成功ヲ永遠ニ期スヘシ。今、汝具視之奏狀ヲ嘉納ス。汝宜シク朕カ意ヲ奉承セヨ。

是に於て、維新以來、明治六年に亘りて懸案と爲つてゐた朝鮮問題は、依然として再び曖昧未了の間に葬むり去られた。

此の如く岩倉は、朝鮮問題に關して、南洲の遣使論を排擠し去りて、其の主張を貫徹し得たるを以て、大内史土方久元を木戸、後藤の邸に、權大内史杉浦讓を大久保、大隈の邸に、

權大内史巖谷修を副島、江藤の邸に、少内史日下部東作を南洲及び板垣の邸に遣はし、勅旨を傳宣した。而して木戸、大久保等の辭表は却下された。

六 岩倉木戸往復の書翰

岩倉具視は、奏聞嘉納の旨仰出されたので、此日書を木戸、大久保に贈り、之に添ふるに勅語の寫を以てした。即ち左の如くである。

過日來、御評議之次第、並に、具視意見、昨二十三日、奏聞、聖斷相伺候處、重大の事件、深く御熱慮可被爲在趣を以て、今二十四日、勅答可有之御沙汰に付、今朝參朝候處、別紙寫之通、勅答有之候條、辭表御下げ、早々出仕可被致。本日此旨可及御達候處、御所勞辭表御差出中に付、不得已、史官を以て此段及御達候事。

十月二十四日

右大臣 岩倉具視

又た岩倉より南洲及び板垣、江藤、後藤、副島に贈つた書も、大體前文と同文句であつた。

木戸は、岩倉の奏議口演中に「十七日夜、太政大臣は具視の第に來り、情由委曲を告げ、

大に前議を悔ゆるの語ありき」云々とあるが、一層之を明瞭にし置かざれば、後世清議の指彈を受くるの虞あるのみならず、之が爲に、離間策の行はれんことを慮かり、書を裁して之を岩倉に説き、更に森寺常德を招きて、其の旨趣を述べ、三條をして其の顛末書を岩倉に寄せしむべきことを慫慂した。彼が岩倉に贈りたる書中には左の如く述べてゐる。

過る十七日夕、條公御激論之御次第に至り、再び大木など御直諫申上、大木一同に尊邸へ御出に相成、御悔悟之御都合に至候邊は、分明に相成居不申而は、爲天下後世にも且つ今日紛紜之折柄に付而は、彌々其の條理明らかならざれば、乍恐大臣公總而御代理被遊候に付、而も御充分ならざる邊も有之、且つ又後々之口實に齟齬之事相成り居候而者、始終政府上之御邪魔と相成候事に付、實は御發表之事も前以て粗ぼ承知仕候間、愚案條公迄申上試候事に御座候。中十七日夕刻云々は、大肝要之事に付、折角條公よりも御悔悟之邊御直筆に而、大臣公迄被進置候方、公私可然御事と今日も内密御忠告仕候次第に御座候。

木戸の日記中、十月二十四日の條下には、左の如く載せてゐる。

森寺常德を招き、去十七日夕、條公の頭末を御自筆にて岩卿へ御投じあらんことを談せり。是は爲後日と離間を防ぐの爲なり。

流石は木戸である。彼が後世清議の指彈を受くることを慮かり、三條の直筆を徴してゐるなどは其の用意周到、遺す所なきを知るに足るものがある。

七 南洲の辭表提出

岩倉の奏聞に對し、勅諭の降下するや、南洲は此日を以て、參議兼陸軍大將、近衛都督の職を辭するの表を上つた。翌二十四日、板垣、江藤、後藤、副島の四參議も亦各其の辭表を提出したが、二十五日、一同其の請を充された。

板垣の實話筆記に據れば、南洲の辭表提出を以て、十八日であるが如く云ふてゐる。

十八日の會議に於て、西郷氏は、辭表を机上に叩き付けて退朝せり。是れ余が記憶する處なり。後藤氏の記憶は、慥かに其時西郷は懷中より辭表を取り出し、之を机上に叩き付けたり。又た右大臣は、欠席せられしと云ふ。

十七日の閣議には、征韓黨の參議悉く出席したが、非征韓黨の參議は、一人も出席しなかつた。十八日も、征韓黨の參議は、悉く登閣したが、三條急病の報に接し、閣議を開くに至らなかつたので、辭表提出に至らなかつたことは事實である。然らば則ち南洲の辭表提出は、二十二日、岩倉邸訪問の結果であらねばならぬ。果して岩倉邸訪問の結果でありとせば、辭表の提出は二十三日であることは、明白である。故に板垣の十八日説は、恐くは同伯の記憶違であつたらうと思はれる。即ち南洲が十月二十三日附にて、中村、武井兩大史に贈つた書に據れば、二十三日説が事實である。

御揃御安康御勤務の筈、珍重奉存候。陳は別紙の通、辭表提出候間、何卒宜敷御取計被成下度奉合掌候。此上養生いたし候様との御沙汰蒙り候ても、再勤の賦決して無御座候間、右等之御手数に不相涉處、偏奉願候。此段乍略儀以書中奉希候。頓首。

十月二十三日

西郷 拜

中村 様
浅井 様

八 南洲の進退と岩倉大久保の往復の書翰

南洲の辭表を提出するや、岩倉は其影響の極めて重大なることを痛感し、善後の策を講ぜねばならぬと爲し、二十三日、書を大久保に贈りて其の意見を徴した。

西郷氏辭表速聞食され度云々、承知致候得共、叡慮如何可有之哉。於小生も不忍之次第、是非御差留相成候はゞ、勿論、尙ほ、一議論之不合より一朝退職之事、實に遺憾と種々一分存居候事に候。且は、明朝、西、貴卿、木等、御差留、速に出仕之儀、申入候心得、假令、表面丈にても同様不相成候而は、決而不相濟事と存候。右に付、如何之事か、一應及内談候。仍而早々如此候也。

十月二十三日

具 視

岩倉の關心に對して大久保は、左の返東を岩倉に贈りて、南洲の辭表は、速に許容されたい。但し陸軍大將だけは故の如く仰付られ然るべしと附言してゐる。

尊墨拜讀仕候。然者西郷辭表之儀、云々、拜承仕候。御尤之御趣意と奉存候。乍去、速

に御許容不蒙ては當人の爲、不宜儀有之、内願仕次第に御座候。乍去、何も御氣遣被下候様の事無御座候に付、其段は御安心可被下候。委細は、今晚又明朝拜趨、直に奉申上候付、左様御承知可被下候。參議、近衛都督丈を被免、陸軍大將は、従前之通、被仰付候得者、可然敷と奉存候。尙、其邊も拜上申上候様可仕。此段拜復而已、如此御座候。頓首拜言。

十月二十三日

利 通

具 視 公 閣 下

追而今日之御都合。過刻御示諭被成下、大に安堵仕候也。

岩倉は、此の返東に接し、安心するものゝ如くなれども、未だ全く安心せざるものと見え、十月二十三日、更に書を大久保に贈りて、南洲の進退問題に關し、左の如く苦衷を語つてゐる。

西郷進退之事に至ては、實に不安次第有様は、外三木中、意見見据附候上は、成否は不可期事に候得共、小生一心至誠は百方盡力、是非々々、當職にあらしめ度と、種々苦慮罷

在候處、昨夜談中、同氏歸國云々の噂あり。一言否不申入候得共、右は爲朝野、竊に苦慮、彌々以て頻に愚考之折柄、御傳言を得、御深慮不可計事ながら、意見及呈書候處、詰り陸軍大將如元云々始めて少しく安慮の堵に附申候。

十月二十三日

具 視

大久保 殿

九 三條實美の辭職問題

是より先に、三條は病に罹り、辭表を提出したが、此に至り、深く責任感に堪へざるものあり、再び書を岩倉に贈りて、切に辭表の充可されんことを請ふた。

此中始末不揃の義共取扱、恐懼之至に候。全く下官不肖を顧みず、叨に大任を負荷し、日夜苦心に勝へざるより、竟に病を發し、殆ど大事を誤り候事にて、上は聖明の徳を汚し、下は四海の望に背く。其罪、萬死も未だ償ふに足らず。實に戰慄恐懼之至に候。因て閣下を煩はし、速に下官が職を解き、其罪を正させ給はんことを請ふ。萬一、閣下の至情を以

て御差止有之候共、何の面目あつて、再び朝に立ち、重て大任を汗すべきや。閣下幸に下官が心衷を御洞察、速に辭職被聞食候様御盡力被下度、前條處置失錯の餘を以て、竟に閣下を累はすに至るも、必竟、下官不束の致す所と冷汗浹背之至に候。返々も速に辭職被聞食候様御執計之程、偏相願候也。

明治六年十月

太政大臣 三條實美

右大臣 岩倉具視殿

三條の責任に感じて辭表を提出したる心事は、深く諒とすべきものがある。然るに、三條の請は允させ給はなかつた。宮内卿徳大寺實則は、二十九日、勅を奉じ、旨を岩倉に傳へて、其の辭表を却下せしめた。

太政大臣、病氣に依て、辭表奏上に付、御内慮相窺候處、重病に罹りしは、實に朕か不幸不替、國家の不幸なり。然りと雖も、不得止之儀、緩々加養致すべし。辭職の儀に於ては、一新創業の功臣、朕が股肱と依頼する間、宜く處分可致旨御沙汰被爲在候間、此段及拜啓候也。

十月二十九日

實 則

右 大臣 殿

岩倉は更に三條の次男公恭を招き、勅旨を傳へ、辭表、聞食されざるを以て、緩々靜養すべき旨を三條に告げしめた。

此の如くにして、征韓黨が行はねばならぬ「クーデター」が、却て非征韓黨に由りて行はれ、征韓黨の參議は悉く辭職し、最後の勝利は非征韓黨の掌中に歸した。而して朝鮮問題は未解決の儘、明治二十七八年役を待つのに已むべからざるに至つた。

巨 眼 翁 南 洲

南洲は容貌魁岸、風骨奇偉、身長六尺、自ら大人物たる相があつた。其の眼は、巨大なる許りでなく、瞳眸自ら異彩を帯び、爛々として人を射るものがある。又其の肩幅の廣く、身體の肥大であつたことは、皆人の能く知る所。其の墨丸も亦甚だ大にして、馬に騎するが如き、最も其の難とする所であつた。故に其の身は陸軍大將であつたにも拘らず、終身の間、馬に乗つたことは、僅に數回に過ぎなかつたと云ふ。又其の左の腕に、大なる刀痕があつた。是れ南洲が少年の頃、人と闘ひて受くる所の餘痕であつたと云ふ。

第十章 征韓黨と非征韓黨との争點

一 非征韓黨の反對論

叙上、吾人が反覆論じ來り論じ去つてあるが如く、南洲の主張したる目的が、朝鮮問題の起りたるを機として、進取の國是に基きて大陸政策を確立し、朝鮮問題の解決より進んで、將來、東亞問題を解決せんとするにあつたことが判ると思ふ。

然るに、何故に、此の如き公明正大にして、國際的正義に立脚したる國策が行はれなかつた乎と云へば、其の反對論として有力なる争點の一は、南洲にして朝鮮に派遣せらるゝときは、必ず朝鮮人の爲に殺害に遭ふを免れぬのであらう。殺害された以上は、兵を以て之に繼がねばならぬ。此際、兵を出して朝鮮を征するが如きは、策の得たるものにあらずと云ふにある。是れ實に岩倉、木戸、大久保が内治完整を急務として、遣韓大使論に反對し、彼等の

幕僚たる伊藤、黒田、小西郷、松方等が一致結束して、之に共鳴したる所以であつたが、要するに、彼等は使節派遣に反対したるにあらず、使節派遣の結果、朝鮮問題が延て對支問題と爲り、對露問題と爲らんことを慮かつたに過ぎなかつた。

二 副島種臣と其の征韓論

副島は、征韓論首唱の一人にして、南洲と殆んど一身同體と爲り、東亞經綸即ち大陸政策を遂行せんことを期し、遣韓大使論に賛成したるものであるが、彼が正面より主張したる意見は、國際的正義に立脚したる公論にして、南洲の主張と符節を合するが如きものがある。彼が嘗て清國公使何如璋に與へた書中に、左の如く云ふてゐる。

且つ夫れ朝鮮の事、物議紛紜、予常に之を患ふ。朝鮮賓客魚允中臻る。之を迎ふ。予從容語次問ふて曰く『昔日船を以て命を貴國に請はんと欲す。公能く之を知るか』。允中曰く『知る』予曰く『恨む乎』允中曰く『非』予曰く『欺なり。貴國外は修好に託して、内實に予を侮る』允中曰く『非』予曰く『貴國の娼妓、命を弊國人に待つ。必ず刑する所と爲

る。是れ修好の規にあらず』允中曰く『是れ典なり』。予曰く『未だ修好せざる前の規ならん』。允中曰く『新規なり』予曰く『是れ予を讐すなり。夫れ修好なるものは、二國人を合して兄弟の行を爲すなり。且つ人、内國に恕にして、外國に嚴なるは、是れ予を讐するにあらずして何ぞ』允中答へず。予曰く『乃ち吾が關白秀吉を恨むなきを得ん乎』允中曰く『恨む』予曰く『予は深く貴國を恨む如何。彼れ豊臣なるものは、命を擲にするにあらず。曩に蒙古人我が對島を陥れ、我が壹岐を陥れ、我が松浦を掠め、轉じて博多に冠す。貴國人常に之れが先鋒と爲る。是れ深恨なり。其の後、我が窃盜、貴國海岸を掠む。而して貴國一同使を遣はさず、直に我が對州を奪ふ。是の若きもの二、秀吉微りせば、則ち我地は長く貴國に入らん。現に對洲は貴國地理誌に載す。且つ秀吉、是れ復讐の擧。擅伐の師にあらず。且つ吾れ又た貴國の憾を釋かざるものを問はんと欲す。秀吉の時、貴國八道皆降ると二王子我が手にあり。獨り亡王殿下、平壤の奥に遁る。明師來りて而して民皆之れが爲に蹂躪せらるゝこと七年。且つ沈惟敬は何者ぞや。二國兵結んで解けず、則ち明の任用實に誤る。且つ我れ二王子を返す。唯だ貴國の命なり。我れ罪無し。吾れ貴國の

憾を釋かざるを問はんと欲す。敢て問ふ。我が天皇即位の告。征夷府廢止の告。對洲藩停止の告。太政官設置の告。外務卿委任の告。外務書記の諭書。外務の告。太政大臣の告。釜山在留の諭書數通。宗對洲前委吏の諭書。釜山浦在留館吏撤去の告。皆漠として之を省せず。宜しく且つ見問の條にあるべし。始めは吾れ謂らく。貴國は清國の封冊を受く。今は則ち大朝鮮王國。權常に其の手にあり。明師の來援無くんば則ち吾が入る如何。其れ予を以て英雄と爲す乎。今ま夫れ共に福を同うせざれば、是れ共に禍を同うする能はず。修好無用なり。是れ一時の言。私かに閣下の耳に入る。

副島は此文を人に示して曰く『世或は征韓論を以て無名の師と爲すは、是れ大なる謬見である。事理は此の文中に叙するが如く、我れ曩に天皇即位の告を贈るも彼れ毫も省みず。我れ嘗て征夷府廢止の告を贈るも、彼れ願みず。我れ對洲藩廢止の事を告ぐるも、彼れ應ぜず。我れ太政官の設置を告ぐるも、彼れ應ぜず。其他我が外務卿委任の告。外務書記の諭書。外務卿の告。太政大臣の告。釜山在留書記の諭書數通。宗對洲前委吏撤去の諭書。釜山浦在留館吏撤去の告。彼れ皆棄て、應ぜず。我が國交上の手續を盡して彼れ毫も省みざるのであ

る。我れは其罪を問はざるを得ない。既に其罪を問ふ以上は、之に隨ふに海陸の師を以てせざるを得ない。世人往々征韓論を目して英雄豪傑快を取るの擧と爲すものあれども、征韓論は堂々たる問罪の師であり、正々たる國交上の談判である』と。

併し朝鮮に對して問罪の師を發す以前に於て、全權大使を派遣し、最後の談判を試み、問罪の理由を世界に明にすると云ふのが、南洲の主張であつて、岩倉大使歸朝前、八月十七日の閣議に於て、閣員一致、大使を派遣するに決したるは、之が爲めであつた。

三 南洲と遣韓大使問題に對する態度

南洲が七月二十九日附にて板垣に贈つた書中には『夫よりは公然と使節を被差向候は、暴殺可致儀と被相察候付、何卒私を御遣はし被下候處奉願候。副島君の如き立派の使節は出來不申候得共、死する位の事は、相調可申かと奉存候間宜しく奉希候』と云ふてゐるに據るも、彼が死を賭して其の使命を完うせんとするの決意は、明白である。

次に南洲が八月十四日、板垣に贈つた書中には『是非此處を以て戰に持込不申候ては、迎

ても出来候丈に無御座候に付、此温順の論を以て、はめ込候へば、必可戰機會を引起し、可申に付、只此一舉に先ち、死なせ候ては不便抔と、若しや姑息の念相起し被下候而は何も相叶不申候』と云ひ、同十七日の書中にも『今日に至り候ては、全く戰の意を不持候而隣交を薄するの義を責め、且つ是迄の不遜を相正し、往先隣交を敦するの厚意を被示賦を以て、使節被差向候へば、必ず彼が輕蔑の振舞相顯れ候而已ならず、使節を暴殺に及候義は決して相違無之事に候間、其節は天下の人皆擧て可討の罪を知り可申候間、是非此處迄に不持參しては不相濟場合に候』と云ふてゐるに據るも、南洲が如何に國策遂行の爲に、其の一身を犠牲に供するも辞せざる覺悟があつた乎が判るでは無い乎。

四 大外交家としての南洲

南洲が全權大使として、朝鮮に赴き、彼の無禮を責むる以上は、彼の頑冥なる、如何なる暴行を彼に加へんも、未だ測るべからざるであらう。是れ實に全權大使たるものが豫じめ一死を期して、彼地に赴かざるを得ざる所以にして、南洲自ら身を挺して、其の難局に當らん

ことを覺悟したる所以のものも亦此にあつた。

併しながら、徒に一死を期して、其職に斃るゝことを能とするのみならば、何ぞ必しも國家の重臣たる南洲の出使を要せん。南洲が一死を覺悟して起つた以上は、吾人は彼には自ら難局を突破し得る成算が彼の胸中に素定してあつたものと看做さざるを得ない。南洲は徒死を甘んずる木強漢ではない。否な寧ろ彼は不言實行の大外交家たる天分を有する英靈漢であつたことを知らねばならぬ。

文久二年、島津久光が兵を率ゐて上京せんとするや、南洲をして其の一行に先で出發し、馬關に留まりて一行の至るを待たしめたが、南洲は馬關に於て、天下の形勢を察し、急進的尊攘黨志士が、久光の東上を機として蹶起せんとすることを聞き、命を俟ずして大阪伏見の間に往來し、激派志士の輕擧を鎮制せんとした。久光は南洲が已れの命を用ゐずして大阪に上つたので、大に怒り、南洲の歸藩を命じ、之を流刑に處した。當時南洲が木場傳内に贈つた書中に、

皆死地の兵にて、生國を捨て、父母妻子に離れ、泉公の御大志あらせられ候段慕ひ奉り出

かけ候に付、總て斯様に申候ては、自負のやう御座候得共、私をあてにいたし來候故、私死地に入らず候ては、死地の兵を救ふこと出來申すまじく、何篇諸方の有志は、大阪にてもすべて私より引しきなき候處、云々

と云ふてゐる。當時久光にして英雄を駕馭するの術あり、南洲をして急進的尊攘黨鎮撫の任に當らしめば、或は伏見寺田屋騒動の慘劇を演ぜずして公武合體の目的を達したるかも、知るべからずと思はれる。

元治甲子、禁門の變後、征長の役起るや、南洲は征長總督徳川慶勝の參謀と爲つたが、彼は慶勝に進言するに、彼れ自ら岩國に赴き、吉川監物に説得するに、長人をして長人を治めしむるの得策であることを以てした。南洲の策は慶勝の納るゝ所と爲つたので、南洲は單身敵地に入り、岩國に於て吉川監物と交渉を開始し、終に長州の恭順と爲り、寸兵に岨らずして平和條約が成立した。南洲が陣中にある長州の捕虜を岩國まで送り届け、薩長聯合の端を發するに至つたのも此時であつた。

死中に活を求むるは、兵法の秘訣であると同時に、外交の妙機である。南洲は、死生の間

に出入して、實地に之を體驗して自得したるもの。南洲が遣韓大使問題に關して、朝鮮出兵論を排し、一死を期して使命を奉ぜんことを主張したることは、所謂虎穴に入らずんば、虎兒を不得と云ふが如く、死中活を求むる南洲流の戦法、南洲の外交である。

南洲が板垣に對して、出使推薦に盡力せんことを請ふたときに、板垣が『元來卿が朝鮮派遣に就て、其死を氣遣ふことは、不明の至りである。予は寧ろ此行に於て、卿が奇勳を建つべしとは、予が固く信する所なるを以て、飽くまでも之に盡力せん』と語つてゐるに據るも、當時、内閣諸公の中で、板垣だけは、南洲が善く全權大使として、其の使命を完うすべきことを信じて疑はざるものと解して差支あるまい。

南洲の述懐に『須比蘇武歲寒操。應擬眞卿身後名』と云ふてゐるが如く、一死を覺悟してゐたことは、勿論であつたが、死地に入りて活を求むるは、南洲獨得の外交であつて、南洲の胸中には、和戦兩様の準備があつたことは、彼が板垣に贈つた書中に『此節は戦を直様相始め候譯にては決して無之。戦は二段に相成居申候』と云ふてゐるのにも、明白である。南洲の人物を知つてゐる黒田清綱は、生前吾人に對し『南洲は朝鮮問題にして解決した以上

は、更に轉じて露國に赴き、日露提携の策を講ずる深意があつた』ことを語つてゐた。英雄にあらざれば英雄を知ることが出来ない。

南洲にして、既に一死を覺悟して、朝鮮に臨んだ以上は、韓廷は翻然其の過を悔い、我が日本の要求に應じて、我と通商を開き、玉帛を以て干戈に代ふるに至つたかも知れなかつたらう。現に明治九年、江華灣事件に際し、黒田清隆が全權として韓廷と交渉するや、彼は終に我が要求に應じて、修交修約を締結するに至つたのでは無い乎。

然るに、内治黨に屬する岩倉、木戸、大久保を始め、其の幕僚が、餘りに朝鮮問題を重大視し、南洲の出使を以て、直に戦争開始と誤認し、遣韓大使論を以て、恰かも書生の空論であるかの如き説を宣傳して、之に反對したるは、時代錯覺の太甚しきもの。其の結果、廟議の破裂と爲り、遣韓大使の中止と爲り、之を終るに、朝鮮問題をして二十七八年役、三十七八年役を俟つにあらざれば、之を解決すること能はざるに至らしめたるは、果して誰の責任ぞや。吾人は當年を回顧して、轉た浩歎に勝へざるものがある。

五 南洲の觀たる征韓論分裂の閣議

(酒井玄蕃筆記)

遣韓大使の議、所謂る征韓論の顛末は、大體既記の通りであるが、吾人は酒井玄蕃が南洲の直話を筆記したる征韓論分裂始末を参考として之を左に掲ぐることにする。

酒井玄蕃名は了恒^{さとしね}、幼名は吉彌、又は吉之丞と稱す。羽前庄内の人。維新の後、庄内藩の大參事に任じ、明治四年、南洲の推薦に由りて陸軍省に出仕したが、六年征韓論の破裂するや、南洲と共に其職を辞した。八年清國に遊び、歸朝の後、九年病を以て歿したが、南洲同志の一人であつた。

酒井は、平素南洲の人物に私淑してゐたが、征韓論破裂の後、明治七年一月一日、彼は鹿兒島に至り、親しく南洲を武村の草庵に訪問して其の意見を質した。南洲は快よく酒井の問に應じて、征韓論破裂の始末を語つた。左の一編は即ちそれだ。

征韓論の眞相と酒井玄蕃の筆記

元來此度の儀は、私不快引込中よりの儀にて、兼ねて彼地模様これあり。和館護衛の爲め、一大隊御差遣相成と申來、夫れは以ての外よろしからざる御事と被存候間、押して出勤致し候。抑も御一新以來、これまで御運びに相成候は、全く御交誼の爲めには御座なく候や。然るを只今此方より兵隊御遣はしに相成候ては、是非夫れより事の起りと可相成。左様の事にて軍を始め候は、皇國一般誰存知も無之、承服奉るべき様もこれなく、以ての外此事に有之。此方よりはいつまでも、御信誼を盡させらるべき御事にて是までの使節にては、是より出づれば彼にて避け、彼にて一步進めば是にて二步退くと申様にて、遂に屹度引受け候て應接は一度も無之候間、今度は嚴然と使節御差出に相成り、是非是までの是非曲直判然致し候は、彼にて無事に承知致間敷。つまりは使節も其儘にては歸り申間敷、さ候へばこそ皇國一致の人氣も揃るひ、誰穩便にも可相濟とも存じ間敷く、唯此儘にては所詮御出兵などは存じ寄らざる次第に御座候。兼て政府の義務上に當つて一命をば抛度き宿志に候間、右の使節は私屹度承り、是までの曲極丈けは是非分明に可致と申渡候處、政府の御評議とは違ひ、餘程模様も有之、面倒に候へ共、追々には其事に運ばれ、己

に御内勅まで承り仕合せ。

然處、又様々の事一時に惹起り、黒田儀は是非此度は戦に不致ば相成らざる様申候事にて、一昨年露國に事起り候節も、是非此度は死に申べしと存候趣に付、是非共死んでくれと申候様、三條公へも其事に申上候趣きに候へ共、外務省より議論起り、其儀能はず。此度の事も黒田に爲聞候は、是非吾参り可然と申には無相違、態と不爲聞、三條公へ使節の儀は誰申候とも一切御許被下間敷。兼ねて申上置候故、黒田果して三條公へ自分進候て申上候由に候へ共、御取受無之。仍て私も尙又篤と相考へ、彌々所在を一方に取極候事にて、今日の御國情に相成ては、所詮無事に可相濟事も無之。畢竟は露國と戦に相成候外無之、愈々戦争に御決著に相成候ては、直に軍略にて取運び不申ば不相成。只今北海道を保護し、夫にて露國に對峙可相成哉。さすれば彌々以て朝鮮の事御取運びに相成り、ポシエツトの方よりニコライまでも張り出し、此方より屹度一步彼地に踏込んで此地を護衛し、且つ聞くが如くんば、トルコへは露國よりも是非此儘にては相濟不申、振つて國體を引起せと泣て心付候由、英國よりも同敷泣て、右の通りに致候趣き。是れ何地に候

や、兼ねて犄角の勢にて英露の際に近く事起り可申と。此頃露國公使の極内の心付と有之。且つ歐羅巴にては、北海道は各國雜居の地に致候目論見に有之候と相聞き、大方其事も近照會に可相成。兎に角、英にては海軍世界に敵なく候間、都て北海道は暫時英佛に借し候方は如何など申事にて、歐羅巴に於ても露の北海道を目懸け候に、甚だ以て大體に關係致し候。右故、趣向も付け候には相違無之。右の通りの事情に御座候へば、日本にて其通りに奮發致候とならば、トルコに於ても是非一と奮發は致可く、さすれば彌々英にて兼てよりのポーランドより事を起すには相違無之。能々英國と申合せ、事を擧げ候日に於ては、露國不足恐と被存候。其段無屹度申述候處、岩倉は現に軍は恐敷しとも申し難きに候へば、夫れにては順序を失ふと云ふ。其順序と申候へば、全く平常無事の日の順序に有之。今日已に戦争と御決定相成候上は、直に戰略の上にて御運び不相成ば難相濟儀、畢竟爲國家其の義務を盡すとの順序に候はゞ、縦令異同有之候共、始終見込一定不致候儀には無之。始めには參議の方へ手を入れ、其論を改候積りの處、都て參議は大抵同意と相成り。是れよりは戦争に決候上は、軍略を説き、彼は今日平生の順序を云ふ。さ候はゞ

御軍略は如何と岩倉へ承り候處。軍略は不知と申。御存知無之は何處迄も存知の者より御聞き成されずやとまで申候事にて軍力恐ろしくて出來不申候はゞ、今日政府と申候事御止めに相成り、商方支配處とにても名を易へ候事なら、夫れと申もの。今日政府と申候上は、其の義務揚らずと申譯けは無之。義務を落なら更に政府には無之と申事にて、隨分甚敷議論も致候。

其内にて、副島など職掌上に於て、其の使節は是非自分相勤ると申。私兼ねて蒙使命儀、何れ空しく可相濟事には無之、打果しの外無之候と申までに相成候ひき。北海道の札幌で鎮臺を置候との事も有之。さ候はゞ私は直に札幌本營にすわり可申、樺太分營では篠原冬一遣さんと申候ひき。元來、三條公には、私の見込御採用、夫れでは是非運び可申との御事の處、遂に御決著の日に到り、御不快にて今日の次第と相成り。岩倉より申には畢竟見込違の事に有之。双方共に具さに及上聞。何分にも宸斷次第に可仕と申候間、夫れは如何の仰上候や。三條が見込は個様、私見込は個様々々、然して三條の見込は爲天下不可然。私の見込は爲天下可然との仰上られ候かと申候處。如何にも其通りと被申

候間、さ候はゞ私は不可申と。夫れにて事分れに相成候儀にて、最早今日の處にて何も無之。然るを色々手を廻し、所々に探りに遣し候間、夫れには決して返答は致すなど申置候。

實に岩倉が過て改候事なら、自分朝鮮に罷向ひ一命を捨可申、さもなくば今度は中々に可出とは更に不存。又敢て心配も決して不致。唯、今日の通りなれば、露國は必定近日中襲來るに無相違。其節は小隊長となり、同志者を率ゐ、死に候丈けの事、今日政府の御覺悟にては、是非御降參に成られべく、其節私一人は決して降參致さず候。露兵を討て、斃候覺悟にて、右の外何も無之。人々露國を甚だ畏れ候へ共、私は左まで恐敷とも存せず候へば、扱て平常金穀の事に候へば、如何なる英雄豪傑かと思はれ候へ共、血の出る事に相成候へば、誠に張り合ひなく、元來朝鮮の事は僅か兩三人ならで相咄不申候事に候へ共、其内追々兵隊の者共聞きつけて、遂に今日の次第に相成り、歸り來り候間、段々始末相咄候處、是非一趣に可死と申候間、如何にも可死義に當りては、人の死する、氣の毒にも痛しくも無之儀、唯四十七人の内さへ、長々の内には心變りの者も出て來り、今酒色

亂暴に心を蕩かすとは、大事の志を遂げ兼ね候事も可有之。彌々一趣に可死覺悟なら、是までの様にては不相濟候間、愈々今日を痛く慎しみ候様と申聞かせ、今に靜り罷在候にて、元來小隊長は心一杯の軍出來、甚だ愉快のものに候間、兎角夫れを楽しみに致し居候趣に御座候間、中殿様酒井忠篤伯御事申上、其日は罷歸り申候。

叙上の筆記は、簡にして未だ盡さざる點なきにあらざるも、酒井自身が南洲辭職後、間もなく、直接南洲を訪問して、其の實話を赤裸々に其儘手記したるものであるを以て、最も其の真相を得たる實録とせねばならぬ。而して南洲の閣議に於て、主張したる意見と云ひ、口吻と云ひ、躍如として、筆墨の外に流露されてゐる。要するに南洲の遣韓大使論に關する意見を表白してゐる實話や筆記は尠なくないが、此の筆記の如く簡易直截にして、而かも其の要を得たるものは、見當らない。此の筆記は、征韓論の真相に觸れたる最も貴重なる資料の一であらう。

南洲と敬天愛人の四字

南洲嘗て曰く「道は、天地自然の道にして、人は之を行ふもの、故に天を敬するを以て、目的となす、天は、人も我も同一に愛す。故に我を愛する心を以て人を愛すべし」と。南洲は道に得る所あり。而して其の平生、最も愛誦措かざる所は「敬天愛人」の四字であつた。私學校の本堂に此の語を大書して、掲げあり、又人の書を乞ふもの、爲めに、之を書すること少なくなかつた。南洲又曰く「人を相手にせず、天を相手にせよ、天を相手にして己を盡し、人を咎めず、我誠の足らざるを尋ね可し」と。此の語、直に天地の英靈に通ず。道を信ずること篤からざれば、安ぞ此の語を發することを得んや。南洲の如きは天を相手とするものと謂ふべしだ。

南洲驕奢を戒む

維新の初め、文武の貴紳、功に誇り、往々豪華を衒ひ、驕奢を競ふもの、酒々皆然りであつた。南洲深く之を憂ひ、時事を談ずる毎に、慨然人に語て曰く「萬民の上に位するものは、己を慎み、品行を正うし、驕奢を戒め、勤儉を力め、職務に勞して、人民の標準と爲ることを期せねばならぬ。人民其の勤勞に感ずるに至らざれば、其の政令は、決して行はるゝものではない。然るに、創業の初めに當り、家屋を飾り、衣服を粧ひ、愛妾を蓄へ、貨殖を謀らば、維新の大業其の完成を期することは出来ぬ。今日と爲りては、戊辰の戦争も、偏に私を營むの結果と爲り、余は、國民に對し、戦死者に對して、全く其の面目がない」と。痛嘆之を久らしたと云ふ。

第十一章 南洲と大陸經綸問題

一 征韓は目的にあらず

南洲の遣韓大使論は、朝鮮の開國が其の目的の一にして、征韓は其の目的では無い。朝鮮の開國は、主なる目的にあらずして、朝鮮の扶植が其の目的の一である。朝鮮の扶植は、主なる目的にあらずして、日韓の一致提携が、其の目的の一である。日韓の一致提携が、主なる目的にあらずして、東亞經綸、大陸經綸が、其の目的の一である。我が日本帝國をして、東亞の盟主たらしめ、皇道を宇内に宣布し、世界新秩序の平和建設に貢献することが、最後の目的であつた。而して全權大使を朝鮮に派遣し、之と修交條約を締結し、朝鮮の開國を促すことが、其の出發點であつた。

南洲の遣韓大使論は、國際の常道論にして、何等の詭道を挾まざる外交の本色であつた。

但だ其の異なる所のものは、南洲が國際の常道に立脚して、飽迄も自主的外交の實を擧げんとする點であつた。朝鮮にして、依然として其の舊習を墨守し、我が國使を辱しめ、國書を斥け、我が要求を拒絶するに於ては、已むを得ず、我が帝國は、正々堂々、國際の常道に照し、皇師を率ゐて其の罪を聲らし、之を討伐せねばならぬと云ふことが、南洲最後の決心であり、最後の手段であつた。是れ當時、南洲の遣韓大使論が、直に征韓論と誤認せられたる所以であつた。南洲は、初めより征韓論を主張したる程の没分曉漢ではなかつた。

二 南洲と大陸經綸國策の確立

維新以來、我が國民思想の趨く所を察するに、二大潮流ありて之を左右して來た。歐化主義を主とする内治整理派が其一であり、曰く進取主義を主とする外交自主派が其二である。前者は木戸、大久保等の主張にして、彼等は、内政に於ては重きを制度文物に置き、社會の改善を圖ることを主とし、外交に於ては、消極的、退嬰的を主とし、勉めて國際的關係を避け、専ら國力を培養し、以て文明國の伍ご伴ばんに列せんとすることを理想とした。岩倉大使一行

の歐米回覽と爲つたのは、取りも直さず、内治派の主張が實現されたものである。

後者は南洲及び副島、江藤等の主張にして、彼等は内に於ては、勤儉尙武、民力の充實、人心の統一を期し、外に對しては、自主的、進取的を可とし、大陸經綸の國策を確立して、東亞平和の基礎を確立せんことを理想とした。遣韓大使問題の起るに際し、南洲が進んで全權大使たらんことを主張し、副島、江藤、板垣、後藤等が之に賛成したるは、之が爲めであつた。

勿論、當時の非征韓黨にありても、山縣の如く南洲等の對外派に共鳴してゐた人物があり、征韓黨にありても、板垣の如く外交よりも寧ろ重きを内政整理に置いた人物も無いでも無かつたが、非征韓黨は首として内政を整理し、然して後外に及ぼさんことを期し、征韓黨は首として外交を振作し、然して後、内に及ぼさんことを期したものと如くであつた。

當時長沼愼太郎は『征韓論分裂始末』に於て、征韓黨領袖の意見を論じて、左の如く述べてゐる。

案するに、征韓前後の大目的如何は、當時首唱者の各個に依り、多少、内に其意見を異に

するもの、固より之れなしとすべからずと雖も、其二三に就て親知する所を以てすれば、左の大事に過ぎざるが如し。一は外交の政略。一は内治政略、是なり。何をか外交政略と云ふ。蓋し我が外交の始め、幕府の暗庸相吏、其局に當りて、國權を失墜し、外廷の侮辱を來せしより、先入主と爲るの譬喩に漏れず。新政府代りて其職を繼ぐ後と雖も、外交の局面、依然、昔日の觀を存し、終始其の凌侮を免るゝ能はず。外廷が邦廷を玩弄視するの狀態たる、若夫れ尋常の手段を以てせば、獨立の地位に立て、國權を全ふする、果して何れの日たるを知るべからざらんとす。且つ往きに木戸、大久保諸氏の歐米に使用するや、此行、條約改正の實行を擔任したるに、豈圖らんや、諸氏の歐土に達するや。外廷の剛愎なる、到底、容易に其效を奏するを得ずとの報あり。此に至て、内廷の諸氏、益々感奮する所あるに似たり。以爲らく、我宜しく韓廷の無禮妄慢なるに乗じて、外征を起し、國威を發揚し、締盟の各國をして、我新政府の剛毅果斷なる、亦幕府が暗弱怯柔なるが如きの比にあらざるを曉らしめ、以て大に心肝に銘じて、其眼を拭はしむるにあらずんば、勢、我が目的を達する能はずと。若し夫れ江藤新平等が前途に計畫する所の如くんば、我が罪を

韓土に問ふも、其關係、決して日韓の間に出でず、必ず、清廷の干涉を其間に逞ふするものあるべし。是れ我が國威を發揚するの一大好機なり。今夫れ支那四百餘州の空氣固より已に腐敗せり。我が銳卒を以て彼に形し、此に勢し、臨機其の籌略を失するなくんば、我の勝算あるは、必せり。彼れ若し平かば、宜しく割かしむるに、數省の藩鎮、若くは要港を以てし、且つ清廷を誘導して政體を改正し、俱に國基を固ふせしめ、而る後ち特使を露廷に派して、盟約を訂し、日清露の三國合同して、英領の亞細亞に藩鎮せるものを衝き、印度の如き、全く其の羈絆を脱して獨立ならしむべし。至此乎東洋の大計、全く定り、我が歐土に對し、對等の目的先づ立たんと。願ふに在廷の諸僚、盡く前途の計劃を同ふせりと斷定すべからずと雖も、其國威を張り、國權を同ふせんと欲するの政略に至りては、蓋し太だしき異同なきを信ず。

何をか内治政略と云ふ。夫れ百世固膠の汚俗を一洗し、天下の元氣を振作して、社會の活動を圖らんと欲せば、驚天動地の大活劇を企て、上下をして一たび必至の域に陥り、死中活を求むるの境に瀕するにあらずんば、一世の耳目を一新して、鞏固なる社會を基立す

ること能はず。討幕回天の一事は、實に其の最好機會なりと雖も、惜哉、其の局面、恰も
兒戯に類するが如きに過ぎず。天下土崩瓦解、甲起乙仆、天地震動して而る後、事定るが
如き、所謂雨降りて地固る境界に達すること得ざりし。是を以て、創業の地位、漸く去
て、僣武守成の日に近づくや、偷安守成生じて、驕奢忽ち風を成し、曾て、昔日慷慨身を
挺んで、義を唱へたる風氣如何を辨へず。幕末の流弊に却歩するの倏忽なる、電光石火も
雷ならず、猶、北條の後に足利の生ずるが如く、恰も暗夜を出で、暗夜に入るが如きの觀
あらんとす。是れ實に内治の一大病根たり。而して今や、此の病根を除かんと欲せば、外
征の餘威を藉りて、社會を振蕩し、一大改革を斷行するより外あるなしとす。
長沼の觀察は精到を欠き、其の言議は空想に馳するの嫌無いでも無いが、征韓黨の主張、南
洲及び江藤等の抱負の一端を寫し出して、蓋し其要を得たるものに庶幾し。

三 桐野利秋の語れる東亞政策論

又、桐野利秋が鹿兒島に歸臥中、石川縣の志士、石川九郎、中村俊次郎に語つた實話も亦

南洲の懷抱してゐた東亞政策の一端を知るに足るものがある。彼は、其中に左の如く語つて
ゐる。

昨年、五名の參議、並に野生等、職を辞する、世人の傳へて征韓を以て、口實とするもの
とは、事情少しく異なれり。固より其の所論、征韓の趣意に根すと雖も、然れども、未だ
即今忽ち兵を擧て之を征すべしと言ふにあらず。必ず先づ全權公使を發し、前年來、彼國
が屢ば我が使節を凌辱し、國書を却け、加之、慢言暴狀、至らざるなきの罪狀を擧げ、其
の宇内萬國の公法に背き、天地間比隣親睦の倫理を傷るを咎責し、彼に要するに昔の非禮
を謝し、今後我が日本に對し、隣國の交誼親信を盡すの事を以てすべし。然れば、則ち、
彼れ固陋の俗、益々暴慢に募り、必ず我が公使を殺害すべし。是に於て乎、其の公使を殺
害するの非を國內に廣布し、又た同盟各國に檄示し、公然、兵を擧げ、彼の至罪を鳴ら
し、以て之を征すべしとの議論にして、西郷參議は、奏請して、自ら全權公使の命に當ら
んと言ひ、野生等之に副從せんと欲せり。方今宇内の狀勢、各國紛争し、大小強弱、相併
吞し、甲起り、乙仆れ、互に盛衰を爲す。此時に當り、我が日本は東洋海中に孤立し、二

千五百有餘年の國風に慣習し、未だ五大洲裡の、狀勢を熟知せず、又た國力衰殘、兵備空虚、人心懦弱、皇國獨立の氣慨なし。尙、斯の如くにして、因循推移せば、未だ多年ならずして、斃路滅して、他國の屬國と爲るや、昭々乎として明かなり。今之を振起振興し、我之をして各國と並馳して宇内に獨立せしめんと欲する時は、唯、戰鬪攻伐して海外に渡り、先づ歐洲各國の間に縱横し、威力を較し、以て直に宇内萬國に並立するに在るのみ。今や、英、佛、普、魯の如き、各國相持して、以て未だ力を支那、朝鮮、滿洲の間に及ぼすに暇あらず。此時に及で我が日本は宜しく其間に乘じ、支那、朝鮮、滿洲の間に跋渉し、之を略取し、以て歐亞各國に侵入するの基を立つべし。然れども、戰爭の事、必ず名義を踏み、正理眞道を取るに非ざれば、三軍を作興し、敵軍を壓するに足らず。苟も兵を恃て中外の非評を招くことあらば、則ち覆滅を取るの途なり。然れども、適ま朝鮮の無禮を我に加ふるあり、此れ、我に於て、不可欠の好機會と云ふべし。而して其事、未だ理非曲直、判然たらず。之を以て、國內に廣布し、同盟各國に檄示するに足らず。是を以て、更に全權を遣はし、彼をして十分の非曲を負はしめ。然る後、征討の擧に及ばんと欲する者

なり。朝鮮使命の事、西郷參議、並に野生、赤心之を擔當して身を朝廷に致し、命を彼土に殉じ、以て我が日本國の爲め、後來の一大良策を興さんと念望せしなり。而して終に偷安怠惰、身を顧み、國を忘るゝ豎子輩の沮止する所と爲る。實に歎すべきなり。叙上の議論は、南洲の意見と云ふよりも、寧ろ桐野自身の東亞政策と云ふを適當とする。蓋し南洲は由來不言實行の政治家であつて、桐野の如き智勇辯力の漢子では無かつた。併し南洲が閣議の席上に於て、全權大使たらんことを主張したる議論の大半は、大體に於て之に盡きてゐる。南洲の抱負が、桐野の口を藉りて發露されたものは此の實話であると謂ふも、恐くは過言ではあるまい。

四 鳥尾小彌太の主張したる武政統一論

内は勤儉尙武の政を布き、禮義廉耻の風を興して、國論の統一を圖り、外は自主的外交の方針を確立して、大陸經綸の國策を實行することは、南洲等の理想であり、亦其の抱負であつた。然るに、維新の初め泰西の文物制度を採用せしより以來、攘夷精神は一變して拜外思

想となり、道義頹廢、人心萎靡、創業進取の精神銷磨し、驕奢淫逸の風益々甚しく、南洲等の豫想に反するものがあつた。

當時の陸軍少將鳥尾小彌太の如きは、時弊を慨したる一人であつた。彼は窃に以爲らく、『今日の急務は、斷然、武政を布きて天下懦弱の弊風を一變し、國家の獨立を全うせんが爲には外國と一戦するの覺悟無かるべからず』と。明治六年の初、彼は南洲に謁し武政統一論を述べ、其の決行を促した。南洲之を聽き曰く『貴説は之を領するも、岩倉大使歸朝前之を實行せんことは困難である。大使出發の際、大臣參議相誓ふて已むを得ざる事件の外は、改革せざることを約したので、今此の誓約に背いて斯る大事を決行するときは、其の責任を我に負ひ、却て後害を招くに至るの憾がある。若かず、大使歸朝の後、堂々之を論じ、若し異議あらば、其時、斷然、取て之を決行せんには』と云はれた。

鳥尾曰く『然らば則ち、先生一身を以て之に任ぜらるゝのである乎。大使歸朝の後にありては、吾人の盡力は到底無用であらう。但だ此の方針にして一定する以上は、吾人微力を出して之に従事せん。』南洲曰く『予自ら之に任ずる以上は、斷じて顧慮することを休めよ。但

だ此の改革を遂げた以上は、第一著に、必ず征韓の舉に出でなければならぬ』鳥尾曰く『此の改革は大事である。苟も武政を實行する以上は、之が整理には一二箇年の歳月を費さねばならぬ』と。相約して去つたと云ふ。後年鳥尾は其の起草に係る『述懐論』に左の如く述べてゐる。

今此武政を立るの方案は、先づ全國の租税を三分して、其の二分を陸海軍に費すことと定め、既に士族の常職を解きしものを従前に引戻し、全國の士族を配して、悉く之れを六管鎮臺の直轄と爲し、嚴格なる法律を立て、之を制裁し、丁年以上四十五歳までの男子は、残らず常備豫備の兩軍に編すべし。若し一家に一人も現役に服すべき男子無きときは、情實を按じ、或は年限を限り、其祿を没して除族し、又平民の武事を好むもの、其の才藝、器量を驗し、舉て士族と爲し、其の同族の榮譽と士氣を失はざるやうに訓導獎勵すべし。而して全國一般の平民は、屯田の法に倣ひ、軍團を所々に置き、男子の役に堪ゆるものを冬春の候に舉て、悉く徵集訓練し、以て護國軍と爲し、全國男子の風教は、所謂る武士道を以て陶冶すべし。而して政府は、悉く不必用の官省を廢し、質素儉約を以て旨とし、言

を換へて云へば、公務を茅屋破壁の内に辨じ、實際、痛く節約を旨とし、其の左右大臣の内、一人は必ず大將を以て立て之に任じ、親しく天皇の命を受け、海陸の大權を收め、以て此の武政を統一すべきなり。今此の方略を行はんと欲せば、信賞必罰、大權を政府に握りて、他に假借することなく、國家根本の確定するまでは、決して中止すべからずと。顧みるに、余は、元來、軍人を以て出身せしものなり、故に王政維新已來、専ら軍事にのみ盡力して、此の帝國の軍事を統一するに至らば、始めて王政維新の實效を見るべしと信じ、危険を犯し、誹謗の衝に方り、只管、軍事の改正に従事せり。以爲らく、此の軍事統一の後は、武道を以て、國民を教育し、天下の人民をして悉く封建時代の武士の如き性質を具せしめ、以て外國の難に當り、我が國家の難に當り、我が國家の獨立を全くすべしと。然るに、何ぞ計らん、文明開化てふ風の吹廻しにより、天下一般に騒ぎ立て、無二無三に西洋流と稱し、一時に、俗を破り風を變じ、人心轉た浮薄に流れ、甚しきは、楠公を權助に比するものさへあるに至る。且つ、政府上の方針も自ら此傾ありて、暫時の間に士氣を挫折し、禮義廉耻、地を拂ふの有様なれば、余は、窃に之を憂ひ、明治六年春夏の

交、遂に一策を建て、之を西郷隆盛氏に説く。其秋、大使一行、前後を隔てて、悉く歸朝す。余は窃に此事の落著は、如何、西郷氏は、如何なる手段を以て内閣に發議すべきかと窺ふ中、其十月、病氣に因り、箱根の温泉に湯治す。然るに、東京より異變を報じ來るに由り、急ぎ歸京せしに、最早、事、落著して、西郷氏は、辭職して、已に故國へ立去りし後なりき。余は、之を聞き、歎息して以爲らく、征韓の一問題を以て閣議を争ひしは、氏の誤なりと。然れども、今日より當時の事情を追想するに、征韓を目的として、先づ目的を定め置き、其の目的を以て内政を改革するの密意に出でしなるべし。是れ亦、當時に取りての一策なり。余は、此の一改革にて、禍を轉じて福と爲し、當時の紛紜を一掃し、以て快活の氣を養ひ、閭閻の災を除き、國家の大本を安立せんことを期せしに、萬事全く水泡に歸し、次で佐賀の反亂と爲り、臺灣の事件と爲り、支離滅裂、天下の事、爲す可からず。左れば、余は、猶、王政維新の大業を何とかして守護し奉り、上、宸襟を安んじ、下、蒼生の艱難、天下の危急を救ひたき志の止み難く、遂に『國勢因果論』てふものを書いて、窃に吾志を遣り、是よりは、國政を平易にして、人心の鬱屈を伸べ、天下一般に、

天皇の盛徳に沐浴するやうに盡力せんことを期せり。

鳥尾は征韓論者では無かつたが、其の『武政統一論』は、即ちムツソリニの『フア、シヨ』主義と其揆を一にするものであつて、當時南洲の大陸經綸策と相俟つて最も時代に適したる制度と謂はねばならぬ。南洲が鳥尾の論を聴き、直に之に共鳴して、其の實行を期したるは、固より其所であつたらうと思はれる。

五 板垣退助と紀綱振肅論

板垣退助も亦當時官吏の腐敗、紀綱の弛緩を慨し、之を矯正せんことを期したる一人であつた。當時陸軍省に於ては山城屋和助事件あり、海軍省に於ては三谷三九郎事件あり、文武の官吏にして御用商と結託して、往々醜聞を社會に流すものを生ずるに至つた。時の大藏大輔たる井上馨の如きは、其の權勢を利用し、山口縣令中野梧一、藤田傳三郎等と相謀り、政府の貢米に由りて、投機を爲したりとの風聞さへあつたので、之を矯正するの必要は、板垣等の痛感する處であつた。

一日、板垣は井上の投機事件に關する關係書類を携へて、南洲を訪ひ、之が善後肅清の策を議せんとした。南洲曰く『卿の言は善ならざるにあらず、併し予は新時代の智識に乏しく、當世に益無きを奈何せん』板垣乃ち其の携ふる所の書類を把りて、之を南洲に示し、且つ曰く『吾人が天下の志士と共に生死の間に出入して、維新の大業を翼賛したる所以のものは、大義を明かし、人心を正うし、國民の福利を増進し、國家の獨立を全うせんとするが爲めでは無いか。今日吾人にして、國政を臆官汙吏の手に委し、國家の安危休戚を視ること、秦人が越人の肥瘠を視るが如くんば、何の面目ありて、地下の先輩同志に見ゆることを得んや』と。其言太だ激越であつた。南洲は、覺えず渾身粟起し、叫んで曰く『好し卿と共に身を挺して、之が矯正改革の任に當らん』と。直に之を當時同宿しつゝあつた伊地知正治に告げ、其の同意を求め、時機の到るを待つた。板垣の實話筆記には左の如く載せてある。

征韓論の起りしは、誠に已を得ざるの事に發せしと雖ども、亦當時、我國の形勢に於て、政略上の必要より之を促がせしなり。我國が朝鮮に對する方針、未だ立たず。而して之が處分に及ぶべきの急要は、益々迫れり。且つ、創業漸く久うして弊を生じ、維新改革の精

神は、殆ど銷沈し、勇壯活潑なる田舎武士も、高位顯官に登りて、今は都人士の風に化し去り、武人死を惜み、文臣錢を愛して、滿朝の腐敗を讓せり。西郷氏と謀て曰く、今や、朝鮮に對するの事を爲すは、時機の到れるなり。之を幸と謂ふも如何なれども、勢、此に至ては、敢て死生の間に立ち、眞面目の業を企てざるを得ず。茲に意氣相投じ、先づ其實地を視察せしめんが爲に太政大臣三條公に請て、之が委員を朝鮮及び滿洲に派出せしむるの議に決したり。

板垣が遣韓大使問題起るに及んで、眞先に南洲の論に賛成し、終始其の支持者と爲り、反對黨に對して、辯駁の勞を吝まなかつた所以のものは、其の政策に關する意見が、自ら共鳴一致する所あつた爲めであつたらう。

六 南洲と國論統一

維新以來、雲井龍雄の如く、薩閩の罪惡を鳴らして、政府を顛覆せんとするものがあり、或は大樂源太郎の如く、政府の兵制改革に反對して兵を擧げたものあり。或は高田源兵の如

く血盟團を組織して、當路者を暗殺したるものあり。或は横山正太郎の如く、新政府の施設に嫌らず、自ら諫書を捧げて自刃したるものあり。或は丸山佐樂の如く政府の自屈的外交に反對して、浪士隊を募集し、自ら征韓の擧に出でんとするものあり。或は愛宕通旭、外山光輔の如く、直接運動に出で政府を改造せんとするものもあつた。

當時、南洲は鹿兒島に歸臥して此等壯士運動の渦中に投ぜず、獨立獨歩、巍然として動かなかつたが、彼が一たび起つて要路に磨るや、親兵を組織して廢藩置縣を斷行し、徵兵令を布きて國民皆兵主義を實施し、三條、岩倉を輔佐し、木戸、大久保等と共に文明制度の施設に賛成し、中央集權の實を擧ぐるに勉めた。併し天下の大勢、人心の趨向を察するに、當時政府に反對するものが叙上の集團に止らず、其隙に乗じて陰謀を逞うせんとするもの尠なくなかつたことは、南洲の親しく目撃見聞する所。要するに、是れ皆國論内に一定せず、國論統一せざるが爲めであることは論を俟たない。南洲が遣韓大使論の起るに際し、征韓の大題目を提げて、人心を警醒し、内は國論を統一して、帝國の國是を確定し、外は外交を振して大陸經營の國策を實行せんことを期したる所以のもの、之が爲めであつた。

南洲と御眞影

南洲は平素尊皇の精神に富み、一たび皇室に及べば、必ず儼然として襟を正しうした。南洲は嘗て明治天皇より拜賜したる御眞影を自家の氏神に祭り、朝夕共に之が禮拜を缺かなかつた。十年城山没落の際、南洲が遙に東方を拜して従容死に就きし事實と併せ考ふれば、南洲尊皇の精誠は自ら奪ふべからざるものがある。因に云ふ、南洲が拜賜したる御眞影は、紙取の撮影に非ず、硝子取の御眞影にして、明治の初年、始めて御眞影あらせられ、臣民に賜はりたる最初のものであつた。而して其の御眞影は今猶西郷家に保存されてあると云ふ。果して然るや否や。

南洲と言行一致

南洲は、平生金錢に淡泊にして、一切貨殖の謀を爲さず、又子孫の爲にも、自己の爲にも、美田を購はざることを以て信條としてゐた。彼の有名なる、

幾歴三辛 酸志始堅。丈夫玉碎 愧二軀全。

我家遺法人知否。不下爲三兒 孫一買中美 田上。

の一首は、南洲自ら其の心境を描き出したる述懐であつた。南洲は嘗て此の詩を人に示して曰く「若し、余にして此の言に違ふことあらば、言行相反するものとして、余を責められたし」と、云はれたことがある。

第十二章 南洲と臺灣問題

一 琉球人虐殺案件

朝鮮問題と前後して當時内政關係の問題としては、琉球問題、小笠原島問題の如き案件もあつたが、此等の問題は外務卿副島種臣の手に由りて解決せられた。而して清國と關係したる問題には臺灣案件あり。露國との關係したる問題には、樺太案件があつた。

是より先に、明治四年十一月、宮古島及び八重山島の艦船各一隻那覇港を發したが、其中、宮古島の船は風浪の爲に、臺灣の南端に坐礁し、乗組員六十九名の中、三名溺死し、其の残員は漸く上陸して救を蕃地の牡丹族に乞ふた。然るに、蕃民は之を虐殺し、爲に其の惨死したるもの、五十四名に及んだが、残餘の十二人は、辛うじて虎口を脱し、之を清國官憲に訴へた。官憲は之を救留し、福州の琉球使館に付して、之を本島に還らしめ、其の事情を

北京政府に報告した。

當時外務大丞柳原前光、少辨務使を兼ねて、清國天津にあつたが、福建巡撫李鶴年の報告を得て、之を外務省に送り、又た琉球の駐在官たる伊地知貞馨も亦福州より歸舟したる琉球船が宮古島住民虐殺に關する詳報を齎らし來りたるに接したので、鹿兒島に歸つた。是れ實に明治五年七月の交であつた。

又た鹿兒島縣參事大山綱良は七月二十八日書を政府に上りて、船艦を派遣し、生蕃の巢窟を覆し、其の渠魁を殲さんことを主張し、八月十二日、伊地知貞馨をして出京して、其の事情を奏上せしめた。

同時に當時鹿兒島分營長陸軍少佐樺山資紀は、晝夜兼行して、熊本に赴き、七月二十五日、熊本鎮臺司令長官陸軍少將桐野利秋を訪ふて、征蕃の師を興さんことを唱へたが、桐野も亦之に賛成し、相携へて出京し、之を南洲に報告した。

二 征蕃問題と其の廟議

南洲は、樺山、桐野等の意見を聴き、更に外務卿副島種臣、及び參議板垣等の意見を徴したるに、彼等も亦生蕃討伐に異議無かつたので、生蕃問罪の議が内閣の問題と爲つた。然るに、政府部内には『臺灣は清國の版圖に屬し、琉球は日清兩屬の地にあるを以て、我より琉球の爲に、其罪を臺灣に問ふことは、名義に於て不可なるものがある』とて之に反對するものがあつた。是に於て、副島は其の事實を擧げて、當時東京に駐劄してゐた各國大使の意見を質したるに、外交團體は、皆な日本政府の意見に異議がなかつたので、廟議一決し、琉球王を藩王に封じ、征蕃問題解決の素地を作ることゝ爲つた。是れ實に明治五年九月の交であつた。

斯くて副島は、南洲と相謀り、一方は征蕃問題の審査に著手し、他方には福島九成、兒玉利國及び樺山資紀等をして南清地方及び臺灣に赴かしめ、支那の形勢を視察せしめた。是れ實に南洲と副島との合作に成る臺灣經略の準備計畫であつた。

明治五年十一月、太政大臣三條實美は、南洲を首とし、參議及び各省の長次官を其邸に招きて、征蕃問題を議したことがある。其の席上、時の大藏大輔井上馨は、財政困難の際、兵

を生蕃地方に出すことを不可として之に反対し、大隈等は清國と折衝し、其の異議なきを質したる後にあらざれば師を出すべからずとて之に反対し、議論紛糾決する所なかつた。是に於て、政府は終に全權大使を清國に派して、北京政府の意向を質し、而して後、爲す所あらんとするに決し、其の結果、副島が全權大使として清國に派遣せらるることゝ爲つた。是れ實に明治六年二月二十七日であつた。

三 征蕃問題の起因と桐野利秋筆記

征蕃問題の起因に就ては、『桐野利秋實話筆記』に云ふ所、多少誇張的に失する所あるも、大體に於て、其の真相に庶幾きものがある。因て之を左に掲ぐる。

討灣の事、其儀の由て起るは、明治四年末年にあり。同年彼の土人、琉球人を暴殺す。其頃、支那、福州在留柳原前光より琉球人慘殺を被むる旨を鹿兒島縣へ來報す。此時樺山某後の伯爵
樺山資紀此報を聞き、直に馳せて熊本に至り、討灣の兵を擧げ、琉球人の怨を霽さんことを野生に謀る。野生又之に同意し、直に共に熊本を發し、東上して罪を臺灣に問ふの事を

西郷に質す、西郷又た之を然りとし、因て大に問罪の議を廟堂に致す。

廟議『臺灣は支那の版圖にして、琉球は和漢兩屬の國。故に我より琉球の爲に、其罪を支那版圖の地に問ふ。名義を得たるものにあらず』と。紛争を拒止す。因て琉球の支那に於ける、唯だ正朔王位を受くるものと、我が日本に於ける在昔島津家久、彼國を討伐し、爾來數百年、徵貢絶えず、彼の人民保護教育の事、一切我が日本に於て處置する所とを以て、同盟各國の『ミニストル』官に質議するに、各國『ミニストル』官皆答へて曰く『夫れ正朔爵位は、名のみ、形のみ。保護教育は、施政の實要なり。二つのもの、輕重厚薄判然たり。是に由りて之を觀れば、琉球の日本に屬すべき、之より論を待たず』と。是に於て、廟議一決、琉球王を藩王に封じ、討灣すべきを議定す。時に明治五年壬申の歲なり。既にして、廟堂又た曰く『琉球王を藩にし、討灣の兵を擧ぐる、名義判然たりと雖も、必ず先づ之を支那に謀り、我が討灣するに於て、支那政府の異議なきや否やを質し、然る後、出師に及ばん』と。因て副島外務卿を全權大使とし、支那姻婚の賀を表し、彼に至らしむ。時即ち明治六年なり。

四 副島全權大使と清國派遣

當時、副島種臣が全權大使として、清國に赴くに當りては、獨り臺灣問題のみならず。朝鮮問題に關しても、亦清國政府の意嚮如何を質すべき必要があつたので、副島は此の兩事件に對する使命を帯びて派遣されることと爲つた。

明治六年三月三日、副島は御所に參内し、謁見仰付けらるゝや、勅語を拜受し畢りて、意見を奏上し、左の如く述べてゐる。

列國の臺灣を覬覦するものをして、其の野心を逞うせしめず、又た清國をして生蕃の地を我に割讓せしめ、土地を拓き、民心を得ることは、其の任務である。余は請ふ自ら清國に赴き、換約に藉りて北京に至り、各國大使を説破して、媚嫉の念を絶たしめ、清廷と皇帝謁見の義を論ずるに由りて、朝鮮の關繫を質し、併せて之に告ぐるに、征蕃の理由を以てし、其の經界を正うし、臺灣經營の實を擧げんことを期する。

亦以て副島の抱負が那邊にあつたかを窺ふことが出来るではないか。

副島が全權大使として清國に赴かんとするや、備中小田縣の水夫が、臺灣の東南岸に於て、生蕃人の爲に、其の所有物を掠奪せられた事件の起るに會した。

是より先に、明治六年一月の交、備中小田縣柏島村の水夫四名、帆船に乗じて紀州を發し、風浪の難に遭ひ、大洋に漂蕩するもの二箇月、三月上旬、漸く臺灣の東南岸に到着し、彼等四名が上陸するに及んで、蕃人來りて、其の所有物を奪ひ、積荷を掠め、船を壞りて彼等を殺害せんとした。是に於て、彼等は辛うじて危難を脱し、清國官憲保護の下に福州に送られ、更に我が上海領事井田讓の手に引渡された。

此報の日本に達するや、陸海の將士、往々激昂、沙上に偶語し、其甚しきは、朝命を待たずして、自ら生蕃を討せんとするものあるに至つた。副島は之に謂て曰く『名を正うして之を征するにあらざれば、寇と等しきのみ。吾人は清國と折衝し、諸君の力を藉り、此地を取りて我有と爲し、以て我が帝國の南鎮と爲さん』と。將士は之を聽て、少しく心に慰する所あつたと云ふ。

五 副島全權大使と其の抱負

副島は、明治六年十二月二日、龍驤艦に搭じて横濱を出發し、十九日、鹿兒島灣に著し、上陸して、當時歸省中の南洲と會して協議する所あり、其地を去りて、四月二十日、天津に著し、李鴻章と會して日清條約の交換を了した。五月七日、彼は北京に著し、同二十九日、清國皇帝に謁見し、六月七日使事を完成し、九日北京を發して、十日芝罘に著し、是より再び龍驤艦に搭じ、二十六日、東京に入り、翌二十七日、參内復命した。

初め副島が清國派遣の命を奉じ、東京を出發せんとするや、二月十六日書を大隈に贈りて臺灣半島經略の志を語り、左の如く云ふてゐる。

下官出發廿四五の比に取極候半ては何分支那政府と申候ても不都合候間今後相公枕邊に於御評決相成度。臺灣半島丈ならば、舌上にて受取供米は贈分御受合可申。全島ならば兵戈可及歟も難圖。併半島受取居候ならば、四五年間にて全島も舌上にて手に入可申。此度の機會不可失と存候。可然御取計可給候也。

二月十七日

副島

大隈參議殿

御都合、今晚明朝之内御出度被下候也。

又、彼が龍驤艦に搭じ、大隅佐田岬の南に至つたとき、自ら將臺上に立て、左の一絶を賦した。

風勢鼓濤々勢奔。火輪一隻艦旗翻。聖言切至在臣耳。保護海南新置藩。

新置藩とは琉球を指したるもの。臺灣半島經略の抱負、當時彼の胸中に歷々たるものあつたことは此に由りて想見するに足るべきものがある。

當時、小西郷は、別府晋介と謀り、鹿兒島に於て、募集したる一大隊を率ゐて臺灣に出征せんとし、其の準備に著手しつゝあつたが、南洲は七月二十一日書を從道に贈りて、副島の歸朝迄延期すべき旨を諭した。

先日は御來訪の由に候處、折悪失敬相働申候。昨日は珍物品々御惠授厚御禮申入候。扱臺灣の模様少々相分候由。就ては兵隊御練出相成候儀に候はゞ鹿兒島の兵一大隊招集いた

し、別府氏引受度との事に候間、至極可宜と相考候に付、御方迄御申入置可被成下申置候處、野生よりも相頼吳候様承候に付、何卒御働被下度御頼申上置候。いまだ副島氏不罷越候ては、御評定の儀も難出來事に候共、前以不申置候ては定て諸方より願立候はんと相考候に付、宜敷御含可被下候。此儀乍略儀以書中得御意候。

以上。

七月廿一日

吉之助

信吾様 要用

六 副島全權の歸朝復命

副島大使の歸朝復命するや、彼は、三條首相に對して曰く『朝鮮問題に關して、清國政府の意志を質したるに、彼は「朝鮮は正朔を奉じてゐると雖も、内治外交は其の自治に任せ、清國は毫も之に關預しない。又た臺灣の生蕃は化外の民にして、甚だ理することを爲さぬのである」と言明してゐる』と。因て、生蕃處分問題に關し、清國の異議なかるべきことを説明

した。

副島は清國派遣の使節に就て左の如く語つてゐる。

支那に行くに付ては、表面と裏面と違ふことがある。支那に行く前年、即ち明治五年から、皇政維新の國書を朝鮮に遣はすに、朝鮮が之を認めぬ。徳川將軍と、尙それを取扱ふ役人は、宗對馬守より外は、決して承諾しないと云ふ。そこで、外務卿は即ち拙者であつた。何度やつても、朝鮮が日本政府の書翰を受取らぬものであるから、已むを得ず、軍艦に使節でも乗込で行かねばならずと云ふことが、明治五年から要求されて居た。

それから征韓論と云ふものは、其内輪のことを人が知らずして、外面に現はるゝ所許で論するが、それは、其論を西郷が、拙者の支那へ行た留守に引受けて内閣へ持出された。後やかましき征韓論になつた。處で元の始りは其事からで、それで、征韓するに付ては、支那の關係如何と云、矢張當時の疑惑論が澤山横鎗を入られた。そこで、まあ一つ琉球藩王に封すと云ふことは、拙者が取計て申込と云て談判をした。そこで、琉球藩王に封じた以上は、日本の藩である。然るに、琉球人が臺灣で殺された。そこで其罪を問はなけ

ればならぬ。其罪を問ふに付て、又支那の關係如何と云ふ横鎗が入つた。そこで、内輪の用向は、此の二事を支那に關係するとかせぬとか云ふ承諾を請はねばならぬ。それが使節に行かなければならぬ必要の用向であつた。其席に丁度表面へそれが必要の用になつて居るが、支那の同治皇帝が成婚式を擧げらるゝと云ふことであつたに由りて、其事を賀すること、一は其上、寺島、伊達等が支那に條約を結んだ。そこで其の批准交換をすることが表面で、支那に行つた。それから、支那に來て、其等の用向を遂ぐるに付ては、支那皇帝に謁見もしなければならず。又其時は『アンバツセドル』全權大使である。大使の禮遇も受けなければならぬ。然るに、それまで支那には全權大使も、全權公使も、辨理公使も一の役人として、前官後官、早く支那に行つたものを上席とする掟である。遅れて行つたものは、下席に就くと云ふ。それと謁見することは、各國使節を刻階の外庭に控ゆる。そうして、皇帝は、正面から禮を受くると云ふ法であつた。そこで一番に各國公使と談判をしなければならぬ。各國公使は不體裁をして居る。大使は大使、全權は全權、辨理は辨理、代理は代理と、禮遇は違はなければならぬ。各國公使も不體裁を爲して居るものであ

る。禮遇は、皇帝と同間に於て、即ち立禮、立ながら禮をしなければならぬと云ふ其の談判でやかましくして、向ふが長引かせた。困らせて遷延するやうな風があつた。そこで此方も、態と怒氣を現はして見せなければならぬやうになつた。そこで、丁度、内談を露國公使ウランガリーが承諾された。ウランガリー公使に日本全權公使代行を依頼した。拙者は急用あつて、歸らなければならぬ。日本に關する事は、ウランガリーから聽なさいと云て、そうして、事もやかましくならぬやうに、更に之は別段であるが、一つ御尋ねをしなければならぬ。それは廈門は、葡萄牙に貸してあるか、呉れ切つてあるかと云ふ問を掛けた處が、夫は貸してあると答へた。それから、朝鮮は亞米利加公使のローと云ふ人に支那から正朔を與へて居るけれども、朝鮮の和戰兩様のことには、支那は關係せぬと書翰を出して居らるゝ。其寫は之であるが、それは事實か。そうしたらば、事實と云ふ。然らば今、朝鮮の和戰兩様には關係はないかと云ふたら。ないと答へた。それから、臺灣の生蕃が度々外國人を殺す。先年亞米利加が敵を討つ爲に、臺灣の生蕃を討つた。そうして、支那は、何も關係はなかつた。今尙ほ生蕃のことに就ては、支那に關係はないかと云ふた

所が、關係はないと云つた。

そこで此三つの中の二つの朝鮮と臺灣との用向のことは、支那の關係がないと云ふことを聞たから、歸る旅装をした所が、恭親王を始め、慌しく要路の役人が拙者の旅館に尋ね來られて、そうして、承諾をするから居て呉れよ。謁見も立禮で済まし、そうして『アンバツセドル』全權大使の禮遇をすると云ふことになつた。それを済して、一番に英吉利公使のウエードと云ふ人が、閣下の御蔭で、萬國、賜ものを受け、體裁が分明に立ちました。敢て日本大使に向つて、謝せざるを得ぬと云ふ禮に來られた。それから、各國そう云ふ調子であつた。

七 臺灣問題と桐野利秋實話

次に『桐野利秋實話筆記』に云ふ所は、抑揚過甚、多少、事實相違の點ないでもないが、南洲が閣議に於て主張したる意見の内容は、大體に於て稍々事實に庶幾きものがある。

副島の支那に至るや。婚姻の禮を賀し畢り、既にして、日本琉球を藩王に封ぜし旨を告

げ、且つ討伐して其罪を問ふことを以て、支那政府の議を叩く。彼れ答へて曰く『臺灣南部の地、未だ政令教化の及ばざる所。故に貴國に於て其罪を問ひ、又た討するも、我が政府に於ては、復た異議あるなし』と。副島外務卿其旨を復命す。茲に於て、廟議益々討伐に決し、將に發令せんとす。然るに陸軍省中、之を拒みて曰く『討議の事、副島の支那に於ての處置、甚だ疎略なり。其故は、支那政府に於て、我直に討議するの證書を取り、斷然たる應接あるにあらず。使命の傍ら談話之に及ぶものゝ如し。彼の聽く所、考ふる所も又た必ず此の如くなるべし。而して今ま輕學兵を起して之を討せんとせば、彼れ之を非とするの議あるべし』と。是れ大隈が陸軍中と密約し、此説を爲さしむるなり。只だ出師の期を延ばすにあり。西郷其説を聽て曰く『嗟呼武臣にして此の如く躊躇遲疑の言を出すとは何ぞ其の怯且つ迂なるや。夫れ兩國の大臣相對し、辯説談判するもの、實證之より確なるはなし。彼も亦人心あり。何ぞ反覆更に異言を爲さん。縱令へ其の證書を以て違約するも、此れ自ら曲を負ふて直を我に與ふるものなり。我に於て大幸とす。復た何ぞ憚る所あらん』と。

然れども廟議討伐を欲せざるを以て、事を左右に託し逡巡果さず、以て同年十月に至れり。茲に於て、廟議討伐の事を緩うせんが爲め、之が辯駁を爲して曰く「朝鮮の事は臺灣討伐の舉より重し。宜しく之を先んずべきが可し」と。茲に於て、西郷並に野生桐野自言ふ征韓の論を主張し、自ら使命を請ふに至るなり。一時征韓の論熾なるを以て臺灣討伐の處置を論ぜざるなり。

當時、副島の清廷に對する談判手續に關しては、之を公文書に徴せず、唯だ一場の口約に止まるに過ぎなかつたので、政府部内に於ても、大隈の如きは異議を唱へた。併しながら副島は南洲と謀り、初めより清國の干渉を避け、我が自由の立場にありて、該問題を解決せんとするの方針であつたので、區々たる往復文書の末に拘泥して、時日を遷延することを欲せず、口約を得るに止めたのであつた。清國の異議の如きは、固より彼等の眼中に置かなかつたものと信すべき理由がある。

然るに生蕃處分問題未だ決定せざるに當り、恰も遣韓大使問題、廟堂に起るに會したので、副島も亦朝鮮問題の急を認め、閣議は姑らく征蕃問題を延期し、朝鮮問題解決の後に於て之に及ばんとするに決した。遣韓大使論破裂の後、征蕃の役は大久保に由りて起されたが、此役たる、南洲等の主張したる大亞細亞主義に反し、何等の目的なく、單に一時國內の人心を鎮撫ちんぶせんとする政略的消極的手段に出でたるに過ぎなかつたので、其の結果、僅に撫恤銀として五十萬兩を得たるに止まり、龍頭蛇尾りゅうつうだびの役に終つたことを遺憾とせざるを得なかつた。

南洲と作略

明治六年、南洲が冠を掛けて故山に歸らんとするや、弟從道に對して謂て曰く「余は、一生、作略を用ゐたことが無い。故に其の跡は清潔にして、人の非難を受けず。是れ余が汝に誇る所である」と。南洲又嘗て「作略は、平生之用ゆべからず。作略を以て爲したることは、決して好果を得るものではない。戦に臨ては、作略無かる可からずと雖も、平日之用ゆることは、戦争の時に當り、作略の出づるを望むことが出来ない。諸葛孔明は、平生作略を用ゐざるが故に、戦陣の際、彼の如き奇計を施し得たるものである」と語られた。

○南洲曰く「廣く各國の制度に則り、文明に進まんと欲せば、先づ我國體を明にし、風綱を張り、然して後、徐に彼の長處を斟酌すべし。然らずして徒に彼の文物に眩惑し、模倣、惟れ事とせば、國體は破壊せられ風綱は萎靡し、終に彼の制取を受くるに至らざれば已まぬであらう。」

○曰く「正道を踏み、國を以て斃るゝの精神が無ければ、外國交際を全うすることが出来ぬ。彼の強大に畏縮し、偏に圓滑を主とし、曲げて彼の意に順從するときは、彼の輕侮を招き、親善が却て破れ、終に彼の制壓を受くるに至るであらう。」

○曰く「國家の凌辱を受くる時に當りては、縱令へ國家を以て斃るとも正道を踐み、公義を盡すは、政府の本分である。然るに、平生、金穀理財を議することを開けば、如何なる英雄豪傑かと思ゆれども、一旦血の出づる事件に臨めば、唯目前の苟安を謀るに過ぎない。苟くも政府にして戦の一字を恐れ、其の本分を忘るゝが如きは、商業會社と謂ふべく、政府とは謂ふことが出来ない」と。

○曰く「徳川幕府は、勇猛なる將士の心を殺ぎて、天下を治めた。然ども、今日は往昔戦國時代の猛者よりも猶一層勇武の精神を振起せざれば決して萬國に對峙することが出来ぬ。普佛戦争の時、佛國が三十萬の兵士、三箇月の糧食ありて、降伏したるは、餘り計算に精しきが爲めである」と。

第十三章 南洲と樺太問題

一 副島種臣と樺太買収問題

樺太問題も亦維新以來の宿題にして、明治六年に起つた問題では無いけれども、朝鮮問題と同時に廟堂の一大問題と爲つたのは、六年六月六日、樺太駐劄開拓監事たる堀基が、其の屬官大井上某を遣はし、書を開拓次官黒田清隆に贈りて、露人の暴行事件に對し、出兵保護を乞ふたのに基いたのであつた。

是より先に、明治四年五月、政府は、樺太疆界劃定の新條約を締結し、幕末以來の宿題を解決するの必要を認め、五月十三日、參議副島種臣を以て全權大使に任じ、之をして露國の東海岸ポシエツト港に赴かしめた。然るに、副島の軍艦に搭じて、ポシエツトに向ふや、途中にして露國より、東京に於て、樺太問題に關する談判を開始せしめんが爲め、代理公使を

派遣するとの報に接したので、副島はポシエツト港に赴かず、終に北海道を一巡したのみにて歸京した。

既にして副島の外務卿と爲るや、朝鮮問題と同時に、樺太問題を解決するの志あり。彼は露國が慶應三年、アラスカ半島を米國に賣却したる先例あることを聞き、以爲らく『今日に於て、樺太問題を解決するは、之を露國より買収して、以て兩國葛藤の根源を絶つの外はあるまい』と。窃に北部樺太に於ける露國所有の土地財産を擧げて、之を我に買収する策を講じた。

副島は、朝鮮問題解決の前提として、樺太問題解決の急務を認め、北部樺太買収の議を建て、之を參議兼大藏省事務總裁大隈重信に謀つたが、大隈も其議に同意したので、彼は明治五年の春、露國代理公使ピウツオフの來京を機とし、屢ば之を私邸に延いて會談を重ね、北部樺太買収問題に言及した。副島はピウツオフに謂て曰く『露國は世界の大国にして、其の版圖、歐亞に跨がり、面積の廣大なる世界に其比が無い。樺太は彈丸黒子のみ。貴國之を得るも足れりとせず、之を失ふも損とせざるのであらう。若かず其地をあげて我に買収せし

め、多年葛藤の根源を絶たんには』と。竊に其の意嚮を質した。

然るに、ピウツオフは、副島の議に反對し、却て副島に勸むるに、樺太、千島交換の得策なることを以てしたので、兩者の意見互に相容れず、終に其の一致を見出すに至らずして交渉は一時中止された。

此の如く、樺太問題の交渉は、徒に停頓して何等の要領を得なかつた。一日、ピウツオフは副島を訪ひ、之に謂て曰く『予の貴國に來たのは、樺太問題を解決せんが爲めである。然るに、交渉數十日に亘るも、何等の端緒を得ざるは、遺憾に堪へない。蓋し外交案件なるものは、甲案に由りて解決すること能はざれば、乙案を求めて速に之を解決すべきである。卿は買収案以外、果して他に何等の方策無いのである乎』。

二 副島種臣と曰露提携論

此時に當り、副島は、南洲と謀りて朝鮮問題を解決せんとするの志があつたので、ピウツオフの言を聴き、欣然として曰く『我に一案なきにあらず。而かも黙して今日に及んだの

は、聊か考慮する所ありて然るのみ。卿の此言ある以上は、予は肝膽を披瀝して、之に語らざるを得ない。彼の得撫、擇捉、國後の三島が、我國の領土たるは固より言ふを俟たぬ。余は今日に當り、貴國に望む所のあるがある。今後我國にして、萬已むべからざる場合に於て、兵を朝鮮半島に用ゐざるを得ざるが如きことあらば、貴國は之を默認し、我が軍隊をして自由に貴國の領土内を通行せしめられたい。貴國にして、此れに同意するに於ては、我が政府は、速に貴國に譲り、樺太千島交換の舉に同意せん』。

ピウツオフ之を聴き、副島に謂て曰く『是れ實に重大なる問題である。請ふ本國政府の意志を確め、而して後回答せん』。

此の如くにして、樺太問題に關する副島とピウツオフとの交渉は愈々其歩を進め、將に一段落を告げんとするに至つた。是れ實に明治五年十月の交であつたが、當時、露國は中央亞細亞問題に關し、英國と葛藤を生じ、我が日本は、朝鮮問題に關し、武を半島に用ゐんとする時代であつたので、日露の利害、期せずして一致し、兩國の友好的關係は益々濃厚を加へつゝあつたことを特記せねばならぬ。

日露提携の議は、副島とピウツオフとの懇談的交渉に由りて、頗る熟し、露國は北部樺太を日本に讓與するに内定するに至つた。明治六年三月、副島が清國に赴き、其の使命を了へて歸朝するや、東京駐劄佛國公使バルテルシー來り、密に副島に語つて曰く『頃日露都駐劄佛國公使よりの祕密報告に據れば、露國政府は、貴國政府の請求を容れて、樺太を貴國に讓渡することに決定したと云ふ。是れ實に日本の一大利益にして、余は閣下の爲に之が成功を祝せざるを得ない』と。然るに、露國に於て、北部樺太讓渡論の決定した時は、恰も是れ我が政府が、開拓次官黒田清隆の議を採用して、樺太放棄論に決定したる時であつて、佛國公使の吉報は全く是れ一場の夢であつた。

樺太放棄の議は、果してピウツオフの探知する所と爲り、彼は一日副島を訪問し、之に謂て曰く『樺太買收の議は、閣下一人の首唱にして、貴國政府の議は、明かに之を露國に讓渡するに決したることを聴く。願くは閣下に於て、速に樺太買收の議を撤回せられたい』と。副島は廟議の決定したることを遺憾としたが、又之を奈何ともすること能はなかつた。

蓋し樺太千島交換問題は、副島の清國派遣中に提出されたる問題であつたが、其後、廟議

之に決定したけれども、當時副島は專任外務の職にあつて、參議にあらざるを以て、其の廟議に與らなかつた爲めであつたと云ふ。

三 南洲と樺太出兵問題

明治六年六月六日、樺太駐劄開拓監事堀基が、書を開拓次官黒田清隆に寄せて、露人の暴行事件に對し、住民保護として出兵を要求するや、黒田は此書に接し、出兵を難んじ、暫らく容忍して、時機の到來を待たしむるに決し、安田定則を樺太に派遣し、實況を偵察せしむることゝ爲つた。

當時遣韓大使論は南洲の主張であつたが、樺太案件起るに及んで、南洲は以爲らく『露人の暴行事件にして、果して事實ならしめば、是れ決して等閑に付し去るべからず、宜しく兵を出して、住民保護の義務を竭さねばならぬ』と。九月二日、書を黒田に贈りて、激勵する所あつた。

芳翰忝御來訪被成下の仕合、御海恕可被下候。陳ば樺太の條件御申立相成候由、雀踊此

事に御座候。貴兄の御持場に事始り候得ば朝鮮所にては無之、直様振替候御底に御座候。是迄貴兄の御親切を蒙り居候儀、如何計かも不相知兼て死は一所と相考居る次第に御座候間。應援所にては無之、主と相成十分議論可致候間、御安心可被成下候。相手は好し此位の樂みは無之事と相考居申候。如此御報迄、荒々如此御座候。頓首。

九月二日

西 郷 拜

黒 田 様

拜復

叙上の書に據れば、黒田が樺太出兵の議を主張したるものゝやうであるが、彼は元來樺太放棄論者であつて、六年五月には、政府に建議し『樺太を以て千島と交換し、日露戦争の源を絶ち、幕末以來の懸案を解決するに若かさること』を以てしたと云ふ。然るに、今や其の墨痕未だ乾かざるに、彼が樺太出兵の議を提出したことは不可思議のやうであるが、是れ實に彼が岩倉、大久保の驅使する所と爲り、南洲の遣韓大使論に對する牽制運動を爲したものであつた。

四 黒田清隆と朝鮮問題に對する 牽制運動

(296)

南洲の慧眼は直に黒田の陰謀を看破し、九月十一日には、左の書を黒田に贈りて、一鍼を彼の頂門に與へ、朝鮮問題に對する牽制運動を豫防するに勉めた。

一二日は不能接鳳眉候處、彌々以て御壯健奉恐賀候。陳ば御建白の一條如何の模様候座候哉、昨日は條公より御建白書を御廻相成爲何御趣意も不相分。大隈、後藤え相廻し候様との趣のみにて御評議に相成候程合も無覺束、今に漸く御廻達相成位に御座候へば、迎も護兵の處迄にも參兼候はん。此方え十分相はまり候ても役立候事に御座候はゞ、書面御廻し相成候故、飛出候て可宜義に御座候得共、朝鮮の處迄も崩れ候ては頓と、がめあがり可申と狐疑いたし居申候。若哉朝鮮をこはがりて、よけに論を起し候との疑惑も起り候はんと案じ居申候。此御評議は小田原にも參兼可申と相考居申候。是迄の遅々何と可申哉。纔の冊紙を數日一人の手に留候位、推て可被察候事に御座候。此旨卒度爲御知如此

御座候。頓首。

九月十一日 (明治六年)

西 郷 拜

黒 田 様

要詞

九月二十一日、南洲は黒田、篠原國幹、野津鎮雄、小西郷等と會合し、朝鮮問題に關する協議を開いたことがあつた。然るに、此の會合に於て、南洲と黒田、野津、小西郷との間には意見の相違があつて、此の協議も不得要領に終つた。翌二十二日、南洲が黒田に贈つた書に據れば、這裡の消息が隱約の間に露はれてゐる。

昨日の談判案じ居候處、案外の仕合に御座候得共、及勘考候處、遂に談合如何成行候哉と相尋候節、餘程難澁と相見得、皮膚の間を恐しげに歩み來候て終りに至り、もふは戰にて無之候ては濟間敷と乍漸口より出候間差究て戰を以て相答候位の事に御座候。其後に至りても、山縣には決して五六年の間は戰は無用と申居候付、山縣え背き候旨申出たる次第、實にいやら敷、又海軍省え及相談との事、是を以て時日を延し、何とか策を廻し候はんか

(297)

と、餘り過慮に涉り候事とは相考候得共、先度の恐れも有之候付、油断は出来申間敷、昨日の評議に掛り候も、畢竟篠原君全く不同意起候故、相調候分にて、決して私と談合、最初より不好事と相考居申候。野津士には自分の定見は更に無之、只人の説を以て太鼓を叩き廻候計の事に御座候へば、猶豫狐疑深き信吾に暫時の日間を借し候はゞ、又々違變の策を廻し候義は案中の事候間、何卒速に軍局の論を定め正院へ申立候處、御責付被下度御頼申上候、篠原も貴兄より御催促被成下候様御通じ置被下度奉合掌候。此度又々相變候ては私にも諸君を對し、面目無之、實に痛心いたし居候間、幾重にも宜敷御汲取被下、急に埒明候處奉希候。餘りに過慮かも知候得共、少しも違論無之最安く相調候故、此前の手に陥候はんかと疑惑仕候事に御座候。此旨乍略義以書中心腑を吐露仕候間、宜敷御用捨被成下候。 頓首。

九月二十二日

西 郷 拜

黒田 様 要詞

黒田が此日の席上に於て、山縣の言を援き來て、『五六年の間は戦は無用』と云ひ、又た『海

軍省え及相談』と云ふが如きは、是れ皆彼等が岩倉大久保の意を承けて、遣韓大使論を牽制せんとする口實にあらざるは無い。篠原を除き、黒田を始め、野津、小西郷とも皆非征韓黨であるから、表面は兎に角、其の内心は南洲の朝鮮行を危ぶみ、大久保等の意見に賛成してゐたものである。南洲が野津を指して『無定見』と云ひ、小西郷を以て『猶豫狐疑深き信吾』と云ふが如きは、彼等が如何に彼等の態度に慚たらなかつた乎が想像せらるゝ。

五 板垣退助と黒田清隆との論争

當時板垣は、黒田が、岩倉大久保の爲に、樺太問題を提起し、朝鮮問題を牽制せんとすることを聞き、南洲に注意して曰く『黒田は北方に野心あるを以て、樺太問題を提出し、以て朝鮮問題を牽制するに汲々たるが如し。彼は姦臣である』と。南洲は率直に板垣の言を黒田に告げたので、黒田は大に憤り、一日内閣に於て、板垣と相會し、大に之を詰問した。

板垣は、黒田に對し、毫も忌憚する所なく、之に謂て曰く『予は平生足下を以て眞骨頭の男兒であると信じてゐた。北海道は北門の鎖鑰にして、露國の衝に當る。而して足下が其の

難局たるを知りて自ら之に任じ、時機を待て功名を成さんとするは、壯とすべきである。然るに、朝鮮問題起るに及んで、其の功名を他に收められんことを忌み、樺太問題を以て朝鮮問題を牽制せんとす。是れ予が足下を目して姦臣であると評して憚らざる所以である。樺太案件は我が住民と彼の露國人の間に起つた一小問題たるに過ぎぬ。且つ露國は我が締盟國たるを以て、我より彼に對して、之が處分を要求すれば、差支あるまい。露國にして其の隣交を重んずるの意あらば、我が要求を排斥し、其の犯人を處分せざるの理無き筈である。朝鮮問題に至りては、然らず、維新以來、我國より屢々使節を彼國に遣はし、國書を贈つたにも拘らず、彼は一切之を拒絶し、其の態度、暴慢無禮、且つ公文を揭示して、我に絶交の意を表白してゐる。故に朝鮮問題は樺太問題と同一に論ずることは出来ない。然るに、今や足下が樺太問題を以て遣韓大使問題に反對するのは、是れ其の口實を設けて、國家の大計を妨げんとするものである。予が足下を目するに姦臣の二字を以てするのは、之が爲めである」と。

黒田は板垣の言を聴き、抗言すること能はず、唯だ『卿が予の意見を以て誤まれりと云ふのは已むを得ざる次第であるが、姦臣と云ふに至りては、予は斷じて之に服するが出来ない』とて、大に不平を鳴らしたと云ふ。

黒田が樺太問題を以て、遣韓大使論を牽制したることは、獨り板垣が彼の心術を看破したるのみならず、桐野利秋の實話筆記に據れば、黒田が岩倉、大久保の間に立て、陰に樺太問題を宣傳して、遣韓大使問題を抑退したる事實が愈々明白である。

六 坂元純熙と黒田清隆との論争

『桐野利秋實話筆記』は、勿論、多少事實を誇張したる點が無いでも無いが、之を板垣の言ふ所と對照すれば、思半ばに過ぐるものあるであらう。今ま其の要點を掲ぐれば左の如くである。

坂元某名は純熙嘗て警視廳に仕へて選卒總長と爲り、西郷參議辭職の後、其の舊所屬選卒を率大警視に兼任し、警察制度の創立に功あつた人は、因て自ら謀り、漫に征韓の論を主張し、言納れられざるを以て辭職すべしと。乃ち開拓長官黒田某の家に往き、面晤して曰く『僕が舊部下の者等、征韓の論を主張す。僕以て至當と爲す。因て之を建議

して廟議を仰がんと欲す。廟議若し納れざれば、部下皆勤を致し、國に歸らんことを欲す。願くは足下爲に要路に就き、之を謀られよ。』黒田曰く『征韓の事、今日の急務にあらず。予未だ樺太の動靜を聞かずや。魯人の暴掠日に甚し。政府爲に急に處する所あらんとす。征韓の如きは、即今之を議するに暇あらず』と。

坂元は政府意を樺太の事に盡し、前日既に平ぐと聞く。然れども、未だ確説を得ざるを以て、黒田を辭し、直に副島前外務卿の邸に至り、樺太の事平ぐや否やを問ふ。副島答ふるに、既に平ぐのことを以てす。坂元、憤然副島を辭し、又黒田に至り、其の詐言己を欺くを以て、面折嘲罵頗る極む。黒田知らざる状を爲し、大に怒りて曰く『吾れ開拓官にあり。彼の地方を管す、状何ぞ與り知らざるものあらん。而して我れ未だ此事既に平ぐを聞かず。副島の言甚だ疑ふべし。共に副島に至り、以て其の信なるや否やを究めん』と。

乃ち相誘ふて又副島の邸に至る。黒田勵聲、副島に對して曰く『吾れ開拓の職にあり。北海道地方の事予與り知らざるなし。而して前に魯人の暴掠未だ平ぐを知らず。足下其事平ぐと爲す。其状何ぞや』副島從容として曰く『此れ余が外務在職の間にありて、自ら所裁

する所なり。足下の未だ知らざるは、余が得て關する所にならず。』黒田曰く『足下既に之を所裁せば、何ぞ其旨を開拓官に告げざる。』副島曰く『此れ外務の事。敢て開拓官に告ぐべきにあらず。余が所裁する所、已に之を政府に上申せり。足下政府に就て之を聞くべし』と。

黒田語塞がり、憤恚措かず、坂元を顧みて曰く『然らば則ち政府に出で之を糺さん』坂元之を諾し、相共に副島を辭し、正院に出で、右府に面して其事を質す。右府、語辭紛紜、確答なし。黒田又敢て之を追窮せず、將に唯々として退かんとす。其状陰に相結託して、苟合密知するものゝ如し。

是に於て、坂元、黒田を罵りて曰く『足下豈に副島邸に於て、陳する所の言を、記せざる乎。今ま岩倉公の言、曖昧不明。僕に於て、一の了解する所なし。而して足下唯々として將に退かんとするは何ぞや。意ふに足下も亦廟議と混合して征韓を沮せんと欲するものか』と。激言勵聲、頗る凌辱を極む。黒田汗顔答ふるに辭なし。左右の諸官吏、黒田の爲に辯説解論す。坂元左右に對して曰く『樺太の事實に平ぎたりや否や』皆曰く『既に平ぎ

たり』と。

坂元因て機に投じ、論を轉じて曰く『樺太の事既に平げば復た憂ふる所なし。願くは廟議、前參議五名をして職に復せしめ、征韓の事を果さんことを。此れ予が舊部下のもの一同の立論。予以て然りと爲し、敢て廟議を乞ふ。速に決せざれば、予朝を退くこと能はず』と。其狀、傲然、殺氣色に見はる。將に右府に逼らんとするが如し。舉朝爲に危ぶむ。右府意を決して曰く『前參議は各病を以て職を辭す。之をして職に復せしむるは難く、然りと雖も、征韓の事は不日發令せんとす。』

坂元意解け、欣然として曰く『然らば則ち當に退て發令を待つべし』と。乃ち筆を採りて右府演述の旨を手記し、之を懷にして退出す。然るに、坂元歸宅し、其の手記を出して之を讀むに、只だ廟議不日發令云々と記するのみにして、判然、征韓の二字を脱するものなり。

是に於て、坂元は大に驚き、之を以て『他日の證と爲すに足らず』と。直に大久保參議の邸に往き、面して曰く『前に手記するの際征韓の二字を脱せしを以て、今ま足下の目前にて、其の二字を加書し、是を以て後日の證と爲すべし』。

大久保之を聞き、心窃に喜んで曰く『予前きに朝に於て、岩倉公に聞く所を以て征韓の事と爲すや。然らず。廟議近日發令すべきものは討灣の事にあり。此れ予の誤聞する所なり』と。坂元之を聞き、驚き且つ憤り、反覆論究すと雖も、大久保參議益々辯じて肯んぜず。坂元其言の果して由なきを以て舍に歸り、翌日其の同志國分某名は友諒、安立綱之の兄にして、十年の役、警視隊を率ゐてなるものを伴ひ、再び正院に伴ひ、右府に就て論迫すと雖も、右府の言も大久保に同じ。坂元脱字の故を以て事此に至り、言論終に立ち難きを知り、自ら失を悔い、以て論を止む。

既にして坂元右府に問ふて曰く『然らば則ち討灣發令の期、何れの時にあるや。』右府曰く『當に明年の春を以て之を發すべし』と。坂元筆を採り、委細に其旨を手記し、之を右府に示し、而して國分某と共に退出す。其後、不日にして坂元の舊部下凡そ三百人一同勤を辭す。此時西郷陸軍大輔、坂元を招き、窃に論して曰く『討灣の役は、明年三月にあるべし。其時、予部下のものをして其役に充てしむべし。君宜しく之を論し、部下をして暫く』

職を奉ぜしむべし」と。坂元答へて曰く『征韓の廟議決せざれば、則ち職を辭するは、此れ部下一同誓て約する所。故に今將に其言を踐まんとす。然れども、討灣の事の如きは、復た敢て努力せざらんや。明年出師の期に鑑み、再び部下を率ゐて來會すべし』と。西郷大輔諭すに辭なく、復た之を争はず。

是に於て、一同辭職を許さる。坂元之を率ゐて鹿兒島に歸る。而して今年三月に至り、坂元自ら出京して、昨年廟議を促すこと、頻りなり。

吾人は勿論、叙上實話の全部を盲信するものではないが、當時黒田が非征韓黨の策士などして、如何に南洲の遣韓大使問題を抑遏するに極力運動してゐた乎を知るに餘りあることを信ぜんとする。

蓋し遣韓大使論に對する廟議破裂し、南洲の大陸政策の失敗に歸したるは、岩倉、大久保の最後手段たる宮廷運動に外ならぬのであるが、他の一方より觀察すれば、黒田が樺太問題を提げて、陰に陽に南洲の遣韓大使論を牽制したる飛躍的運動に由ることを認めなければならぬ。

第十四章

南洲と滿韓及び南洋地

方視察員の派遣

一 朝鮮と大陸進出の第一關

臺灣問題の首唱者は、桐野利秋であり、樺太問題の首唱者は、黒田清隆であつた。而して朝鮮問題は、南洲の首唱したる所であつた。前者の兩案件は、共に當時の重要問題に相違なかつたが、之を朝鮮問題に比すれば、固より同日の論ではなかつた。

朝鮮問題は、言ふまでもなく、國家の威信に關する問題である許りでなく、國策の向背、國防の安危に關する問題にして、彼の臺灣に於ける生蕃が琉球人を虐殺したる事件や、樺太に於ける露國人が暴行を我が住民に加へた事件などは異なるものがある。是れ實に南洲が征韓黨同志と共に臺灣、樺太兩案件を後にし、大陸政策遂行の前提として朝鮮問題を解決せ

んことを期し、死生を賭して之を閣議に争ひ、刎頸の畏友たる大久保とも政治的に絶交するも猶且つ辭せざる所以であつた。

南洲は、東亞に於ける日本帝國の將來を洞察し、朝鮮半島が、我が日本と唇齒離るべからざる關係を有し、國防の生命線として之を保護せざるべからざることを知つた。朝鮮半島が我が大陸進出の第一關門として、東亞平和の爲に、之を維持せざる可からざることを知つた。朝鮮半島を根據地として、大陸政策を遂行し、一面には支那と提携し、他面には露國と覇を争はざる可からざることを知つた。東亞大陸と太平洋とが將來國際競争の中心點と爲るべき趨勢あることを看破すると同時に、東亞の死命を制するものは、我が日本であらねばならぬことを認識した。是れ實に南洲が朝鮮問題解決の一日も緩うすべからざることを痛感したる所以にして、彼の臺灣事件、樺太事件に拘泥して、大局を達觀すること能はざる政治家と其の撰を異にする所以である。

二 北村長兵衛、別府晋介と朝鮮視察

此の如く朝鮮問題は、南洲が國策遂行の第一著として、之を解決せんことを期したる題目であつた。而して南洲が朝鮮問題解決の準備工作を進むるに當り、如何なる措置を執つた乎と云ふに、隣邦大陸の形勢を調査するが爲に、窃に軍部、外交の兩方面より視察員を支那、朝鮮方面に派遣したることが是れだ。

是より先に、明治五年八月、南洲は外務卿副島種臣、參議板垣退助と謀り、三條首相の同意を得、朝鮮視察として陸軍中佐北村長兵衛名は重頼陸軍少佐別府晋介名は景長を朝鮮に派遣した。當時朝鮮派遣の内命が、北村別府の一行に下るや、北村は南洲に請て曰く『朝鮮視察の使命は、謹て之を領するが、請ふ先づ朝鮮に於ける交渉關係の文書を閲して而して後出發せんと思ふ。如何』と。南洲は、之に謂て曰く『諸君の任務は、親しく朝鮮實地の形勢を審察するにあるのみ。外交文書の如きは、何の必要あらん』と。彼をして復た言ふ所無からしめたと云ふ。

既にして北村別府一行の朝鮮釜山に著するや、彼等は日本服を脱して白色の韓服を著し、韓帽を戴き、釜山より深く全羅慶尙諸道の内地に入り、具さに其の地形風俗、兵備の要を探りて歸朝したと云ふ。當時彼等一行の復命書は祕密に付し、公にせられざるので、視察の實

況を知ることが出来なかつたのは、遺憾であるが、別府歸朝の際、其の阿兄桐野利秋を訪ふや否や、門外より大聲を發し『朝鮮を征服するは、二三大隊にして足る』と叫んだと云ふに據れば、其の意氣如何を想像するに足るものがある。

三 池上四郎、武市熊吉と滿洲派遣

南洲は朝鮮の視察と同時に、滿洲視察の必要を認め、副島種臣及び板垣退助と謀り、陸軍少佐池上四郎、同少佐武市熊吉名は正幹を以て外務省十等出仕に兼任せしめ、外務中録彭城中平と共に、清國に趣き、滿洲地方の視察に従事せしめた。

初め政府に於て、滿韓地方視察員派遣の議あるや、池上は、書を南洲に贈り、自ら進んで滿洲視察の任に當らんことを乞ふた。五年八月七日、南洲が板垣に贈りたる書中には左の如く云ふてゐる。

暑氣甚敷御座候得共、無御障御勤務之筈、奉恐賀候。陳者、池上四郎、別紙書面差遣し、先生え御依頼申上趣も有之由御座候間、何卒暫らくは支那の探索方にて御差置被下候義は、相調申

間敷敷。左候得ば、當人も難有、尙又勉勵可仕候付、宜敷御指揮被成下度御願申上候。此旨自由之働、恐入候得共以書中奉希候。頓首。

八月七日

西郷拜

板垣様

池上、武市等の一行は八月八日、其の命を拜し、十六日東京を發して神戸より船に搭じ、九月一日、上海に著し、通譯として清國人周紫郷なるものを雇ひ、十七日、四川號に搭じて上海を解纜し、二十一日芝罘に著し、留まること數日、書を南洲に贈りて近況を報告したが、南洲は左の返束を草して之に與へてゐる。

尙々時候無御痛様御自愛專要奉存候。

冷氣相募候處、寒國の御滯留一涯可難被凌と奉苦察候。上海より御仕出の書面も早速相達忝拜誦仕候。御宿元えは右の御書面相廻し置候。殊に煙臺よりの御狀も相届。是又忝拜誦仕候。彌以御壯剛の段奉雀躍候。隨て小弟にも無異儀消光仕居候間、乍憚御放慮可被下候。陳ば上海よりの御書面にて速に天津え御出懸の都合と相見得候得共、爰許にての噂にては迎も

御渡海難相成事と相考居候處、早此度は煙臺よりの御書面にて相驚候。仕合に御座候。其御地も開港場とは乍申も不景氣の由、何分にも西洋人の所有と可相成模様かと遙察仕候事に御座候。魯の兵隊連は迎も屯集の様子は有御座間敷か。牛莊とは相變候哉。煙臺と申所不相分、何ぞ珍敷事件も御座候はば、爲御知可被下。當地には魯國の公子參り候て、段々世話敷事に御座候。貴兄御出立相成處、實に慰度誰も咄相手も無之、如何計の御辛勞か。時々考出し候次第に御座候。御宿許も皆々様御壯榮の段、近便より承知仕候。別紙二通差上申候間、御落手可被下候。此旨御禮答旁度得御意候。恐々謹言。

十月十五日

西郷吉之助

池上四郎様

此の書中、別紙二通とあるが、二通共、存在せざるを以て、如何なる書束であるや否や、其の内容が詳でなし。

池上等は九月二十六日、芝罘を發し、二十八日營口に著したが、同地に於て、更に山東人姜延昌、任徳昌なるものを雇ひ、之れが通譯に任じ、頗る其の便宜を得たと云ふ。

池上は又た九月二十五日附にて、書を南洲に贈り、之に添ふるに朝鮮地圖を送つて來たが、其の地圖が南洲の手許に達せざるので、十月二十五日、南洲は左の書を副島に贈りて照會する所あつた。

御壯剛奉恐賀候。池上四郎、煙臺より九月二十五日仕出之書簡、御省より御届被下候處、封中に朝鮮地圖差遣候趣、申來候得共、不相届候に付、御省え差出もの敷も不被測候に付、相届候哉。卒度御尋申上候。將た又別紙御序の節、何卒相届候様御取計被下度御願申上候。此段乍略儀、御頼旁、奉得御意候。頓首

十月二十五日

西郷拜

副島様要詞

此の書中に『朝鮮地圖』とあるのは、蓋し池上が支那に於て手に入れた朝鮮兵要地圖であつたのであらう。

六年四月十日、武市は一旦歸途に就いたが、同二十日、池上は彭城と共に營口を發し、滿洲の内地に入り、地形、人情、風俗等を視察し、五月三日、營口に歸著した。然るに、池上

は清國官憲の嫌疑餘りに甚しきを以て、十四日俄に歸装を整へ、英船太沽號に搭じ、十八日上海に著した。彭城は七月七日歸京したが、池上は猶ほ上海に滞在し、支那の情勢を視察したる後、彭城一行に後れて歸京した。

四 福島九成、樺山資紀と南清及び臺灣の視察

明治五年九月、政府は、琉球王尙泰を藩王に封じたが、是れは征蕃問題解決の素地を作つたものである。之と同時に南洲は副島と謀り、陸軍少佐樺山資紀、海軍祕書兒玉利國等をして南清及び臺灣に派遣せしめた。

當時、陸軍少佐福島九成が廈門駐劄領事として、支那に赴任したるは、此時であつた。彼は内命を奉じて窃に南清地方を漫遊し、是より臺灣に入り、之れが情勢を視察せんとしたが、當時清國官憲の嫌疑甚しき爲め、南清漫遊中であつた安田老山の弟子と爲り、共に俱に臺灣の内地に入り、其の地理を實測し、山川を跋涉し、苦心慘澹の結果、臺灣地圖を作製す

ることを得た。此の地圖は、必ずしも完璧であるものと云ふことが出来なかつたが、明治七年、生蕃征討の役に裨益する所、尠なくなかつたと云ふ。其の功も亦没すべからざるものあることを認めなければならぬ。

池上四郎の朝鮮問題に関する意見

今や支那の形勢を察するに、團匪の亂、甘肅省地方に瀰漫し、左宗棠が大軍を率ゐて、之を征するも、其の勢衰へざるが如し。支那は數年ならずして土崩瓦解の兆候がある。我が日本が朝鮮問題を解決することは實に逸すべからざる好機會である。

(滿洲視察報告中の一節)

第十五章 南洲と日露提携策

一 副島種臣と其の外交政策

南洲の東亞經綸大陸政策は、親露政策即ち日露提携に由りて、朝鮮問題を解決せんとするにあつた。而して日露提携の政策は、首として副島の外交的手腕に由りて、實現されつゝあつた。

露國代理公使ピウツオフは、當時日本駐劄の外交官中、傑出したる外交家として、彼の技倆は外國使臣の間に於ても、其群を抜き、隱然重きを爲し、本國政府の方針を體して好意を我に寄せつゝあつたので、副島とピウツオフとの交際は、特に親善であつた。當時露國外交の重點は、首として印度方面にあつた。故に露國は全力を盡し、中央亞細亞の經略に著手し、殆んど復た他を顧みるに遑なかつた。東亞方面、就中朝鮮問題に關しては、何等重大なる

利害關係を有せず、且つ、露國と滿韓との交通、甚だ阻隔してゐたので、彼は到底獨力を以て進取の勢を逞うする能はざる地位にあつた。故に露國として東亞に進出せんと欲せば、寧ろ新進の日本と提携するを以て、策の得たるものとせねばならぬ。是れ實に露國の日本に對して、特に好意を我に表したる所以であつて、南洲が副島と共に謀りて朝鮮問題を解決せんとするに際し、ピウツオフに對して、對韓關係を説明し、其の默契を約したる所以であつた。大隈重信は、日露提携の消息に就て、左の如く語つてゐる。

當時我國に駐劄してゐた露國公使ピウツオフは、本國政府の意を承けたるにや、將た彼れ獨自の意見に出でたるにや、今に猶ほ知るに由なきも、其時は、假令へ我國に於て、兵を韓國に用ゆるに至るとも、露國は之に對して、寸毫も我に干涉し、若くは妨害せざること
を明言したと言ふ。是れ固より外交上正當なる手續に由りて、其の意志を通じたるにあらざるも、ピウツオフは、日韓事あるの時に際し、露國は嚴正に局外中立を守りて、日本に不利なる行動を爲さざることを言明したのである。是れは副島の外交に取りて、一大後援と爲つたのに相違が無い。故に副島は、此等の事由に刺戟されて、英斷果決、朝鮮問題を

解決せんとするに至つた所以であつた。

明治五年『マリア・ルーズ』號賣奴事件に關し、我が日本と露露との間に葛藤を生ずるや、副島が其の調停を露國皇帝アレキサンドル第二世に囑したるが如き。露國皇子アレキセイ太公の我國に來遊するや、副島が之を延遜館に引き、大に之を歓迎したるが如き。又副島が全權大使として清國に赴き、使事を果して歸國せんとするや、日本公使代行為北京駐劄露國公使ウランガリーに託したるが如き。一として日露接近政策の實現にあらざるは無い。

副島が日本全權公使代行為露國公使ウランガリーに託したることに關し、彼は左の如く吾人に語つてゐる。

其頃、露西亞の支那に於ける勢力は、今日ほどでは無く、英國の勢力は甚盛なるものであつた。當り前なら、全權公使代行為英國へ托して置く筈であるけれども、それを、殊更に意外なる露國公使に托して置いたのは、内々、英國の外に、露西亞と云ふものがあるぞと云ふことを見せる積であつた。外交の機は、往々斯様なこともあつたものだ。露國公使は、ウランガリーと云て、樺太の事に關して、日本と露西亞との事情も善く知て居る人である

ものだから、都合がよかつた。勿論、日本公使兼任のことも、直に承諾された。

二 征韓論と對露問題

日露提携は、朝鮮問題を解決するに於て、最要の問題であつた。而して日露提携は、征韓黨參議の齊しく一致したる外交的基調の一であつた。

南洲は勿論、板垣、江藤の如きも亦皆な日露提携論者であつた。彼等は關係として之れが廟謨に參畫した許りでなく、熱心なる副島外交の支持者であつた。板垣は後年當時の外交問題に關して左の如く語つてゐる。

當時、余等は、外交上に付、副島氏と深く相謀る所あり。即ち副島氏が支那に使したるは、先きの假條約を改めて本條約を結び、隣交を修め、通商を盛にし、また支那が朝鮮に對する關係如何を確め、また臺灣事件起るに付、支那は、臺灣を自國の版圖として其責に任じ、之を處分するや否やを尋ね、以て我が國外交の方針を定めんとするに在りしなり。而して余等が副島氏と相謀て、朝鮮に著手したるは、既に明治五年の頃に在り。また琉球

に對しての政策は、我が藩屬たるの名を争はんよりは、先づ其實を收むるに在り。また彼が國情に於ても、支那は父たり、日本は母たりとは、彼國民の常套語と爲り居りしなり。然るに、大久保氏の説終に行はれ、急に琉球を藩屬と爲したり。また我國の外交政略は、露國との交を厚くして、東洋に重きを持すべしと爲せり。故に明治五年、露國王子の來遊に際し、厚く之を遇し、露國の望を繋ぎたり。是を以て、彼の征韓論に付、其議相合はず、余等同志の袖を聯ねて朝を退くや、露國公使は、大に失望したるとの事あり。余等が征韓論に先立ち、請て委員を朝鮮、牛莊に派遣し、視察せしめたるが如きは、即ち外交政策の玆に存するものあるを以てなり。之が委員たりし薩州人別府晋介、土州人北村長兵衛兩氏の如きは、征韓論の起りたる際に於て、視察の功尠なからず。別府氏が西郷氏の謀議を助けたる事あるは余能く之を知れり。

明治六年十月、朝鮮遣使論に關する廟議破裂し、征韓黨の參議、袂を聯ねて辭職するや、露國公使ピウツオフが之を聞き、大に失望したと云ふに據れば、副島とピウツオフとの外交的提携が如何に緊密であつたかゞ想像せらるゝではあるまい乎。

南洲が朝鮮の使命を果した上は、更に進んで露國に赴き、日露提携策に關して其歩を進めんとする決意を藏してゐたことは、黒田清綱が、吾人に語る所である。南洲が日露提携に由りて朝鮮問題否な東亞問題を解決せんことを期してゐたことは、事實にして、非征韓黨の云ふが如く、遣韓大使問題が、一時的政略や、空想的計畫より發したるにあらずして、外交上周密なる外交工作の下に計畫された提案であつたことが之に由りて善く立證さるゝものがある。

三 南洲と桐野利秋との關係

遣韓大使論の初めて閣議に上るに當り、南洲が平生謙抑辭讓、勉めて事に任ずるを避くる風あるに拘らず、獨り該問題に至りては、自ら進んで熱心なる主張者となり、全權大使として朝鮮に赴き、死を決して尊祖折衝の任に膺らんことを誓ひ、而かも副島と其の使命を争ふた所以のものは、何の爲めであらう。朝鮮問題の解決に由りて、東亞經綸、大陸政策を實行し、日本帝國百世の國是を確定し、大陸政策を實現せんことを期したるが爲めであつたに相違があるまい。

蓋し朝鮮に對し使節派遣の已むべからざるは、其初め閣議に於て、之を認めざるもの無かつたが、獨り南洲の全權大使たるに關しては、三條首相を始めとし、閣員の間にも異議あつたのみならず、南洲の部下に於てさへも亦之に反對したるものがあつた。後ち征韓論の熱心なる主張者となり、副全權を以て自ら擬したる桐野利秋の如きも、其の初めは臺灣問題を提げて南洲に逼り、南洲の全權大使たることに賛成せざる一人であつた。

桐野にして既に然りである。況んや其他の薩人に於てをや。黒田は、樺太問題解決の首唱者であつたが、閣議果して全權大使を朝鮮に派遣するに決するならば彼れ自ら南洲に代りて朝鮮に赴かんとて、飽くまでも南洲の遣韓大使に反對した。小西郷も亦た當時征蕃論首唱者の一人であつた。彼等が南洲の出使に賛成しなかつた所以のものは、『南洲は軍部の重鎮にして國家の柱石である。其の進退は、宜しく自重せねばならぬ。然るに、自ら進んで出使の衝に當るが如きは、輕學の譏を免れぬ』とて、其の身邊に萬一の變あらんことを慮かつてゐたことが理由の一であつた。

併し桐野は、當時薩派軍人の中に嶄然として傑出したる將帥の一人であつた。彼は征韓論の

首唱者であつたが、南洲に謁して、南洲より大陸經綸の第一著として朝鮮問題を解決せざる可からざる所以を聽くに及んで、直に之に共鳴し、最も猛烈なる征韓論者となり、南洲の代辯者として征韓黨の後援となつた。板垣の筆記に據れば、桐野が征韓論に轉向したる事實は、左の如くである。

此時、西郷氏は、銳意して自から朝鮮に使節たらんと欲せり。然るに、桐野氏は、余が許に來り説て曰く『若し西郷をして朝鮮に使節たらしめば、彼の地に斃れんのみ。宜しく之れに代ふるに他人を以てすべし。西郷の行くを止むるは、君に非らずんば、其人なし』と。

懇切に余に向て之を依頼したり。此事に就て、余が記憶する所は、正しく山地氏故陸軍大將山地元治の記憶する所と符合せり。此時、桐野氏の言に曰く『西郷をして、朝鮮に使節たらしめ

ば、彼地に斃るゝならん。果して然れば、我國の後事を如何ともすること能はず。故に余は是より板垣を訪ひ、西郷の行を止むることを依頼するの心底なり』と。此事は、當時北村氏北村重頼より山地氏に向て、親しく話せし所たるは、山地氏の記憶する所なり。北村、別府の兩氏は果して朝鮮に使節を遣はすに至らば、必ず相共に乞て請ふに隨行すべしと約し。

居たり。

一日、北村氏は別府氏の許に至り、朝鮮の事を話したるに、別府氏は、北村氏に謂て曰く『板垣は、朝鮮の事を處するに躊躇せりとその事を西郷より傳聞せるを以て、君は使節隨行の員に加ふるを得ず』と。北村氏之を聞て大に怒り、先づ山地氏を訪ひ相伴て余の處に來り、語るに此事を以てす。余は之を聞て大に憤慨し、若し果して西郷氏が余を評して、朝鮮の事に躊躇すると謂ふならば、余は西郷と刺し違へて死せんのみ。復、卿等と相見ざるべしと誓言し、急に西郷の許に至り、其事を告げたるに、西郷氏大いに驚て曰く、『是れ全く別府氏の誤聞ならん。余は、自ら朝鮮に行く事に就て、板垣が盡力し呉れぬと言ひし迄の事のみ。別府氏は、此言を聞き誤りし者なり。願くは之れを諒察せよ』と。余、此時、西郷氏に謂て曰く『余は、朝鮮の事に於て、一步も躊躇したること無し。唯、君が自ら朝鮮に行くことに就て薩人の多數は之を好まずして、君を止め、他人をして君に代て行かしめんと希望あり。又た副島氏は、外交の本職に在るを以て、同氏自ら朝鮮に行かんことを乞へり。蓋し三條公の意も亦茲に在り。而して君の行を止めんと欲するものに非ざるな

り』と。西郷氏は余の言を聽き、笑て曰く、『桐野氏は、拙者の朝鮮に行くことを止めに来りたるに由り、拙者は之を嚴しく叱り、汝の従弟なる別府晋介は、我に向て、今度こそ國家の爲に死んで呉れよと、言ひしに、汝は我死を氣遣ふとは、何ぞ彼に劣るの甚しきやと詰りたるに、桐野は一言も答へず。赤面して席を立ち去りたり』と。口を開き呵々として哄笑し、相俱に釋然たり。是に於て、余は西郷に謂て曰く『余は、薩人よりの依頼もあり、君が朝鮮に行くを勧めざりしが、元來此行に就き、君が死を氣遣ふは、不明の至なり。寧ろ此行に於て君が奇功を立つべしとは、余が固く信する所なるを以て、飽く迄、之に盡力すべし』と、言ひ語りて歸りたり。其後、別府氏は、早速北村氏の許に來り、西郷が板垣に對するの言は、全く誤聞なりしことを謝せり。此事は、山地氏の能く記憶する所なり。又た西郷氏が桐野氏を叱りし事も、其節余が直に山地北村の兩氏に談話し、山地氏の能く記憶する所なり。

叙上板垣の云ふ處に據れば、板垣自身も其初は南洲の全權大使たることには、賛成しなかつたやうである。併し南洲が板垣に對して、其の抱負を披瀝し、其の賛成を乞ふに及んで、板

垣は南洲の對韓策には確乎たる信念があり、又た其の胸中には、歴々成算の前定する所あることを確認し、爾來三條及び其他閣僚の間に奔走して、南洲の全權大使たることに斡旋するに至つたのであつた。

南洲が全權大使たるに當りては、彼れ自ら尊俎折衝の間に朝鮮問題を解決すべきを信じて疑はなかつたのであらう。併し南洲の志は固より區々たる朝鮮半島の經營にあらず。朝鮮問題は假りに平和の裡に解決するとするも、朝鮮問題の半面には假想敵として支那問題あることを豫測してゐたるに相違無からう。故に南洲は朝鮮問題を根本的に解決せんと欲せば、一時清國を敵として、一戦を大陸の野に交へねばならぬことを豫期してゐたるに間違が無い。是れ實に南洲が副島、板垣等と謀り、視察員として北村、別府を朝鮮に、池上武市を滿洲に、福島、樺山を南清地方に派遣し、彼地の形勢に應じて、外交の廟算に、軍備の充實に遺算なきを期したる所以であつた。

四 南洲と伊地知正治

南洲の征韓戰略に關しては、首として板垣退助と伊地知正治とに謀る所があつた。六年十月、朝鮮遣使論破裂し、南洲の故山に歸臥するや、伊地知は、當時南洲の依囑に由りて、其の研究調査しつゝあつた、歴史と地圖、並に征韓の戰略を論じて之を南洲に贈つた。

其時は早日御出立にて、爾後御安康大慶奉存候。朝鮮歴史は、其節、直に外務省へ致返納候間、首尾申上候。今更申上候も、先づ無益の様にて候得共、彼の歴史等、略繪圖と征韓偉略と明清史と比較左の通に御座候。東西百五十里計南北五六十里、大凡我奥羽二箇國を合せし位。

但、鮮人の説は、採るに足らず。彼の京城川口にて、是より都は一千里と米人に答へしが如し。願ふに黒田如水が浦山釜山より鮮京に至る、十日程。鮮京より鴨綠江(支那界の大川)五日程と云ふ正しかるべし。人口五百萬位、田畑の數と、兵役並に收納物の割合にて、大凡の賦。兵員亂世の末、二十二萬八千、治世の末九萬四千五百。内八分の一騎兵。右兵員とは、田舎の農夫に出家を加へしもの、内三分の一を先鋒と稱し、都詰のものは、支那古流の訓練を爲すことなれども、外は知らず、訓練を爲すと唱ふるもの、蓋し三萬餘

なるべし。

水田陸田五十萬結、一結とは我の一町歩を云ふが如し。日本にて賦すれば草高五百萬石に當る。

右は成宗十一年の制にて、一結租米二石を以て、上中下の平均の數とすれば、彼所謂明枘を用ひたらんには、即ち我の一石にて、現歲入米、日本枘にて五十萬石、南韓海邊に十三港あり。即ち京城は米石運輸の津口なり。北方は山多く南方は平地多し。故に鮮國の膏澤なるは南方に多し。支那より朝鮮を討せしこと、歴代二十一度と云ふ。毎戰鮮人の敗走せしは、大小の勢もあるけれども、嘗て一度も、朝鮮人に名ありて正しき役なしと云。佛國人押入りと云ふ河は、文祿度の征史に引合するに、所謂漢江河なるべし。文祿の役、渡海（陸軍十三萬海軍九千二百）四月十三日、小西行長浦山城を攻落す。十四日取金海城云云。五月二日、行長進軍遅々。六月十二日取平壤浦山の役より五十日に中る。滿清より朝鮮初度征、天聰元年正月十四日、鴨綠江を超えて義州城を攻落す。二十一日、安州を取る。二十六日、平壤を取る。二月五日、黃州を取る。三月三日、朝鮮王降和成る。義州の

初戰より五十日に中る。同再度征、初役より十一年に中る。崇徳元年十二月十二日、平壤を攻陥す。進取平壤前に、當月三日、清帝、馬服塔に命じ、三百の兵を授て、僞て商人の姿にて晝夜兼行、朝鮮王の京城を圍ましめ、引續て、親王一人將軍一人に、一千の兵を授て繼進せしめしもの、皆鮮兵六千を攻破て、王城に至れば、朝鮮王、詐計を以て遁出せしを、四十里の路を追打して、遂に朝鮮王を南漢城と云ふ處にて攻圍む。二十五日、清帝、自ら南漢城の攻手に加る。二年正月二日、朝鮮諸道より來會するの援兵を打破る。同十三日より鮮王の掛合始る。同二十九日、朝鮮王清帝の陣門に降を乞。初戰より四十八日に中る。右に依て比較すれば、文祿度の征韓は、清人の軍より一層速なりとす。然れども、征討の功否、勢、懸隔するものは何ぞや。我は百戰の練兵と雖ども、海外に征討は初戰也。況んや朝鮮を極寒の地と誤視す。故に夏四月に至て、征討を始めたなり。是、朝鮮の寒氣、北越奥羽に甲乙なきを知らざる也。而して鮮人諸道には遁るゝも、往々山に入り、從て出で、我行軍線を妨ぐ。清人の征韓は、十二月正月なり。故に鮮人雪に障られ、山地に出入することを得ず。我は海路に暗きを以て、百里外の浦山より入る。故に彼走逃するに便

也。清人は元來地勢の便なると雖ども、彼僞て商人隊を作り不意侵入の策を見れば、唯、鮮王遁れて海外に走り、或は加勢の來らんことを慮かる深しと云ふべし。我當日の兵鋒を以て、疑念なく討入らば、明軍實に恐るに足らず。而して當時の人々、明は大國大軍なりと聞、懼て退遲の勢を免れず、遂に七年の久しきに至る。所謂小西の請和説、事を誤るのみに非ざる也。

今案、彼國を征するには、海陸兵四萬を用ゆべし。半は進撃軍とし、半は守るべし。唐の李績の征韓兵五萬を用ふ。衆寡の用を知ると云ふべし。

韓人の武備を深知するに、我の征銃は、所謂『ミニヘル』にて、適當すべし。征兵は新募にて宜かるべし。然後ち魯西亞と戰に當て、堂々たる常備兵先生方に御次渡申か、又は針打七連の良筒を申請て、我の兵氣を一振して決戦せんか、右者朝鮮征伐の夢話し、旁々荒荒如斯に御座候。敬白。

西十二月

西郷吉之助様

伊地知正治

伊地知の書中には『朝鮮征伐の夢話』とあれども、南洲の死後、十年にして、所謂二十七八年役起り、滿洲は日清露三大國の争地と爲り、後ち十年にして、所謂三十七八年役起り、其の結果朝鮮併合の業成り、昭和六年、滿洲事變起り、滿洲帝國の建設と爲り、同十二年、日支事變と爲り、震天撼地の大活劇を演じ、東亞の形勢一大劇變を生じたるに想ひ到れば、南洲の遠圖雄略、今日に至りて果して其の驗があつた。

篠原國幹の朝鮮問題に對する意見

今日は露國が朝鮮問題に著手するに至らず。支那も亦兵備薄弱であつて、力を半島に出すの餘裕が無いから、我が日本が朝鮮問題を解決するは、此時より好い機會が無い。又内治の政策より云ふも、國內には三十萬内外の士族があるから、之を半島に移植して、其の資源を開發することとは、國家の至計では無い乎。

第十六章 南洲と大陸政策

一 大陸經營は大和民族の一大使命

日本帝國の國是を確定し、大亞細亞主義の大陸政策を遂行して西力東漸の勢を制し、由て以て東亞平和の基礎を樹立するは、是れ實に我が肇國の鴻謨であつて、大和民族の一大使命であらねばならぬ。而して南洲の遣韓大使論は、日本帝國の國是、日本國民の理想を代表したる主張であつた。然るに、當時歐化主義の政治家は、物質的文明に眩暈して、百年の大計を畫せず、朝鮮や支那を以て、一大敵國でもあるが如く看做し、唯だ單に其の交渉を生ぜざることを以て外交の能事なりと爲し、終に帝國の使命を遂行するに躊躇し、之が爲に閣議の分裂を招くに至つたことは、千載の遺憾とせざるを得ない。

朝鮮問題の解決は、取りも直さず、對支問題解決の前提であり、對支問題の解決は、對露

問題の解決である。對支問題の解決は、東亞問題の解決にして、維新中興の鴻謨を大成し、世界に於ける帝國の使命を遂行する所以である。而して南洲の主張は、彼等征韓黨二三子の主張にあらずして、徳川時代の先覺者が帝國の國是として、大和民族の理想として主張したる一大題目であることを知らねばならぬ。

二 林子平と海國兵談

我が先覺者は鎖國孤立の時代にありても、其の理想は、祖國傳統の國是を確立し、皇道を宇内に恢暢することを忘れなかつた。林子平は天明六年に『海國兵談』を著はし、

歐邏巴諸國は大小の火器を専とし、飛道具甚だ多し。尤も軍艦の制甚だ精くして船軍に長ず。殊に能く其國を治めて和親して同國の攻討なく、互に他州を侵掠して自國の有とすることを務とす。是れ和漢の企及ばざる所なり。此の軍情を能く會得し、臨機應變して、天下に横行すべし。

と云ひ、

其上、五世界の國々早く開闢したるは、今年まで六千年。晚きも三千年に足ざるはなし。然るに、各國皆英雄豪傑あり。各三千餘年の智を積で、天文、地理、海路等を度量すると掌上に見るが如し。然る故、相互に他の遠國を侵掠すべき工夫、五世界の英雄豪傑等、互に是を旨とすること、當世一統の人情と爲れり。就中歐邏巴の諸國、妙法を奉ずるの國人殊に此情多し。

と云ひ、海國として海軍を建設し、世界に雄飛せざる可からざる急務を論じたるが如き、彼は確に海國進取策の急先鋒である。

三 本多利明と植民政策

本多利明は、寛政十年七月に『西域物語』西域とは當時泰西諸國を著し、歐羅巴を指してゐるを著し、

日本之天下、第一の最良國と爲るべき所以を論ずれば、神武以來、凡そ二千五百歳の内、漸く諸道も具足せしに乘じ、カムサツカの土地に、本都を遷し、西唐太島に大城廓を建立し、山丹、滿洲と交易して有無を通じ、殊に大人參は建康江寧府の産物なれば、隣國なれ

ば、何程にても、下直に得て、國用に達し、交易に金錢を用ゐず、品物としての遣取なれば、多寡は入用に任すべし。其勢に乘じ、カムサツカより南洋の諸島も開拓して、各繁昌の國々と成るに隨ひ、東都御威光も隆に爲る。因てアメリカ屬々の島々迄も開拓し、勢ひ具足の日本島なり。

と云ふてゐるが如き、植民進取策の一大警鐘である。

四 佐藤信淵と混同祕策

佐藤信淵は、文政六年に『混同祕策』を著し、其の序文中に、

皇國より滿洲を征するには、此を得るの早晚は知るべからずと雖も、終には皇國の有と爲らんことは、必定にして、疑なきものなり。夫れ晉に滿洲を得るのみならず、支那全國の一衰敗も亦此に始まることにして、既に韃靼を取り得る上は、朝鮮も、支那も、次で圖るべきなり。(中略)既に韃靼と支那とを統一する上は、蓋し産靈の法教を明にし、萬民の疾苦を

除き、所々に神社を造營して、皇祖の諸大神を祭り、學校を興立し、十科の九方を起し、

日夜勉強して永く怠りなく、子孫永久、能く祖業を擴充し、天意を奉行して獨斷すること無ければ、全世界皆皇國の郡縣と爲り、萬國の長も亦悉く臣僕に隸せんこと、論を待たずして自ら明かなり。

と云ふてゐる。滿洲も支那も圖るべしと云ふが如きは、如何にも、軍國主義に偏するが如くなれども、其の理想は日本の文化を滿韓、支那全土に扶植し、東亞平和の基礎を樹立せんとするにあつた。大陸政策論の先覺としては、彼を以て其の第一人者と稱せざるを得ない。

五 會澤伯民と日本の文化使命

會澤伯民は、佐藤信淵より後るゝこと二年。文政八年『新論』を著はし、日本帝國の國是を論じて

英雄の事を擧ぐるや、必ず先づ天下を大觀し、萬世を通觀して一定不易の長策を立つ。規模先づ内に定まりて然して後外無窮の變に應ず。是を以て變生じて愕かず。事乖いて困らず。百折千挫すと雖も、而かも終に成功に歸するものは、其の由る所、萬塗なりと雖

も、其の趨く所、終始一歸、而して未だ嘗て間斷あらざればなり。昔は神聖の夷狄を攘斥し、土宇を開拓する所以のものは、此の道に由らざるはなし。故に中國日本をは常に一定の略ありて以て夷狄を制御し、不拔の業ありて以て皇化を宣布す。
と云ひ、又た一步を進めて

誠に能く志氣を恢廓にし、而して大勢に觀。外は以て謀を伐ち交を伐ち、形格勢禁の略を設け、内は以て大に守禦の備を修め、兵力以て虜を制するに足り、政教以て夷を變ぜしむるに足る。彼れ其れ邊を伺はん乎。奮激殲滅。以て威を萬里に揚げん。若し其れ歸順せん乎。東漸西被、以て四裔を弘化し、而して蝦夷諸島、山丹諸胡をして相踵で内屬せしめ、日に夷狄を斥け、土宇を拓き、勝つべからざるを爲す所以。未だ勝たずと雖も、隱然として必ず其の心を攻むるに足るものあらん。而して後吭を批ち虚を擣き、機を相て之に乗ず、天より下るが如し。其の勝つべきに應ずる所以。則ち虜、我に備へざるを得ず。而して客を變じて主と爲すの術窮す。是れ所謂其の之く所に乖くもの。而して實を變じて虚と爲し、虚を轉じて實と爲す。此の如くんば、則ち神聖の夷狄を御する所以の略。彼れ倒

用するを得ず。而して彼れの我を擾す所以の術、我れ之を倒用せんとす。然して後、操縦の權我より之を制す。廟謨既に定まり、上下心を同うし、千塗萬轍、必ず是の道に由りて變ぜず、是に於て乎、我が夷狄を御する所以のもの、即ち神聖の夷狄を御する所以。内に一定の略ありて、外に乗すべきの虚無く、黠虜をして千群我を窺はしむると雖も、將た何を以て我が邊陲に跳梁することを得んや。

と云ひ、帝國の國是として皇化を宇内に宣布せざるべからざることを論じてゐるが如きは、是れ實に世界に於ける日本の文化的使命を宣傳したるものである。

六 維新先覺者と大陸政策論の首唱

吉田松陰は、安政元年『幽囚録』に於て、會澤伯民と同じく、對外進取の國是を論じて、日升らざれば則ち昃き、月盈たざれば、則ち虧き、國隆んならざれば則ち替ふ。故に善く國を保つものは、徒に其の有する所を失ふこと無きのみならず、又た其の無き所を増すあり。今ま急に武備を修め、艦略ぼ具し、礮略ぼ足れば、則ち宜しく蝦夷を開墾し、諸侯を

封建し、間に乘じて加摸察加、暎都加を奪ひ、琉球を論し、朝覲會同、内諸侯に比し、朝鮮を責めて質を納れ貢を奉じ、古の盛時の如くならしむべし。北は滿洲の地を割き、南は臺灣、呂宋諸島を收め、漸く進取の勢を示し、然して後民を愛し士を養ひ、邊圉を慎守せば、則ち善く國を保つと謂ふべし。然らざれば、群夷爭奪の中に坐し、能く足を擧げ手を揺すなく、而して國替へざるものは、其れ幾ぞ。

と云ふてゐるのも、徹頭徹尾伯民の國是論と其の揆を一にしてゐる。

橋本景岳は、安政四年、村田氏壽に贈りて、内政外交の方針を論じたる書中に、
偕て日本は迎も獨立難相叶候。獨立致候には、山丹、滿洲の邊、朝鮮を併せ、且つ亞墨利加洲、或は印度地に領を不持しては、迎も望の如くならず候。此は今甚だ六箇敷候。其譯は印度は西洋に被領。山丹邊は魯國にて手を附試居候。其上、今は力不足。迎も西洋諸國の兵に敵對して、比年連戦は無覺東候間、却て今の内に同盟に相成可然候。

と云ひ、彼は日露同盟の策に由りて、自主的外交の基礎を確立し、東亞の平和を確保すべきことを論じてゐる。

眞木紫灘は文久三年、書を西郷南洲に贈りて、日本將來の主義方嚮を指示し、

全體兩間之勢、三百年已前とも違ひ、西洋夷賊萬里の濤を涉候て、諸國吞噬仕候世界に相成候ては、皇國も彌以て平城已前に復し、朝鮮滿洲は勿論、南海諸島一般に我之指揮に令從不申候ては、國威を四方に輝候事相成不申。國威四方に輝可申候とならば、禮樂征伐天子より出に無之候ては、名正しく言順なること出來不申。極意皇化を海外に敷候に及候ては、夷狄も國內に置候事可有之。と云ふてゐる。

又た平野國臣は、文久辛酉の歲、島津久光に上つた『回天管見策』の中に、國防充實、對外進取の方針を論じて、

今ま戎虜、中國云ふ日本を愚弄するものは、戰艦火器備はらざるを以ての故のみ。今ま砲艦我に具はらば、則ち彼れ必ず我に備ふるの心を生ぜん。是れ先づ敵心を攻むるの術なり。所謂守は是れ攻の策、攻は是れ守の機なり。是に於て乎、更に攻守の勢を轉じ、我れ形無くして人を形し、或は撃、或は假、寇をして深く懲り傷疖の患無からしむ。故に砲艦能整

へば則ち其の之く所に垂き、舊範に由りて以て機を窺ひ、風馳電撃、其の備無きを攻め、其の不意に出で、先づ三韓を討し、更に府を任那に建て、以て再び先規を復し、或は渤海の貢せざるを貢せしめ、師旅屯營の地と爲し、常船を繕し、定海及び香港に至り、夷情を探索し、殊に三韓の土兵を驅加し、寇を誅すること鷹鷲の鳥雀を逐ふが如くならしめ、巨艦を跨駛し、百蠻を蹂躪し、宇内を席捲し、華を以て夷を變じ、天の覆ふ所、地の載する所、殊方絶域、皇化を普及せしめん。

と論じてゐるが如きも、伯民の新論に論ずる所と同一意である。

又た平野が文久壬戌の歲に起草したる『神武必勝論』の中には、

總じて英雄豪傑は、毎に士氣の振はざるを慨嘆す。凡輩庸夫は、兎角人心の動かんことを恐れ、上部ばかりを押繕ひ、巧言面諛、無事平穩を唱へ、天下の危難を他所事の如く心得。只だ來らざると攻めざるとを恃みて、姑息の安を營むのみならず、干戈を用ひずして清平を欲し、心身を勞せずして必勝を索んとす。勿論さこそ好ましけれども、必勝は天よりも下らず、地よりも生ぜず、今日此勢に至りては、假令、楠將、豊公に勝れる智者ありと

も、さる旨き策は施し難たからんか。たとへ之を天地神明に祈るといふとも、未だ人事を盡さざるに、天神何ぞ眞祐を下さんや。故に今より遠征に決し、憤發勉強して必勝を制せずんばあるべからず。今日未だ攘夷をだに決せざる天下の勢なるに、遠征の説は、高邁大膽に過ぎたるに似たりと雖も、とても斷ずるに至ては、出て外を征するも、居ながら内に禦ぐも、戦は同じく戦なり。僅に砲艦を製するの多少、勞費の大小あるのみにして、其功の成るに及では、萬々歳の後まで、神國の武威は、海外に輝き、皇統の神脈中興し、永く萬國を制馭せん。又た愉快ならずや、是れ千載の一時なり。

と論じ『進取遠征の必要なる所以のものは、日本の位置たる、世界列國に對して、十不算(甲)十不足怖(乙)十勝算(丙)あるからである』と説き、進んで進取的國策を確定せざるべからざることを論じてゐるが如きは、叙上先覺者の論と一致してゐる。

七 維新大業と其の繼紹者

水戸學の先覺著、尊攘論の首唱者たる藤田幽谷が、文化戊辰元旦詠じたる詩に曰く、

春來一夜斗廻杓。北顧還憂胡虜驕。投筆自憐班定遠。忘家誰擬霍嫖姚。長蛇應憶神兵利。粒食曾資瑞穗饒。宇內至尊天日嗣。須令萬國仰皇朝。

又た佐久間象山が詠じたる嘉永庚戌雜感の作に曰く、

海水環回祥氣浮。龍蟠虎踞帝王州。何時慳服西人志。貢獻象駝交馬牛。生來曾慕萬夫雄。慷慨時々氣吐虹。吾手非無一尺筆。奈何爲國答羌戎。

彼の林子平の海軍建設と云ひ、本多利明の植民政策と云ひ、佐藤信淵の大陸經綸策と云ひ、會澤伯民の皇道宣揚論と云ひ、その他、吉田松陰、橋本景岳、眞木紫灘、平野國臣等の主張と云ひ、其の説く所は一ならずと雖も、其の究極する所は、幽谷象山の所謂萬國をして皇朝を仰がしめ、西人を懾服せしめ、萬國をして日本に朝貢せしめんとする大理想を實現せんとするにあらざるは無い。

南洲は、安政甲寅の初め、江戸に出で、藤田東湖を訪問して其の教を受けた一人であつたが、第一著に、彼の腦裡に打ち込まれたのは、水戸學の所謂純乎たる尊攘論であり、進取的國策であつて、南洲が如何に東湖と接見して其の感化を受けた乎は、彼れ自身が安政甲寅

七月二十九日附にて、郷里の姻戚たる椎原與右衛門、同權兵衛に與へた書中に、

東湖先生も至極丁寧なることにて、彼宅へ差越申候と、清水に浴し候鹽梅にて、心中一點雲霞なく、唯清淨なる心に相成、歸路をわすれ候次第に御座候。御遠察可被下候、櫻任藏にも追々差越候處、是も豪傑疑なく廉潔の人物、其上博識に御座候。彼方の學問は始終忠義を主とし、武士となるの仕立にて、學者風とは大に違ひ申候。自畫自讚に而人には不申候得共、東湖も心に被惡候向に而は無御座候。每も丈夫と呼ばれ、過分の至に御座候。我ものに一義も被引受、頼母敷共難有共不被申、身にあまり國家の爲悦敷次第に御座候。若哉老公鞭を擧て異船へ魁御座候はゞ、逸散駈付けむへ草^{○埋}に成共罷成申度心醉仕申候。御一笑可被下候。老公も此の廿五日。御軍制御改正の御掛被仰渡御登城に相成申候。何様の献立に御座候や。其後水府へ參不申候に付、模様相分不申候。追而細事申上候様仕申候。

と云はれてゐるに由りて明かである。南洲が東亞經綸に對する抱負は、其の由來する所深く且つ遠く、徒に一時的に功名を策せんとする賤丈夫の所爲では無い。

南洲は、決して漫然たる征韓論者では無かつた。否征韓論の提唱者は既述の如く木戸であつて南洲ではなかつた。然るに、明治六年、征韓論が閣議の焦點と爲り、天下の輿論と爲り、一世を震撼するに至つたものは、南洲の力なりと謂はねばならぬ。彼の所謂征韓論は取りも直さず維新以來、先覺者の遺圖を繼紹して、之を實行に移さんとするに過ぎなかつた。換言すれば、征韓論は尊攘主義の繼續運動なりと謂ふも、決して過言ではあるまい。

八 征韓論の餘波(上)

併し、征韓論は分裂した。南洲の主張も理想も抱負も、終に畫餅に歸するの已むべからざるに至つた。而して内亂が前後相踵いで起り、骨肉相食むの慘劇を演ずるに至つたことは、征韓論の餘波と謂はねばならぬ。

征韓論の破裂と同時に、妖雲は早く既に西南の一角を蔽ひ、明治七年二月には佐賀の征韓黨は江藤新平を擁し、憂國黨は島義勇を擁し、兵を擧げて政府に抗するに至らしめた。二月十三日、佐賀北組本營の名を以て聲明したる宣戰の文中には左の如く云ふてゐる。

嚮に朝鮮、我が國書を擯け、我が國使を辱むる、其の暴慢無禮、實に言ふに忍びず、上は聖上を初め、下は億兆に至るまで、無前の大耻を受く。因て客歲十月、廟謨盡く征韓に決す。天下之を聞て奮起せざるものなし。已にして而して二三の大臣、偷安の説を主張し、聖明を塞閉し奉り、遂に其の議を沮息せり。嗚乎國權を失ふこと、實に無極に至る。是れ所謂之を唾撻して而して憤怒せざるものと相等し。苟も國として斯の如き失體を極めば、是よりして海外各國の輕侮を招く、其の底止する所を知らず、必ず交際、裁判、通商、凡そ百事皆彼が限制する所と爲り、數年ならずして、全國の生靈、卑屈狡猾終に貧困流離の極に至る、鏡に掛けて見るが如し。是れ有志の士の切齒扼腕する所なり。

此の檄文に由りて之を觀れば、佐賀の亂が、征韓論の餘波であつたことが善く判る。而して征韓黨の巨頭たる江藤も、憂國黨の領袖たる島も、除族の上臬首の刑に處せられ、佐賀の亂は間もなく鎮定した。

明治九年十月には、熊本に於て、敬神黨の領袖太田黒伴雄、加屋霽堅等が兵を擧げ、秋月に於て、磯淳、宮崎重遠等が、敬神黨一派と共鳴して起つた。同年十月、前原一誠を中心と

する同志が之を機として萩に起り、他の一方には、關東に於て、永岡久茂等が兵を擧げ、思案橋の事件があつた。

前原一誠が事敗れて逮捕された時、長人清水清太郎の間に應じ、政府問罪の六箇條中に、特に左の一箇條を擧げて語つてゐる。

神功の三韓を征し、豐太閤の征韓役を興せしは、皆其の不廷を責むるにあつた。之を無名の師と謂ふは、彼れ自ら之を唱ふるのみだ。誰か之を許さんや。六年の征韓論も、亦上古神聖の遺圖を繼ぎ、以て國家の大計を定めんとするにあつた。然るに政府之を省せず、徒に韓國を懷柔するに獨立國たることを以てするに於ては、清國之を占領せんとし、露國之を併吞せんとし、其の極戰端を開くにあらざれば、止まぬのであらう。又た韓國にして羽翼既に成らば、反覆常なき、舊恩を忘れて我を敵視するに至ること疑ひない。是れ一屬國を失ふて三敵國を得るものである。今にして宜しく問罪の師を興し、之を我が版圖に復せしめて可なり。是れ一誠が諫死せんとする所以の六條である。

熊本の亂と云ひ、秋月の亂と云ひ、將た萩の亂と云ひ、新政府の施設に反對したる理由は、

決して一様では無かつたが、或る意味に於て、其の結果より云へば、征韓論の餘波であると謂ふも、差支あるまい。而して十年西南の亂も亦實に征韓論破裂の結果、此に至らざれば已むこと能はざる勢であつたことを知らねばならぬ。

九 征韓論の餘波(下)

吾人は、征韓論破裂の結果として、内亂の續發と同時に、日韓、日清との交渉案件も隨つて續發したことを、牢記せねばならぬ。

明治七年には、征韓論の爲に延期された征蕃の役が曩に出兵論に反對したる政府の手に由りて行はれた。是れ亦征韓論の餘波と謂はねばなるまい。

征蕃問題に關聯して、日清の葛藤と爲り、北京條約締結の結果、我が帝國は、臺灣より撤兵して其の終結を告げた。翌八年には江華灣に於て雲揚艦砲撃事件が起つたが、九年二月、には江華灣條約、即ち日韓修好條規の締結に由りて、始めて其の落著を告ぐるに至つた。

明治十五年には、京城事變が起り、我が日本公使館は、韓兵の襲撃する所となり、花房公

使義は僅に身を脱して難を避くることを得たが、尋で公使は政府の命を受けて濟物浦に至り、朝鮮の全權委員と會して、條約を締結し、其の局を結ぶことが出來た。十七年には再び京城の事變起り、日本公使館は清韓兩國の兵に由りて砲撃せられ、竹添公使進一は身を脱して逃れ、我が居留民は亂兵の爲に殺傷され、日本國旗は彼等の爲に汗された。十八年に至り、一方には井上全權の京城派遣となり、他方には伊藤全權大使の清國派遣となり、天津條約の締結となりて、其の局を結んだが、是れ皆征韓論の餘波と謂はねばならぬ。

二十七八年役も、三十七八年役も、六年征韓論以來、解決すべくして未だ解決し得ざりし懸案を解決したるもの。而かも南洲の理想たる大陸政策の一端が木戸大久保等の後繼者に由りて實現されたものであつて、來るべきものが來たのであつた。然らば則ち、二十七八年役も、三十七八年役も、或る意味に於て、端的に云へば、征韓論の餘波であると謂ふも、不可ではあるまい。

南洲の征韓論を首唱した所以のものは、内戰否内亂を避けて、之を外戰に利用せんとするにあつた。即ち保守主義者と進歩主義者とを打て一丸と爲し、舉國一致の力を以て大陸政策

を實行せんとするにあつた。併し六年も、九年も、十五年も、十七年も、廟議分裂して國論統一を缺き、遂に其の理想を實現することが出来なかつた。是れ實に大陸政策の實現が、明治二十七八年役、三十七八年役を待たざるを得ざるに至つた所以であつた。

十 太平洋と國際競争の中心點

南阿聯邦の首相たるスムツツ將軍は、世界大戰後、嘗て云つたことがある。

歐洲大戰は、世界全局の形勢を一變せしめた。最早歐洲局面の舞臺は、第一位の中心點を有せざるに至つた。世界競争の舞臺は太平洋に移つた。而して太平洋は今後五十年間、世界的問題の中心點たるべきであらう。

スムツツ將軍の云へるが如く、今や國際競争の中心點は、大東亞戰を劃して、地中海より亞細亞大陸と太平洋とに移りつゝある。而して我が日本帝國は、大東亞諸國を代表して、其の中心的勢力と爲り、國際競争の十字街頭に於て、一面には亞米利加大陸を代表する米國勢力と歐洲の文明を代表する英國勢力と共に太平洋の舞臺に接觸して、之を撃滅せんとしつゝあ

り。他面には共產主義を代表する蘇聯と、東亞大陸の舞臺に接觸するに至つた。

併しながら、彼の英國勢力や、米國勢力や、將た『ソヴェト』勢力なるものは、所謂覇道にして、彼等が東亞大陸と太平洋とに侵入する所以のものは、大東亞諸邦の富源を開發し、十億の民衆を救済せんとするにあらず。寧ろ彼等の利益を擄取し、彼等の權域を分割し、印度の如く、緬甸の如く、之を植民地化せんとするにあつて、彼等が百年慣用し來りたる政策に外ならぬ。しかも大東亞共榮圈の確立と支那の改造とは、百年の大計にして、東亞復興の第一著の事業である。而して大東亞共榮圈と支那改造の大業とは、善く大東亞の國民性を理解し、其の國民と結合し得べき日本國民に由りてのみ成就されなければならぬ。我が日本帝國は東亞の盟主として、支那改造の大業を成就し、東西文明の融化者と爲り、調攝者と爲り、以て世界に於ける文化的使命を完うせざる可からざる天職がある。而して帝國の大陸政策が、此の崇高森嚴なる天職を基調として、遂行せねばならぬことは、肇國以來の鴻謨であり、又た皇政維新の精神である。

十一 世界大戦と日本帝國の位置

明治六年の征韓論は、大陸政策の理想的發案に止まつたが、二十七八年役は、實際的政策に向つて、其の第一著を進めたものであつた。併し日本の進取的勢力は、所謂三國干渉に由りて、或る重要な戦果を一擲し、歐洲の勢力に屈服せざるを得ざるに至つた。三十七八年役の起つたのは、其の結果であつた。

二十七八年役後、朝鮮問題は、日露戦争の焦點と爲つたが、三十七八年役の結果、日本は露國を滿洲より驅逐し、始めて滿洲問題の解決と同時に、朝鮮問題の解決を告ぐることが出来た。三十七八年役の後五年、即ち明治四十三年、朝鮮併合條約が締結せられ、朝鮮半島は、我が帝國の版圖に歸し、六年以來、南洲の主張したる目的の一端が實現せられて、終に我が國防の兵站地と爲つた。併し南洲が最後の事業として提唱したる大東亞問題は、今日に至つて漸く解決されんとしてゐる。

三十七八年役以來、我が國民は戦捷の餘威に由りて、國內的にも、國際的にも、小康を保つことを得たが、朝野内外、内治に纏繞し、政争に汲々として、東亞問題を閑却したる結果、支那の策士に由りて、滿洲還附論が頻に宣傳せらるゝに至つた。時なる哉、時なる哉。大正三年端なくも歐洲大戦が突發し、東亞の局勢に一大轉機を劃するに至つた。

歐洲大戦に於ける我が日本帝國の位置は、極めて自由の立場に置かれてゐたが、而かも日英同盟の誼に由りて聯合國に左祖した。我が帝國は、東亞平和の爲に、青島の戦役を興し、東亞に於ける獨逸の根據地を掃蕩し、南洋群島の占領より進んで地中海の協同作戰に参加し、聯合軍の最後の捷利に對して、大なる聲援を與へた。

嘗に是れのみではない。我が帝國は、歐洲大戦の前後五箇年間、一面には帝政露國の背後を掩護して、軍資と兵器とを供給し、他面には獨力を以て支那を擁護し、東亞全局の平和を維持し、更に進んで印度に於ける不測の變に備ふる所あつた。

叙上の事實は、世界列強即ち聯合諸國の齊しく認むる所と爲り、彼の米國をして『石井ラッパ協定』に由りて滿蒙に於ける帝國の特殊地域たることを聲明せしめたるも、此時であつた。英國をして日本の東亞に於ける盟主の位置を認識せしめたるも亦此時であつた。戦

後我が帝國が五大強國の一として、否な三大強國の一として、其の一向一背、重きを國際政局の上に爲すに至つたことは、決して偶然では無い。

十二 世界平和と國際協調の潮流

然るに、ヴェルサイユ條約の一たび締結せらるゝや、米國大統領ウキルソンに由りて提唱された民族自決、經濟自由、戰爭廢止の聲は一時を風靡し、國際聯盟の組織成りて、平和主義の潮流は、翕然として世界の大勢を左右するに至つた。支那が此機に乗じて、國際聯盟主義を利用し、東亞に於ける我が帝國の位置と勢力とを藐視して、山東の直接還附を主張し、更に進んで日支協約所謂二十一年箇條約の廢棄を主張したるは、此時であつた。支那の抗日政策が熾烈を極むるに至つたのも、亦た此時であつたことを知らねばならぬ。

華府の海軍軍縮會議は、大正九年を以て開かれ、其の結果、英米壓力の下に、我が帝國海軍は、五、五、三の比率主義を甘受せざるを得ざるに至つた。英國は米國との默契を得て、日英同盟を廢棄した。米國は石井ランシング協定を抹殺した。我が帝國は山東鐵道を支那に

讓渡し、戰捷の利益圈を拋棄せざるを得ざるに至つた。斯膝一たび屈すれば、復た伸ぶべからず。倫敦軍縮會議に於て、我が帝國全權が、英米の主張に屈服し、當時の濱口内閣に於て統帥權干犯問題を惹き起すに至つたのも、亦此時にあつた。

此時に當り、支那の宣傳運動は、英米の東亞政策と共鳴して、愈々其の惡辣を極め、南方に於ては日貨排斥となり、北方に於てはテロ運動となり、其の結果、萬寶山事件や、中村少佐虐殺事件を惹き起し、再轉して、昭和六年九月十八日、柳條溝の爆發事件となつたものである。

十三 東亞に於ける國際競争の序幕

窮すれば變じ、變すれば通ずることは必至の勢である。滿洲事變は、起らざらんと欲するも、起らざるを得ざるに至つたものである。

滿洲事變は我が帝國が東亞に於ける平和的使命を遂行せねばならぬ義戰であつた。我が帝國は、滿洲事變を一大轉機として、滿洲建國の大業を翹成し、其の獨立國たることを承認し

た。帝國は、英米追隨の外交を脱却して、國際聯盟の決議を排し、斷然として國際聯盟より脱退した。我が帝國が自主獨往、東亞の平和を擔保せねばならぬ一大任務は、今や大和民族の雙肩に懸つてゐる。

併しながら、大東亞戰は東亞に於ける國際競争の序幕にして、亞細亞大陸と太平洋とは其の中心點となりつゝある。我が帝國が昭和十六年十二月八日、渙發させたまふた宣戰詔勅の大精神を體して米英撃滅を開始したるは何の爲めぞ。帝國海軍が電撃作戰を強行して、眞珠灣を襲撃し、世界の耳目を聳動せしめたるは、何の爲めぞ。マレー沖に於て、英國の主力艦として威力を示しつゝあつたプリンス・オヴ・ウェルス號を轟沈し、英國の太平洋艦隊を驅逐したるは何の爲めぞ。難攻不落の金城鐵壁と稱せられてゐたシンガポールの堅壘を粉碎して、マレー半島を征服したるは何の爲めぞ。香港を陥れ、マニラを占領し、バタアン半島を攻略したるは何の爲めぞ。ボルネオを略し、ジャバを降し、蘭印を平定したるは何の爲めぞ。ビルマを攻撃し、ラングーンを占領し、ビルマ・ルートを遮斷したるは何の爲めぞ。スラバヤ沖の海戰に、米・英・蘭聯合艦隊を撃滅したるは何の爲めぞ。アングマン島を占領

し、進んでコロンボを爆撃し、英國艦隊の主力を殲滅したるは何の爲めぞ。

此時に當り、我が日本國民は、如何なる主義方嚮を執り、東亞に於ける國際競争の十字街頭に屹立して帝國の最高使命を完うせんとする乎。曰く肇國の鴻謨に基き、大陸政策を遂行し、重慶政權の抗日主義を清算して支那改造の事業を成就し、西力東漸の大勢を制して大東亞平和の使命を完うするにあるのみ。而して明治六年、南洲の提唱したる征韓が、大陸政策遂行の前提であつたことは言ふまでも無し。

第十七章 結 論 (上)

一 内肅論と外展論との對立

維新の大業は皇運の泰に由ると云ふと雖も、南洲と木戸、大久保との力與りて其の多きに居ることをば、誰が之を否定するものぞ。而して明治四年南洲が鹿兒島より出で、木戸と共に専任參議と爲りしより、同六年に至るまでは、薩長土肥の聯立内閣を形成しつゝあつたが、事實に於て南洲及び木戸、大久保三傑の協力内閣と云ふても差支なかつた。

然るに、明治六年、遣韓大使問題起るに及んで、南洲と木戸、大久保との意見、衝突し、廟議は内肅論と外展論との對立と爲り、内肅論、其の捷利を制し、六年以來、内亂に踵くに、内亂を以てし、十年西南戦役の戡定を轉機として民權自由の聲、國民の輿論と爲り、政争の爲に、官民の乖離を來し、大陸政策を實現することが出来なかつたのは、我が帝國の大不幸と謂はねばならぬ。

當時内治派の巨頭たる木戸と大久保とが、一致して南洲の征韓論に反対したのは、必ずしも絶對的に大陸經綸の政策に反対したのではなかつた。要するに彼等の反対理由は、先づ内を整へて、外に及ぼさんとするに過ぎなかつた。岩倉を始め、大木、大隈等の諸參議が之に賛成し、征韓論を排するに餘力を遺さなかつたのも亦之に外ならなかつた。

征韓論の首唱者は、南洲と副島との二人であつて、之に共鳴したるものは、板垣、後藤、江藤の諸參議であつた。而して彼等の政治觀は、必ずしも南洲と一致してゐなかつたが、結論に至りては一致してゐる。江藤は佐賀人であり、板垣と後藤とは土佐人である。彼等は共に俱に政權が薩長藩閥に歸し、情弊漸く熾んなるを慨しつゝあつたのであつたが、征韓論の起るを機とし、南洲の主張に共鳴し、之を機として内は薩長集權の分野を一變し、外は朝鮮の無禮を問ひ、大陸の形勢を制せんとするにあつた。併し結論に於て、期せずして南洲の大陸政策と一致してゐることは毫も疑を容れない。

二 南洲と時代の犠牲者

東亞問題の解決は、南洲の宿志であり、宿題であつた。彼が朝鮮問題の起るを機として、日本帝國の國是を確定し、朝鮮半島の形勢を制して、東亞の盟主と爲り、列強勢力の大陸進出に先ちて、東亞問題を解決せんことを期したるは、之れが爲であつた。

南洲が、黨派以上の見地に立脚して、黨派の異同を論ぜず、朝野を打て一丸とし、舉國一致、以て其の目的を貫徹せんことを期したるは、南洲の偉大なる所以であつたけれども、遣韓大使問題に對しては、内治派の巨頭たる木戸、大久保に對しても、一步も妥協の餘地を示さなかつた。隨て木戸も大久保も、徹頭徹尾、南洲に反対せざるを得なかつた。是れ實に三條、岩倉兩相が極力妥協運動を試みたるに拘らず、何等の效なく、遣韓大使論が内治派の反對運動に由りて、破裂の已むを得ざるに至りたる所以であつた。

遣韓大使論即ち征韓論は、南洲が死を賭して闘つた一大題目であつた。而して南洲が一大有爲の機會に際し、其の抱負を展ぶることを得ず、千古未了の志を齎して空しく内亂の爲に時代の犠牲者と爲つたことは、天下の人士が其の運命の數奇に泣き、英雄の末路に同情せざるを得ざる所である。

唐の詩人杜少陵が嘗て諸葛孔明を詠じたる詩がある。

諸葛大名垂宇宙。宗臣遺廟肅清高。三分割據紆籌策。萬古雲霄一羽毛。伯仲之間見伊

呂。指揮若定失蕭曹。運移漢祚終難復。志決身殲軍務勞。

南洲と孔明とは同一に論すべきでは無けれども、蜀人が孔明の志に同情して、今に至るまで追慕詠嘆、已むこと能はざるものがあるのは、薩人が南洲の人格に傾倒して、樵夫牧童に至るまで、今ま猶ほ其の徳を忘れざると同一である。『萬古雲霄一羽毛』彼は孔明と同じく寔に千古の人なるかな。

三 南洲と大陸政策實現の端緒

彼の征韓論當時、南洲の政敵と爲つた木戸は、明治十年五月、四十四歳を以て死し、大久保は、同十一年五月、四十九歳を以て刺客の手に斃れた。彼の同志であつた桐野、篠原、村田等の諸雄も、一夢蒼々、南洲と同じく隔世の人と爲つた。

併しながら彼等が理想として主張したる大陸政策が明治二十七八年役より、三十七八年役

を經、大正三四年世界大戰より昭和六年の滿洲事變と、十二年の支那事變とを經て、今次の大東亞戰の進展により始めて實現せんとするに至つたことは、南洲も、木戸も、大久保も夢想だも及ばざる所であらう。古人云ふ『古來英雄士。各既歸山阿』と。達人より大觀すれば、死生一如のみ。何ぞ獨り南洲の死のみを悲むに及ばんや。但だ國家の運命は、國策の永續と民族の發展とに由りて悠久なることを認識せねばならぬ。

西南役を距ること、六十一年、征韓論破裂より六十六年。世界の勢一變し、天佑は我に歸し、大東亞局面は滿洲事變と今次の支那事變と大東亞戰爭とを一大轉機として千波萬波を捲き、大東亞共榮主義を理想とする國策實現の序幕を啓きつゝある。今や南洲と大久保との兩雄が雌雄を決して其の議論を闘はした内肅論も外展論も、合流して大陸政策と爲り、一元化しつゝあることに想ひ到れば、吾人は萬古無窮の感に打たれざらんと欲するも、能はぬ。

四 日本民族の代表的人物

吾人は、繰返して云ふ、征韓論は大陸政策の前提である。大陸政策は、維新以來、日本民

族の外に向つて發展しつゝある一大潮流である。

併し南洲の大陸政策は、理想的に止まつてしまつたが、今や理想的問題を離れて現實的問題と爲つた。南洲は日本國防の兵站線として、半島の形勢を制せんとしたが、今や滿洲より北支一帶を以つて國防の生命線として、大陸を防禦せねばならぬことゝ爲つた。南洲は政治的に大陸經綸の已むべからざることを認識したが、今や我が帝國は經濟的に、東亞民族の生存問題として、大陸の資源を開發せざるを得ざるに至つた。南洲は國際競争の前提を豫想して、東亞問題の解決せざるべからざることを主張したが、今や我が帝國は國際競争の中心點に立つて、東亞の平和を維持し、西力東漸の勢を驅逐せざる可からざる地位に到達した。

六年の征韓論は、日韓併合を意味してゐたが、今や日韓の併合のみではなく、日滿の提携渾一を意味してゐる。昔に日滿の提携渾一のみでは無い。日支の提携渾一を意味してゐる。昔に日支の提携渾一のみでは無い。大東亞民族の解放統一を意味してゐる。昔に大東亞文化の復興のみでは無い。延いて東西文化の融合一致を意味してゐる。

是に由りて之を觀れば、大陸政策は、豈に昔に日本國民の生活問題のみに止まらんや。東亞民族の存亡問題であり、東亞文化の消長問題であらねばならぬ。故に吾人は日本の大陸政策と東亞の平和安定とは、一日も離るべからざる關係を有し、我が帝國は、東亞民族の指導者として、其の使命を完うせざるべからざる任務を認識し、遂行することに精進せねばならぬ。而かも、明治六年、南洲が生死を賭して提唱したる征韓論は、大陸政策の序幕であつたが、今や其の理想が實現化せられ、我が大和民族は大東亞の指導者として、皇祖皇宗の天業を世界に恢弘し、崇高なる平和使命を完うせねばならぬ時機に直面しつゝある。南洲の靈にして知るあらば、其の感慨果して如何ぞや。

雜 菊

西 郷 南 洲

老圃殘黃菊。風霜獨不禁。

匹如陶靖節。彭澤宦餘心。

此詩は兒玉天雨の詩會に、南洲が用事の爲に出席せなかつたので、自宅の菊花數枝を折り、此詩に添へて贈つたときの作であると云ふ。

第十八章 結論 (中)

一大東亞戰

歐洲大戰は、セルヴィアの一青年が投じた一發の彈丸に、其の端を發して世界の大戰と爲つたのであるが、今次の支那事變は、彼の二十九軍が北京の西南約三里、河北省の一角たる蘆溝橋に於て、我が日本兵を射撃したるに始まり、延いて支那全土に波及し、終に大東亞の全局面に亘る大戰と爲り、世界の耳目を集注せしむるに至つたものである。

二 支那事變と世界的重要性の意義

明治二十七八年役には、我が帝國が北京に君臨してゐた謎の支那を敵として闘ひ、三十七八年役には、世界の最大陸軍國たる露國を敵として闘ふたのであつたが、今次の支那事變が

蔣介石を中心とする國民黨政權を相手として闘ふに過ぎざるのみならば、勝敗の數は、未戰の前に決して居ると云ふも、恐くは過言ではあるまい。

併しながら、吾人は徐かに國際的環境に照して、支那事變其もの性質を検討すれば、今次の事變は二十七八年役よりも、三十七八年役よりも、より重要性を帯びつゝある戰爭であることを認識せねばならぬ。勿論、二十七八年役に於ても、將た三十七八年役に於ても、支那を繞る歐米の列強國は、虎視耽々として、其の勝敗如何を監視しつゝあつた。而かも二十七八年役には、戰爭終局の刹那に於て、下關係約の價值を半減せしめたる三國干涉の運動が起つた。三十七八年役には、英國が同盟國として多くの援助を日本に與へたこと、同時に、米國大統領ルーズヴェルトが、中心として間接に直接に、より大なる同情を日本に表し、日露媾和の斡旋者と爲つたこと、並に列國の多くが日本の立場を認識し、其の義戰たる所以を諒解してゐたので、外交上幾多の不利なきにあらざりしも、或る意味に於て戰捷國としての面目を損せずして、其の實果を收むることを得たのであつた。

然るに、今や東亞大陸を繞る國際競争の關係は、二十七八年役よりも、三十七八年役より

も、より以上の複雑性、より以上の深刻性、より以上の重要性を帯びて来た。試みに看よ、蘇聯と國民黨政權とは、抗日戦線を目標として共同一致し、事變勃發中、蘇支不可侵條約が締結され、彼は、飛行機を始めとし、兵器彈藥の積極的援助を支那に與へつゝあつたのでは無い乎。英米は財政的に國民黨政權の支持者と爲り、長江流域に於ける權益を擁護せんが爲め、あらゆる方法手段を以て支那を援助し、香港を中心として、一切の軍需品、及び物資を支那の内地に送りつゝあつたのでは無い乎。英佛を盟主とする國際聯盟は我が帝國を九國條約の違反者として之れが決議を採擇し、其の結果九國會議がブラッセル市に開始せられ、日本に對する抗議の聲明書と爲つたのでは無い乎。

日獨伊防共協定と三國同盟とは、我が外交上の成功にして、世界新秩序建設の一大障壁と爲るべきを疑はずと雖も、外交戰は、由來日本人の短處であり、弱點である以上、我等が戒慎せねばならぬことは、茲にありと謂はねばならぬ。

孫子も『用兵の法は其の來らざるを待むこと無く、吾が之を待つあるを待む。其の攻めざるを待むこと無く、吾が攻むべからざるを待む』と云ふてゐるが如く、同盟や條約を待ま

して、我が待つあることを待むことが、外交戰の第一義であらねばならぬ。

大東亞戰の局面は益々擴大し、印度洋作戦が遠からずして一段落を告げんとするに至るのであらうが、今後の趨勢は如何。獨蘇の關係は如何。支那の改造問題は如何。印度の獨立問題は如何。大東亞共榮圈の確立は如何。一として世界政局の機微に觸れざるはなく、一として日本の世界政策と聯繫せざるものがない。是れ實に今次の事變が第一次世界大戰よりも、寧ろ重大性を帯びつゝある所以である。

三 英米の桎梏下にある重慶政權の抗日政策

歐洲列強、就中露英兩國が支那に侵入したる歴史は、一朝一夕の故では無い。而して支那の抗日政策は、其の由て來るもの亦嘗に今日に始まつたものでは無い。

露國哥薩の鐵騎が西比利亞地方に進出したるは、我が天正十年より同十三年、即ち西曆一五八二年より一五八五年にして、清國と愛琿條約を締結し、黒龍江左岸に出でたるは、我が安政五年、西曆一八五八年であつた。北京條約に由りて、黒龍江、烏蘇里九十萬三千方里を